

摂津市下水道事業経営戦略 (改定版)

令和7（2025）年3月
摂津市上下水道部

目 次

1. 摂津市下水道事業経営戦略について	1
1-1. 計画策定の目的	1
1-2. 計画の位置づけ	3
1-3. 計画期間	4
1-4. 戦略の事後検証、更新	5
1-4-1. 事後検証について	5
1-4-2. 更新について	5
2. 下水道事業経営戦略	6
2-1. 下水道事業の現状と課題	6
2-1-1. 水需要の状況	6
2-1-2. 下水道施設・管路の状況	9
2-1-3. 経営の状況	16
2-1-4. 経営指標の分析	29
2-2. 基本方針	45
2-2-1. 施設総量の最適化	46
2-2-2. ライフサイクルコストの最適化（投資の平準化）	46
2-2-3. 民間の資金・ノウハウなどの活用	46
2-2-4. 適切な財源の確保	46
2-3. 投資・財政計画	47
2-3-1. 投資・財政計画の考え方	47
2-3-2. 中長期的な見通し	48
2-3-3. 今後 10 年間の計画	55
3. 全体のまとめ	68
4. 附属資料（経営戦略様式）	69
5. 経費回収率向上に向けたロードマップ	72
6. 資料編（用語集）	73

年号は、原則、和暦で記載し、括弧書きで西暦を併記しています。

1. 摂津市下水道事業経営戦略について

1-1. 計画策定の目的

下水道事業においては、昭和後期から平成初期にかけて集中的に汚水整備を行った結果、市内の大部分の汚水整備が完了した状況です。しかしながら、取得した資産の老朽化対策や雨水整備※など新たな投資が想定される中、人口減少や節水型水使用機器の普及などに伴い水需要は減少傾向にあり、下水道使用料収入が伸び悩むなど、経営環境は厳しさを増しています。

下水道は、住民の日常生活に欠くことのできないものであり、将来にわたってもサービスの提供を安定的に継続することが必要不可欠です。国では、平成 31（2019）年 3 月に「経営戦略策定・改定ガイドライン」が策定され、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略※」について、令和 2（2020）年度までの策定が総務省より要請されました。また、ガイドラインには経営戦略は「3～5 年毎に改定すること」との記載があり、それらを踏まえ、令和 4（2022）年 1 月、経営戦略の改定の支援を目的に「経営戦略策定・改定マニュアル」が策定され、令和 7（2025）年度までに経営戦略を改定することが求められています。

摂津市（以下「本市」という。）は、昭和 40（1965）年度からの事業開始以降、安威川以北地域（一部除く）を合流式下水道※、安威川以南地域を分流式下水道※にて整備を行っています。事業開始以降、着実な整備を行い、令和 5（2023）年度末において合流式下水道が約 107 km、分流式下水道の污水管が約 160 km、雨水管が約 81 km となり、管渠※延長合計は約 348 km となっています。

その結果、行政区域内人口※における処理区域内人口※の割合を示す下水道人口普及率※も増加しており、下水道人口普及率は 99.3% となり、処理区域内人口における水洗便所設置済人口※の割合を示す水洗化率※も 96.4% となっています。

下水道事業は、平成 29（2017）年度より会計方式を公営企業会計※に移行し、経営の見える化に努めました。今後は、本市においても管路施設※などの老朽化が進み、大規模更新に対する準備が必要となっています。このような状況の中、計画的な改築更新※を行うための必要な財源の確保など、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に向けた取組を推進していく必要があります。

本計画は、投資の見通しを踏まえた計画と、財源の見通しを試算した計画を均衡させた投資・財政計画（収支計画）を策定し、上位計画である上下水道ビジョンに掲げる将来像「公共下水道※により快適な生活ができるまちにします！」を実現するため、「摂津市下水道事業経営戦略」〔計画期間：令和元（2019 年度～令和 10（2028）年度）を策定しました。

今回、経営戦略策定から 5 年を経過したことから、後述する PDCA サイクル※（「1-4. 戦略の事後検証、更新」参照）に基づき、下水道事業を取り巻く環境の変化を踏まえて、改めて投資・財政計画（収支計画）の見直しを行い、別途見直しを行っている摂津市上下水道ビジョンとの整合を図りつつ、経営戦略の見直しを行います。

1-2. 計画の位置づけ

経営戦略は、下水道事業の長期構想にあたる「摂津市上下水道ビジョン」（以下「ビジョン」という。）に掲げる実現化方策を着実に推進するために策定するもので、令和3(2022)年3月に策定された「摂津市行政経営戦略」で示されている市が取り組むべき10分野29施策の方向性や取組等のうち、下水道分野について具体的にどのように実施するものであるかを示しています。

下水道事業が、将来にわたって安定的にサービスの提供を継続できるように、中長期的な視野のもとで、投資計画と財政計画を均衡させた経営の基本計画となります。（図 1-1 参照）。

また、3～5年ごとに経営戦略の見直しを行うことで、ビジョンで定めた実現化方策の達成度を確認します。

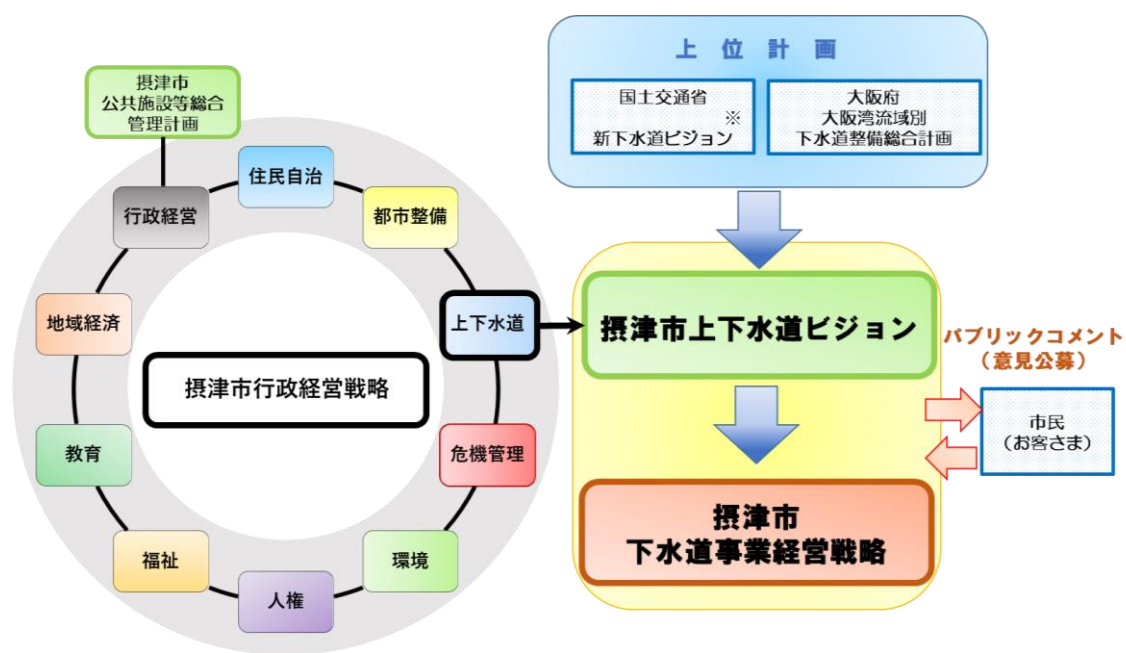


図 1-1 計画の位置づけ

1-3. 計画期間

令和元（2019）年度から令和 10（2028）年度までの 10 年間

総務省が示す「経営戦略ガイドライン」における「事業の特性、個々の団体、事業の普及状況、施設の老朽化状況、経営状況などを踏まえて、10 年以上の合理的な期間を設定することが必要」との考え方に基づき、長期的な視点も考慮した中での 10 年間を本計画の計画期間とします。

本中間見直しでは、計画期間前半の状況を示すため、下記の通り「中間検証」欄を設け、その前段では令和元（2019）年度の経営戦略策定までの状況、「中間検証」欄では、経営戦略策定から令和 5（2023）年度までの状況を整理しています。

中間検証

また、見直し後の計画期間は、令和 7（2025）年度から令和 10（2028）年度までの 4 年間とします。

1-4. 戦略の事後検証、更新

1-4-1. 事後検証について

進捗管理を各年度終了後に実施します。

1-4-2. 更新について

進捗管理結果をもとに、状況の変化に応じて 3～5 年ごとに見直し（ローリング）を行う予定でしたが、令和 4（2022）年度から令和 5（2023）年度にかけて、燃料価格の高騰の影響により光熱水費などの費用が急激に増加し、それらの上昇分を将来予測に反映させると実態とかけ離れた予測になる恐れがあったことから、中間見直しを 1 年見送り、令和 6（2024）年度に行います（図 1-2 参照）。

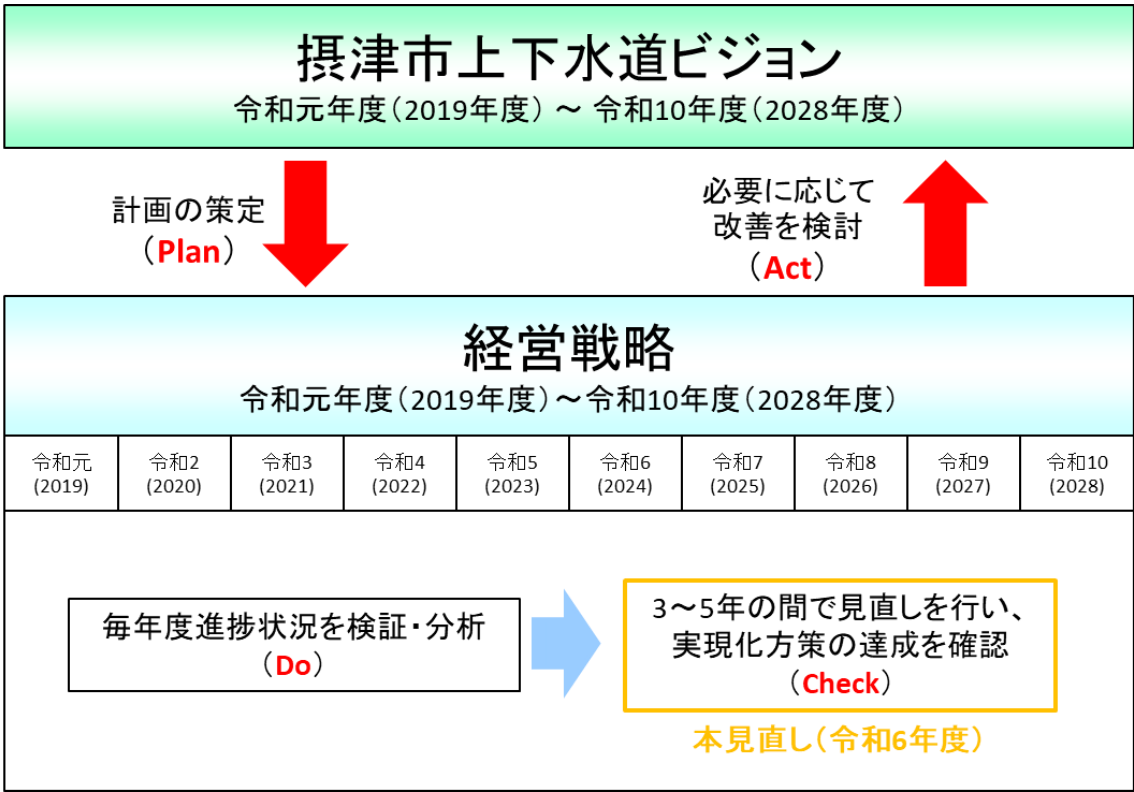


図 1-2 進捗管理方法について

2. 下水道事業経営戦略

2-1. 下水道事業の現状と課題

2-1-1. 水需要の状況

(1) 処理区域内人口・下水道人口普及率の状況

本市の下水道事業は、昭和 40（1965）年度からの事業開始以降、着実な整備を進め、令和 5（2023）年度末の下水道人口普及率は 99.3%に達し、汚水整備※は概成※しています。一方、本市の行政区域内人口は、平成 22～26（2010～2014）年度の阪急摂津市駅周辺の開発事業、平成 30～令和 2（2018～2020）年度の千里丘新町の開発事業などにより増加したものの、その後は減少傾向にあります。処理区域内人口は、汚水整備が概成していることから、今後大幅な増加が見込めない状況です（図 2-1 参照）。

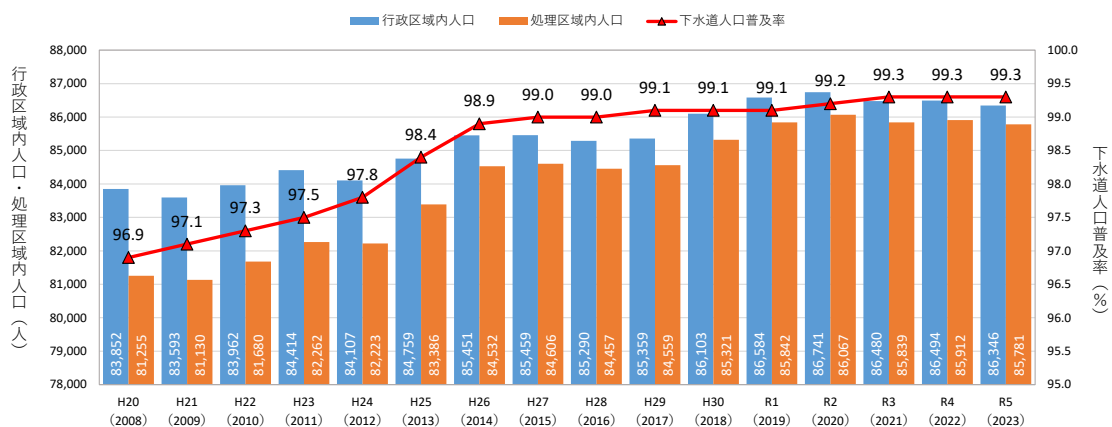


図 2-1 行政区域内人口・処理区域内人口・下水道人口普及率の推移

(2) 汚水処理水量・有収水量の状況

下水道使用料※の徴収の対象となる汚水※などの水量を表す有収水量※は、節水型水使用機器の普及などによって減少傾向を示しています。また、汚水処理水量に対して有収水量の割合を示す有収率は、本市の一部が合流区域※となっており、汚水処理水量に雨水の一部が含まれるため、低い水準となります。令和 5（2023）年度末において 70.9% となっており、横ばい傾向となっています（図 2-2 参照）。

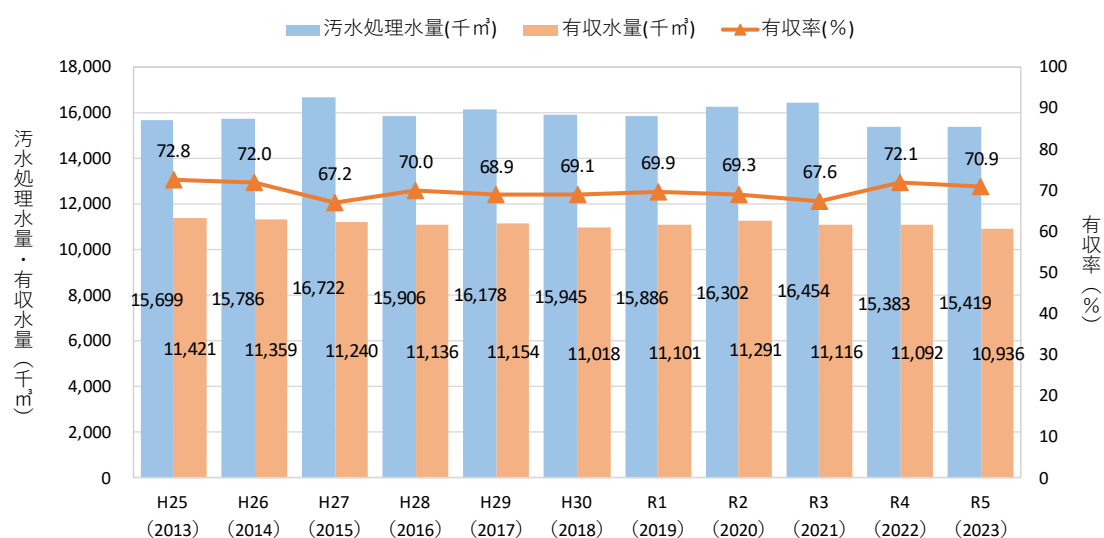


図 2-2 汚水処理水量・有収水量・有収率の推移

(3) 今後の見通し（水需要予測）

今後の行政区域内人口は、国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という。）の推計人口が新たに公表されたため、最新の社人研の推計人口（令和 5（2023）年度公表値）を住民基本台帳ベースに補正したものに、千里丘駅西地区再開発事業に伴う人口増加を加算して予測を修正しました。

また、年間有収水量は、人口推計の見直し、ならびに近年の水需要の実績を加味し、水量予測を上方修正しました。ただし、ビジョンに掲げる施策において令和 10（2028）年度に下水道人口普及率 100%を達成したとしても、処理区域内人口が減少する見通しであることに加え、節水型水使用機器の普及などによって水需要も減少する見通しであるため、水量予測が右肩下がり減少する見通しは変わりません。（図 2-3 参照）。

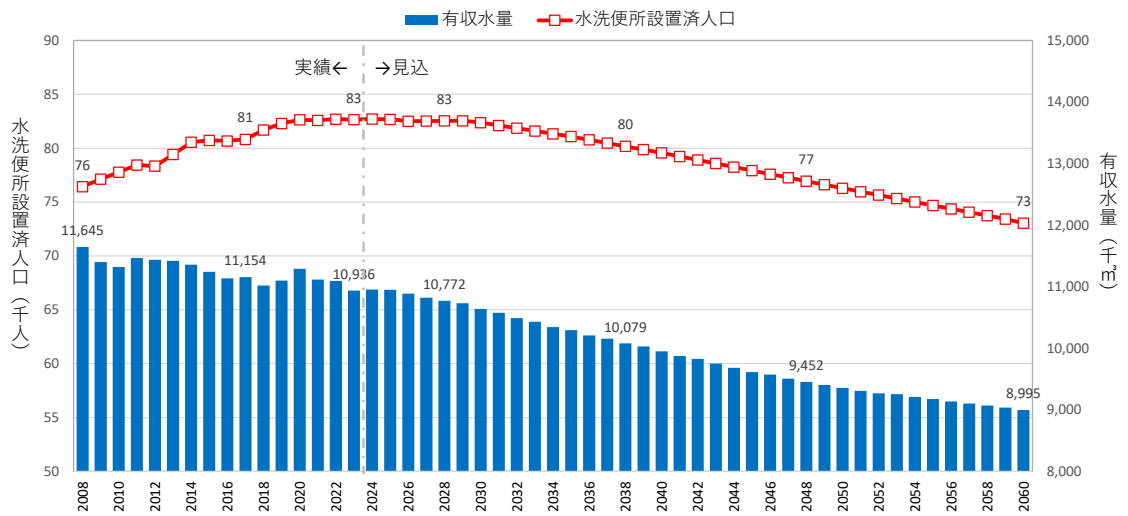
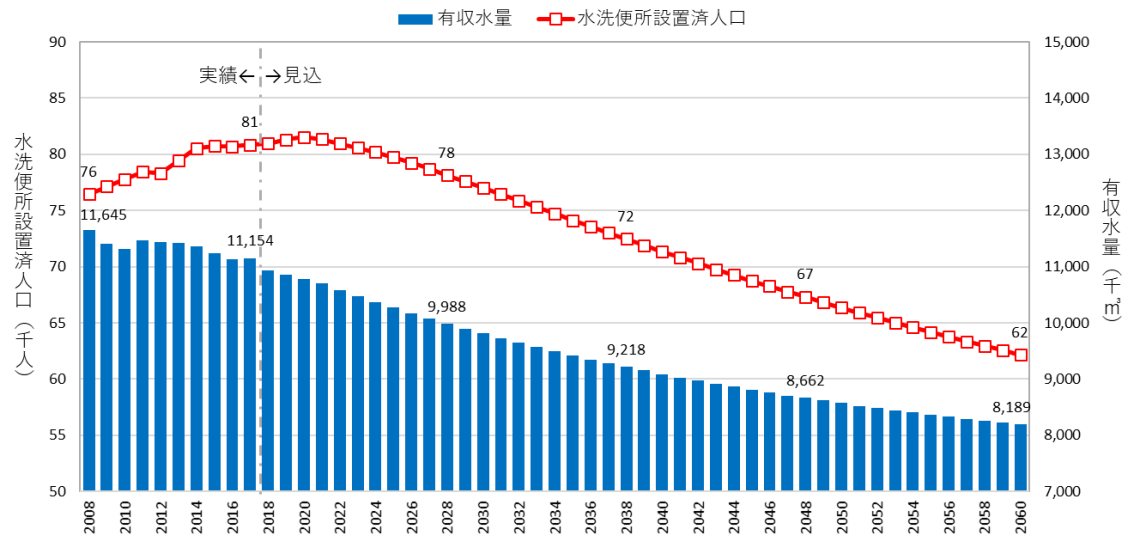


図 2-3 今後の水需要見通し (水需要予測)

2-1-2. 下水道施設・管路の状況

(1) 下水道施設の概要

本市の下水道は、昭和 40（1965）年度に都市下水路※事業として事業を開始し、昭和 46（1971）年度に安威川流域関連公共下水道事業※に変更しました。そのため、市管理の下水処理場※はなく、本市で排出された汚水は、大阪府の管理する安威川流域下水道の中央水みらいセンターで処理され、安威川へ放流しています（図 2-4、図 2-5 参照）。

表 2.1 下水道計画区域の面積と人口（令和 5（2023）年度時点）

流域幹線 集水区域	排水区名 処理分区名	区域	面積（ha）		人口（人）
			事業計画※	全体計画※	
千里	千里	市街化	42.59	42.59	4,904
	千里丘東	市街化	56.30	56.30	6,254
	三島	市街化	72.12	72.12	7,091
	東正雀	市街化	49.29	49.29	6,012
	小計		220.30	220.30	24,261
山田	味舌第一	市街化	102.05	102.05	5,405
	味舌第二	市街化	27.70	27.70	3,951
	小計		129.75	129.75	9,356
岸部	鶴野第一	市街化	76.00	76.00	4,463
茨木吹田	鶴野第二	市街化	6.30	6.30	961
茨木摂津	茨木摂津	市街化	608.36	611.06	33,680
摂津高槻	摂津高槻	市街化	176.04	176.04	6,102
		調整	14.47	40.00	200
		小計	190.51	216.04	6,302
千里山田	味舌第三	市街化	1.55	1.55	77
合計		市街化	1,218.30	1,221.00	78,900
		調整	14.47	40.00	200
		計	1,232.77	1,261.00	79,100

※計画人口は、全体計画＝事業計画とする。

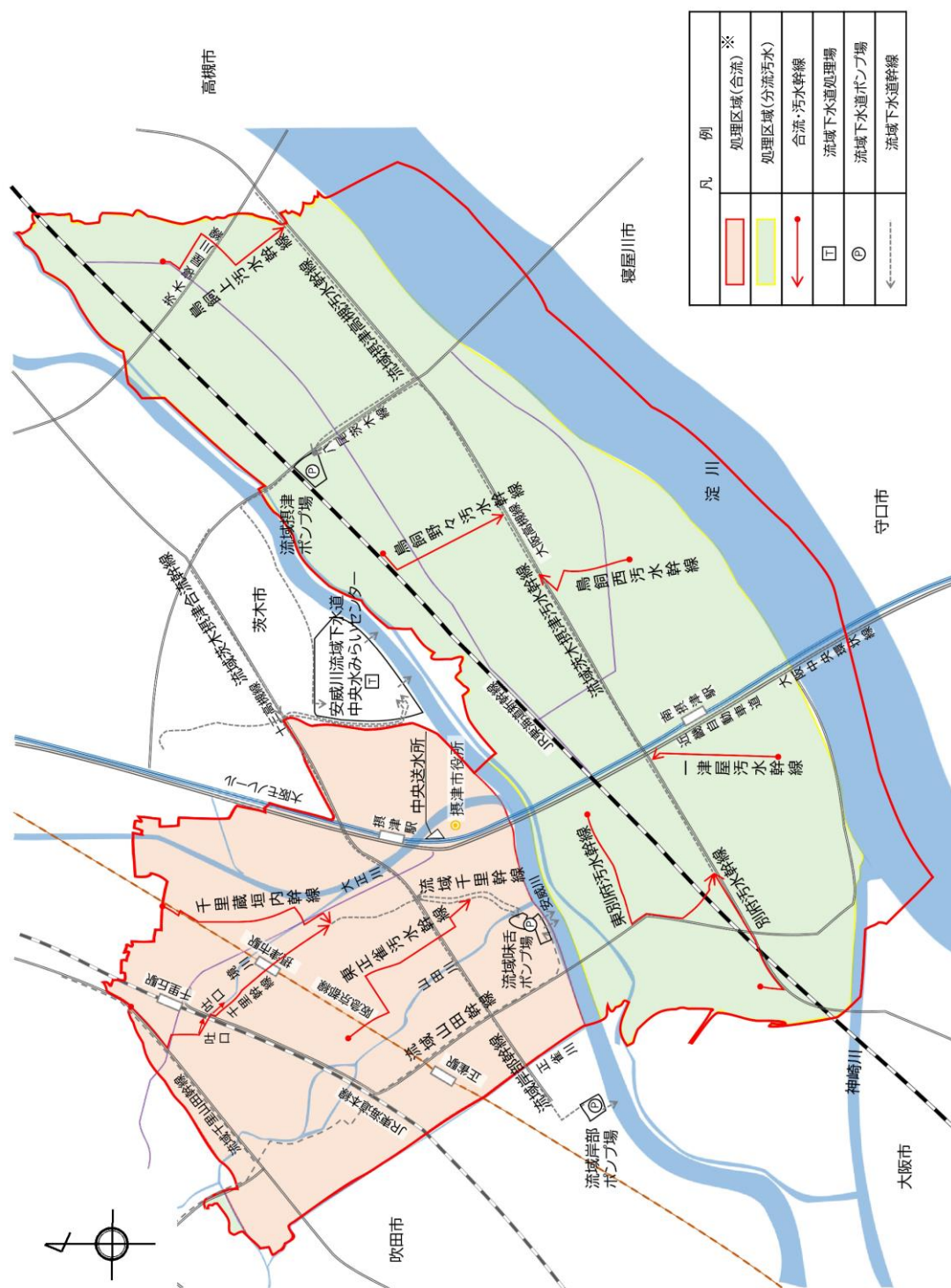


図 2-4 合流、汚水区域 概要図 (令和 5 (2023) 年度時点)

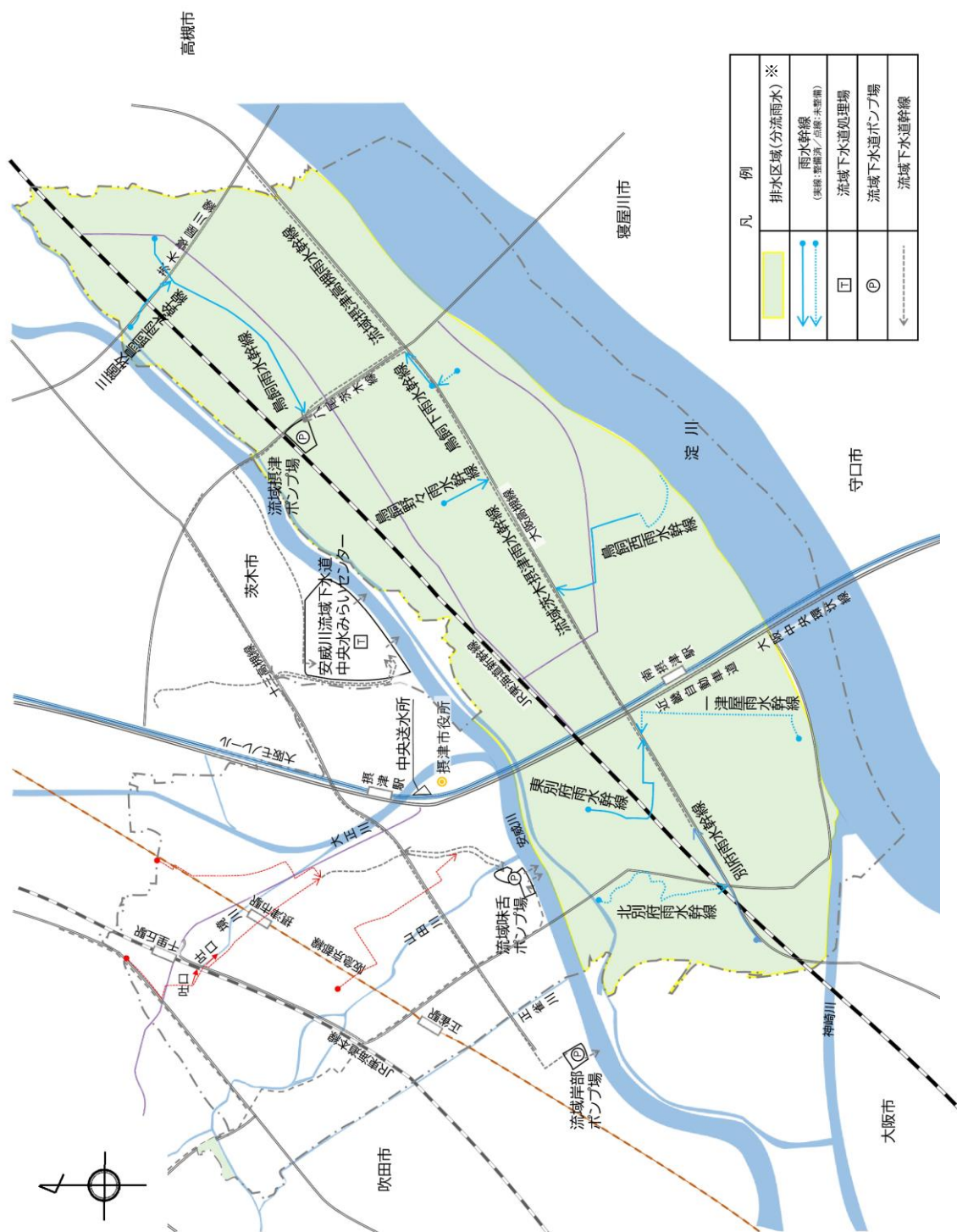


図 2-5 雨水区域 概要図 (令和 5 (2023) 年度時点)

(2) 管路の状況

本市は、昭和 40（1965）年度からの事業開始以降、安威川以北地域（一部除く）を合流式下水道、安威川以南地域を分流式下水道にて整備を行っています。

合流式下水道とは、汚水の流れる管と雨水の流れる管を一つの管で排除する方式であり、汚水整備と雨水整備を同時に行うことが可能で、効率的である半面、管の許容量を超える降雨時には、雨水に混じって汚水が河川に流出し、環境悪化を招くおそれがあります。

分流式下水道は、汚水の流れる管と雨水の流れる管が分かれており、汚水と雨水を別々に排除する方式であり、大雨時でも確実に汚水を排除することが可能となりますが、汚水管と雨水管の 2 本の管を整備する必要があるため、工事費用が合流式下水道と比べて割高となります。

本市では、事業開始当初、近隣市と同様に市全体を合流式下水道により整備を行う計画でしたが、整備の途中、国の方針転換があり、安威川以南地域を分流式下水道により整備を行う計画へと切り替えました。

事業開始以降、着実な整備を行った結果、令和 5（2023）年度末において合流式下水道が約 107 km、分流式下水道の汚水管が約 160 km、雨水管が約 81 km となり、管渠延長合計は約 348 km となっています（図 2-6 参照）。

一方で、初期の頃に整備した管渠は、供用開始※より相当の年数が経過しており、令和 5（2023）年度末時点で、供用開始後 30 年を経過した管渠は約 195km となります（図 2-7 参照）。これらの管渠は老朽化により重大な事故を引き起こす恐れがあることから、計画的に点検、調査を実施し、その状態を把握する必要があります。令和 2（2020）年度に策定した摂津市公共下水道ストックマネジメント計画※（以下、「SM 計画」という。）では、第 1 期計画で供用開始後 50 年以上を経過した全管路施設を含む約 85 k m を対象に、第 2 期計画でリスク評価に基づいて決定した管路施設約 82 k m を対象に点検・調査を実施するとしています。点検・調査においては、管渠内の TV カメラ調査※を実施し、状態を把握、必要に応じて修繕※を実施しています（図 2-8 参照）。

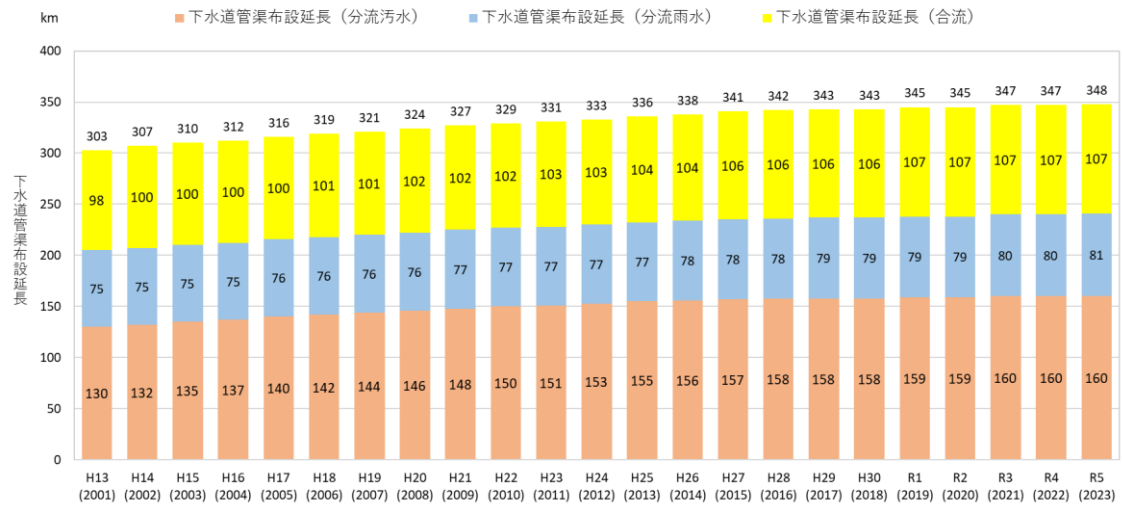


図 2-6 管渠整備延長（各年度における累計延長）

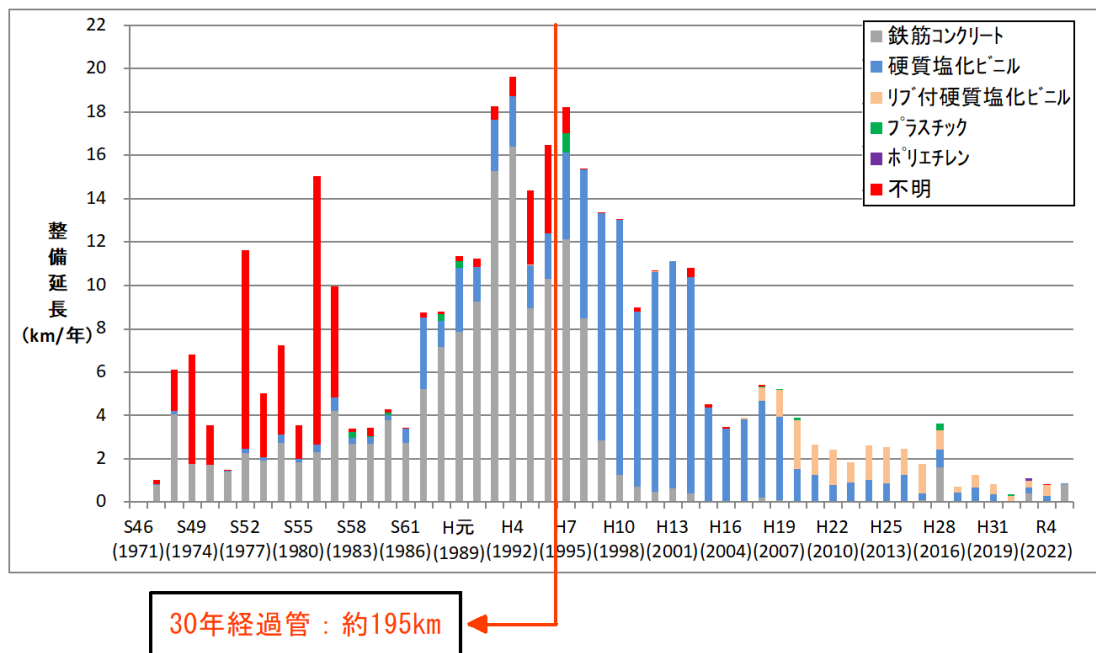


図 2-7 管種別管渠延長（令和 5（2023）年度末現在）

本市では、計画的な点検・調査計画および効率的な修繕・改築計画を立て適切な維持管理を行い、良好な下水道サービスを持続的に提供することを目的として、SM計画を令和2（2020）年度に策定しました。

本市の下水道管路施設のうち耐用年数50年以上経過した管渠は、約17kmと全体の5%程度ですが、10年後の令和15（2033）年には約82kmが50年を経過することになります。本市ではSM計画の策定に先立って、供用開始後30年を経過した管渠及び破損等による影響が大きい主要な管渠※を優先してTVカメラ調査を実施しており、必要に応じて修繕を行っています。

SM計画では、5か年を1期とし、「点検・調査計画」と「修繕・改築計画」を策定しています。現在は、令和3（2021）年度～令和7（2025）年度を対象とした第1期に該当しており、本ビジョンと並行して第1期計画の見直しを実施しています。

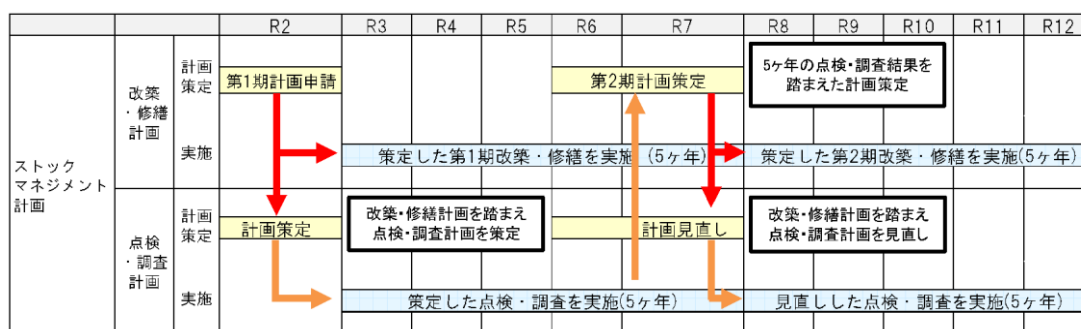


図 2-8 修繕・改築、点検・調査計画の実施工程

出典）摂津市公共下水道ストックマネジメント計画中間見直し業務委託報告書（令和7年3月）

表 2.2 点検・調査計画における施設管理の考え方

分類	リスク評価方法	施設管理方法
管路	好ましくない事象の「被害規模」と「発生確率」の積により、 優先度 （リスクの大きさ）を設定	・管 ・マンホール躯体 ・マンホール蓋 } 状態監視保全 ・柵、取付管 : 事後保全
マンホールポンプ場	好ましくない事象の「被害規模」と「発生確率」をリスクマトリクス※により、 優先度 （リスクの大きさ）を設定	・機械設備 ・電気設備 } 時間計画保全

点検・調査は、第1期ストックマネジメント計画期間（短期5年）においては、50年以上経過した全管路施設を含む約85kmを対象とし、表2.3に示す頻度にて実施しています。点検・調査の結果、緊急度*Ⅰ判定となった管渠はありませんでした。しかしながら、本市の下水道は過去に集中して整備を実施しているため、管渠の劣化が急激に進行するおそれがあるため、引き続き計画的な管渠内調査が必要です。

また、第2期ストックマネジメント計画期間では、リスク評価に基づいて決定した約82kmを対象とし、点検・調査を実施予定です。

表 2.3 点検・調査計画の施設の位置付けと頻度の設定

重要施設項目		環境条件	対象延長・ 箇所数	【点検】 設定頻度	【調査】 設定頻度
腐食 環境	最重要施設	圧送管吐出し 先マンホール	7箇所	(法令) 5年に 1回	点検結果異常時 または 10年に1回
一般 環境	最重要路線	最重要路線	1.3km	5年に 1回	点検結果異常時 または 10年に1回
		マンホール	12箇所		
	重要路線	重要路線	58.5km	7～8年 に 1回	点検結果異常時 または 15年に1回
		マンホール	1,124箇所 19箇所/km		
	一般路線	一般路線	288.4km	15年に 1回	点検結果異常時 または 30年に1回
		マンホール	12,274箇所 43箇所/km		

出典) 摂津市公共下水道ストックマネジメント計画中間見直し業務委託報告書
(令和7年3月)

表 2.4 修繕・改築計画における施設管理の考え方

分類	判定基準	対策が必要な施設
管路	「上下方向のたるみ」「管の腐食」「スパン*全体に対する不良管の割合」から、 緊急度 を判定	【管渠、マンホール本体】 緊急度Ⅰ 緊急度Ⅱ
マンホール蓋	「Aタイプ」「Bタイプ」のタイプ別に 健全度 を判定	健全度1 健全度2
マンホールポンプ場	目標耐用年数 で判定	判定結果に応じて「修繕」、「改築」いずれかで対応

2-1-3. 経営の状況

(1) 下水道使用料の状況

本市の下水道使用料は、基本料金と従量料金で構成しています（表 2.5 参照）。

料金改定は、平成 19（2007）年 10 月 1 日に 5.5%の値上げを行っており、それ以降は料金改定を行っていません。大阪府内の市町村における下水道使用料と比較すると図 2-9 に示すとおり、中間より下位に位置しています。

表 2.5 下水道使用料体系（税抜金額）

区分	基本料金 (1か月当たり)	従 量 料 金 （ 1 か 月 1 m ³ に つ き ）							
		7m ³	11m ³	21m ³	31m ³	51m ³	101m ³	501m ³	1,001m ³
		10m ³	20m ³	30m ³	50m ³	100m ³	500m ³	1,000m ³	以上
一般用	570円	95円	114円	144円	166円	185円	205円	215円	260円
公衆浴場用		1m ³ ～1,000m ³		1,001m ³ ～2,000m ³			2,001m ³ 以上		
		26円		78円			130円		

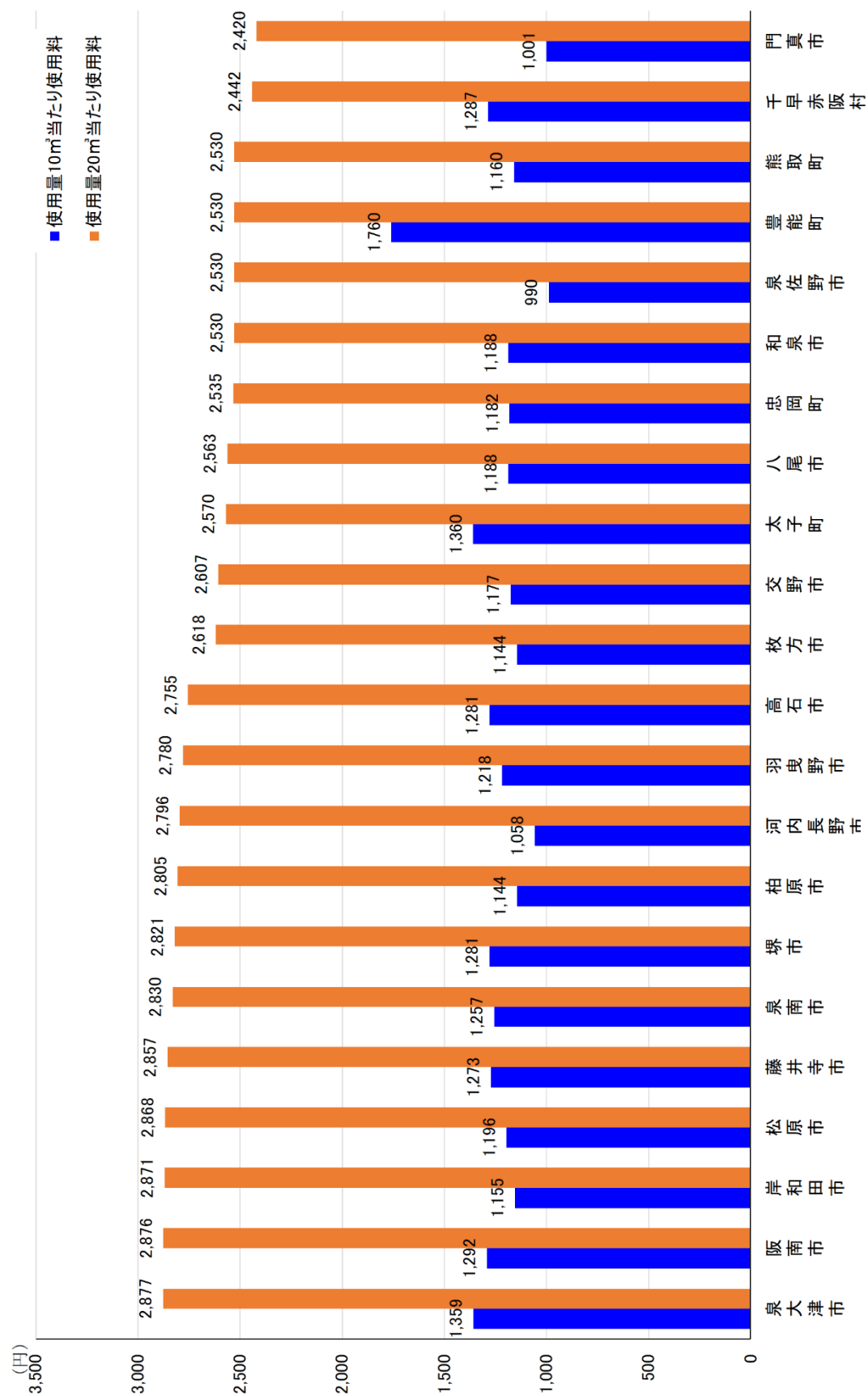


図 2-9 (1/2) 大阪府内市町村の下水道使用料の比較 (一般家庭用・1 ヶ月)

注) 令和 6 (2024) 年 4 月 1 日時点の比較 (消費税等含む)

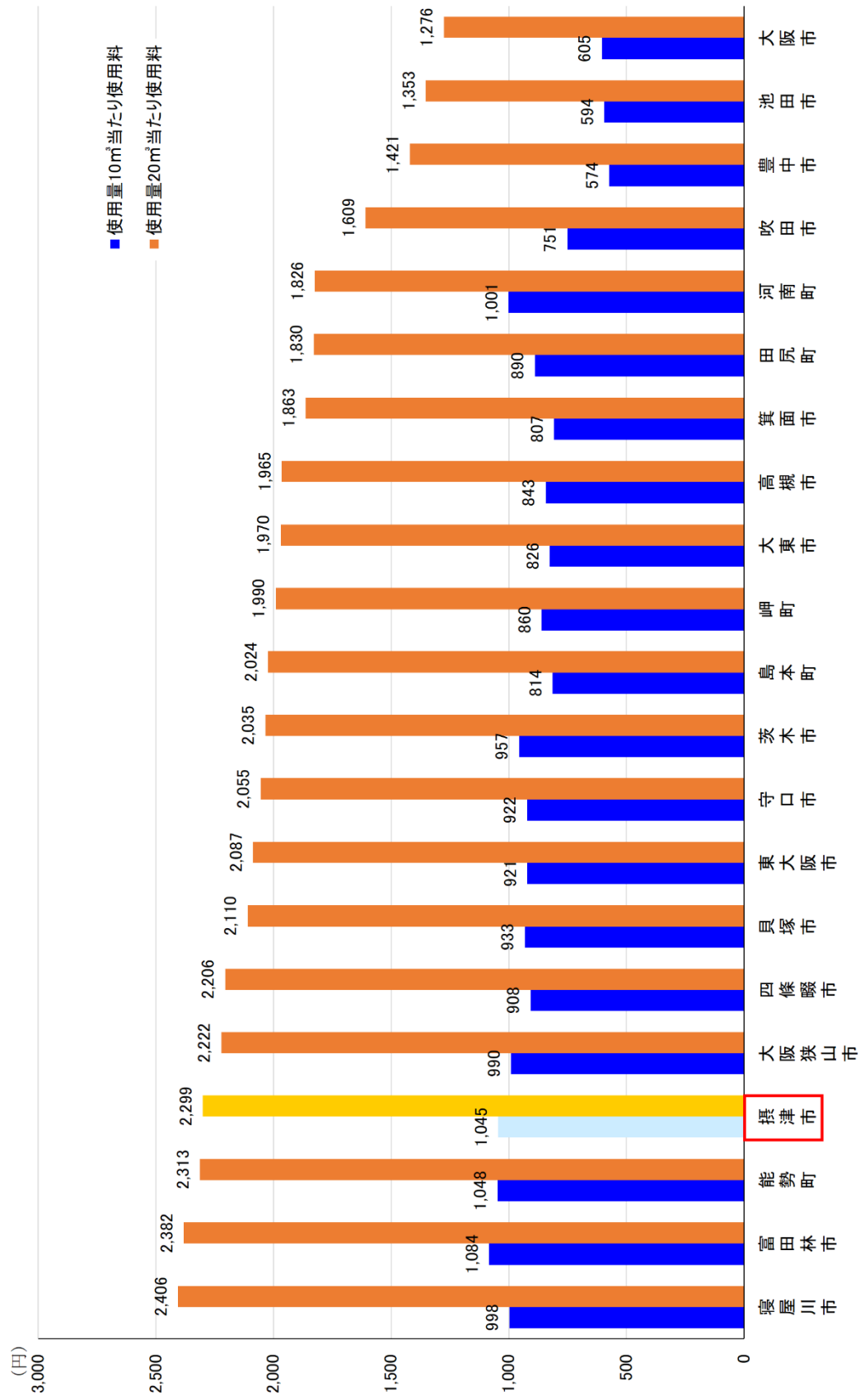


図 2-9 (2/2) 大阪府内市町村の下水道使用料の比較 (一般家庭用・1ヵ月)

注) 令和 6 (2024) 年 4 月 1 日時点の比較 (消費税等含む)

(2) 財政収支の状況

1) 収益的収支の状況

収益的収支[※]は、表 2.6 に示すとおりで、平成 29 (2017) 年度では収益計が約 39 億円、費用計が約 37 億円となり、収益と費用の差引で算出される当年度純利益は、約 1.9 億円の黒字を確保することができました。

収益的収支の内訳は、収益では下水道事業の収益の根幹となる下水道使用料で約 46%を占めます。費用では、管路施設などの資産価値の減少を示す減価償却費[※]で約 57%、大阪府の流域下水道[※]の維持管理費用である流域下水道管理費[※]で約 17%、過去の下水道工事の財源として発行した企業債[※]の利息で約 20%を占めています。

中間検証

- ・令和 5 (2023) 年度では収益計が約 35 億円、費用計が約 34 億円となり、約 1.4 億円の黒字を確保しています。
- ・収益的収入は、収益の根幹である下水道使用料の減少が続いています。
- ・収益的支出は、府の流域下水道に係る維持管理経費を計上する流域下水道管理費の増加、雨水整備の実施に伴う減価償却費の増加があった一方で、高利率の企業債の償還[※]終了により企業債利息が減少したため、費用全体では減少傾向にあります。
- ・収入が支出を上回る状態（黒字経営）を維持していますが、収益の減少が大きく黒字額は減少しています。（表 2.6 及び図 2-10 参照）。
- ・収入の内訳は、全体の約 50%が下水道使用料、次いで約 20%が他会計負担金[※]（雨水処理）となっています。
- ・支出の内訳は、全体の約 60%が減価償却費、次いで約 20%が流域下水道管理費となっており、上記のとおりその推移は増加傾向にあります。過去の下水道工事の財源として発行した企業債の利息は年々減少傾向にあり、令和 5 (2023) 年度末では全体の約 10%となっています。

表 2.6 収益的収支（税抜金額）

（単位：千円、税抜）

	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
営業収益① ※	2,710,959	2,659,024	2,589,461	2,600,479	2,512,670	2,492,419	2,520,945
下水道使用料	1,756,303	1,731,588	1,732,208	1,747,211	1,712,789	1,720,876	1,691,306
他会計負担金（雨水処理）	920,238	909,163	847,094	843,192	787,528	755,289	808,141
受託事業収益	33,564	17,431	9,411	9,093	11,225	14,463	19,102
その他営業収益	854	842	748	983	1,128	1,791	2,396
営業外収益② ※	1,140,949	1,060,295	1,014,814	950,581	1,003,899	973,336	984,018
他会計負担金（基準内繰入）	196,383	101,197	78,391	37,732	31,640	27,021	29,992
長期前受金戻入 ※	877,659	879,221	882,675	884,389	901,069	902,384	922,808
建物物件収益	14,582	14,727	14,871	15,304	15,449	15,160	15,449
雑収益	52,325	65,150	38,877	13,156	55,741	28,771	15,769
収益計（①＋②）	3,851,908	3,719,319	3,604,275	3,551,060	3,516,569	3,465,755	3,504,963
営業費用③	2,911,229	2,911,959	2,953,932	2,939,699	2,960,474	2,922,203	3,140,266
管渠費	108,418	130,475	152,238	103,965	97,123	93,925	108,271
受託事業費	33,564	17,431	9,411	9,093	11,225	13,876	18,769
普及促進費	483	339	212	257	456	499	146
業務費	35,929	32,825	33,597	39,970	43,714	50,151	62,002
総係費	48,006	62,655	58,635	58,883	61,689	65,335	75,823
流域下水道管理費	609,788	589,934	613,243	637,328	634,938	585,095	722,068
減価償却費	2,075,041	2,078,300	2,086,596	2,090,203	2,111,329	2,113,320	2,148,128
資産減耗費						2	5,059
営業外費用④	740,021	628,111	516,199	416,979	331,226	277,487	226,841
支払利息及び企業債取扱諸費	729,555	613,673	505,025	402,687	318,650	252,541	211,067
雑支出	10,466	14,438	11,174	14,292	12,576	24,946	15,774
特別損失⑤	12,622	0	0	0	0	0	0
過年度損益修正損	1,288	0	0	0	0	0	0
その他特別損失	11,334	0	0	0	0	0	0
費用計（③＋④＋⑤）	3,663,872	3,540,070	3,470,131	3,356,678	3,291,700	3,199,690	3,367,107
当年度純利益（収益計－費用計）	188,036	179,249	134,144	194,382	224,869	266,065	137,856

注：千円未満四捨五入により、円単位作成の決算書とは合計額が一致しない場合がある

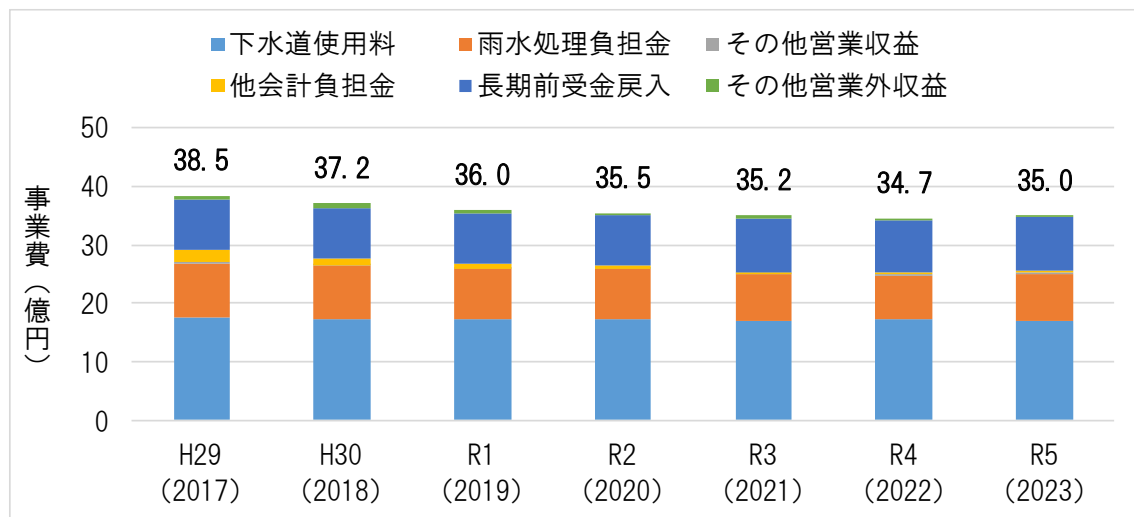


図 2-10 収益的収入の推移

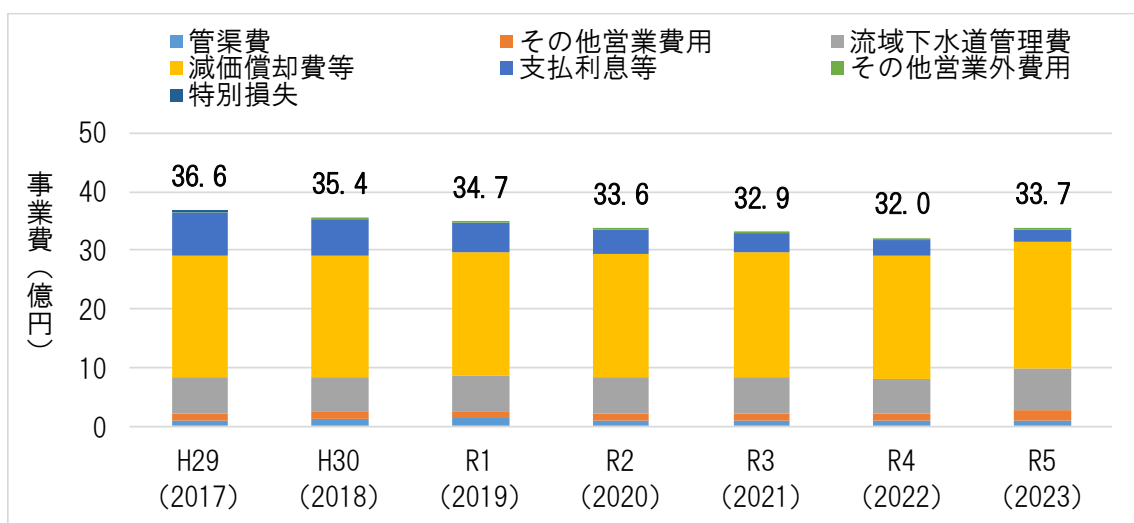


図 2-11 収益的支出の推移

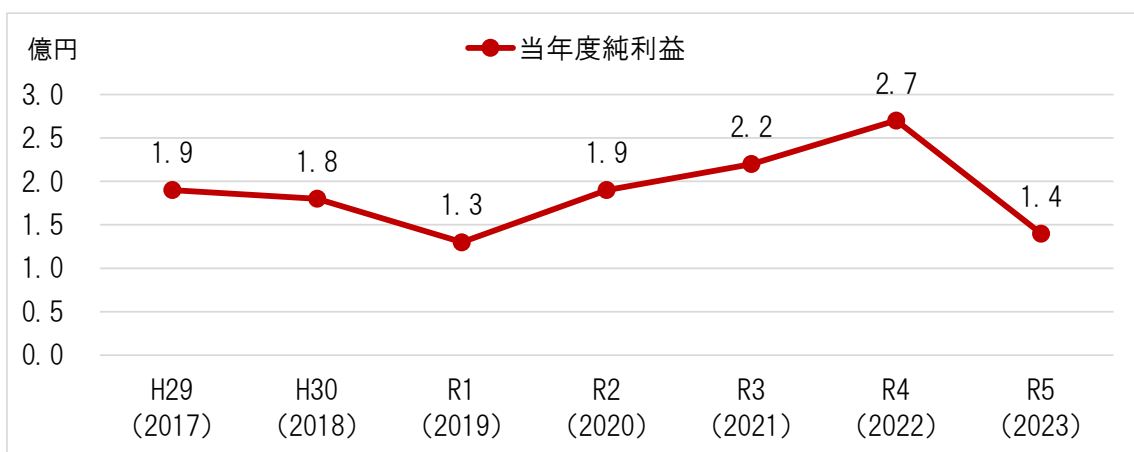


図 2-12 当年度純利益の推移

2) 資本的収支の状況

資本的収支[※]は、表 2.7 に示すとおりで、平成 29 (2017) 年度では収入計が約 31 億円、支出計が約 43 億円となり、約 12 億円の収支不足となっています。これは過去に集中的に下水道整備を行った際に、その財源として発行した企業債の償還のピークが到来し、企業債の元金償還金[※]の負担が重いためです。

企業債の償還に対しては、資本費平準化債[※]12 億円を新たに発行するなど、財源確保に努めているところですが、なお不足が発生しています。

資本的収支の不足額に対しては、損益勘定留保資金[※]などの補填財源で賄うことになっていますが、補填財源で賄うことができない分については、一般会計より他会計補助金[※]として、国が定めた基準以上の繰入[※]を行っている状態です。

資本的収支の内訳は、収入では企業債による収入で約 65%、一般会計からの繰入金で約 27%を占め、支出では、公共下水道工事などの建設改良費[※]は約 9%しかなく、企業債の償還が約 91%を占めています。

中間検証

- ・令和 5 (2023) 年度では収入計が約 14 億円、支出計が約 28 億円となり、約 14 億円の収支不足となっています。
- ・資本的収入は、企業債における資本費平準化債の発行可能額の減少に伴い、減少傾向にあります。資本費平準化債の減少に伴う財源不足分は一般会計負担金及び一般会計補助金により補っているため、それらの金額は増加傾向にあります。
- ・資本的支出は、企業債の元金償還がピークを過ぎ償還額が減少していることから支出全体でも減少傾向にあります。三箇牧鳥飼雨水幹線、東別府雨水幹線建設工事により令和元 (2019) 年度から令和 4 (2022) 年度にかけて建設改良費が増加しましたが、これらの財源は国庫補助金[※]や企業債などにより賄いました。
- ・資本的収入の内訳は、資本費平準化債を発行していた令和 4 (2022) 年度までは、全体の約 60%を企業債が占めていましたが、資本費平準化債を発行していない令和 5 (2023) 年度は全体の約 20%となり、代わりに一般会計負担金及び一般会計補助金が約 70%を占めています。
- ・資本的支出の内訳は、全体の約 80%が企業債の元金償還、約 20%が公共下水道工事などの建設改良費となっており、企業債の償還負担が重い状況が続いています。

表 2.7 資本的収支（税抜金額）

（単位：千円、税抜）

	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
資本的収入①	3,055,988	3,274,415	3,506,522	3,742,132	2,880,008	1,961,525	1,428,963
企業債	1,985,300	2,075,800	2,110,600	2,173,000	1,558,900	631,200	260,500
負担金等	110,334	152,194	110,781	120,799	8,755	9,740	25,799
国庫補助金	128,100	191,000	387,000	406,000	260,765	229,000	108,900
他会計負担金（基準内繰入）	464,025	464,301	465,141	542,254	536,962	548,623	500,987
他会計補助金（基準外繰入）※	367,356	390,608	432,711	499,986	514,530	542,696	532,777
長期貸付金償還金	873	512	289	93	96	266	0
資本的支出②	4,296,504	4,535,111	4,754,496	4,945,826	4,225,899	3,400,721	2,801,126
建設改良費	375,955	594,757	935,113	1,070,805	767,980	766,679	470,322
企業債償還金	3,920,549	3,940,108	3,819,383	3,875,021	3,457,619	2,634,042	2,330,804
長期貸付金	0	246	0	0	300	0	0
資本的収入①－資本的支出②	-1,240,516	-1,260,696	-1,247,974	-1,203,694	-1,345,891	-1,439,196	-1,372,163

注：千円未満四捨五入により、円単位作成の決算書とは合計額が一致しない場合がある

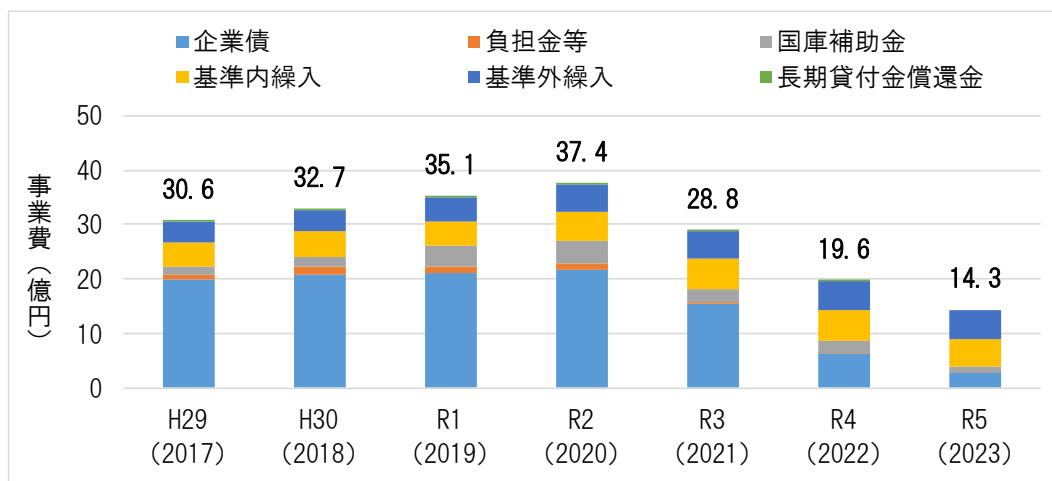


図 2-13 資本的収入の推移

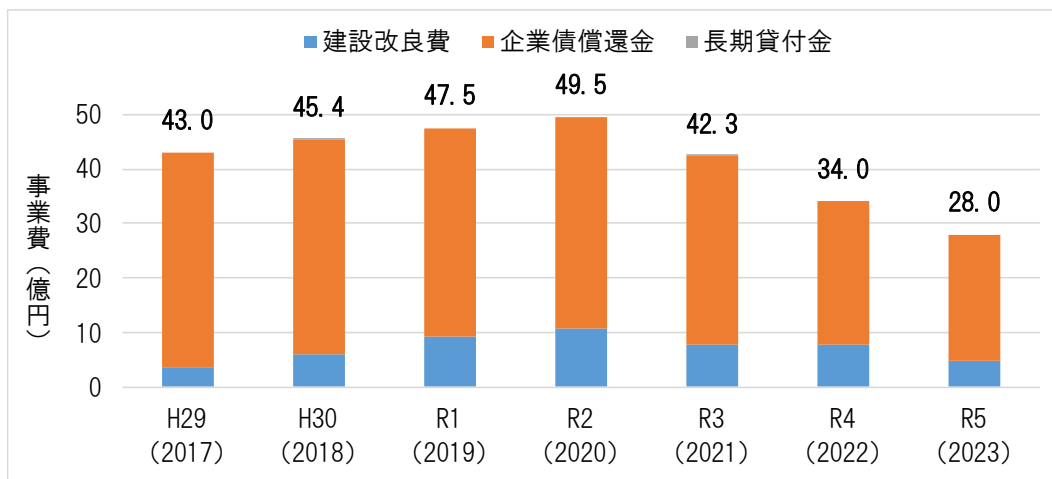


図 2-14 資本的支出の推移

3) 企業債未償還残高（借入金）の状況

企業債未償還残高※（借入金）は、昭和後期から平成初期にかけて集中的に整備を進めた結果、借入残高が急激に増加し、平成 11（1999）年度末には約 540 億円となりました。平成 12（2000）年度以降は、企業債発行額を元金償還金以内に抑制したことから減少傾向にあり、平成 29（2017）年度末残高は約 307 億円となっています。

一方、元金償還金は集中整備期間に発行した企業債の償還のピークが到来しており、平成 28（2016）年度には約 40 億円となっています。

中間検証

- 平成 29（2017）年度以降においても、企業債発行額を元金償還金以内に抑制しており、企業債残高の減少は続いています。令和 5（2023）年度末における企業債未償還残高は、約 195 億円となっています。
- 令和 5（2022）年度末での借入利率別の企業債未償還残高は、表 2.8 に示すとおり借入利率 3%未満の企業債が大部分を占めている状況です。

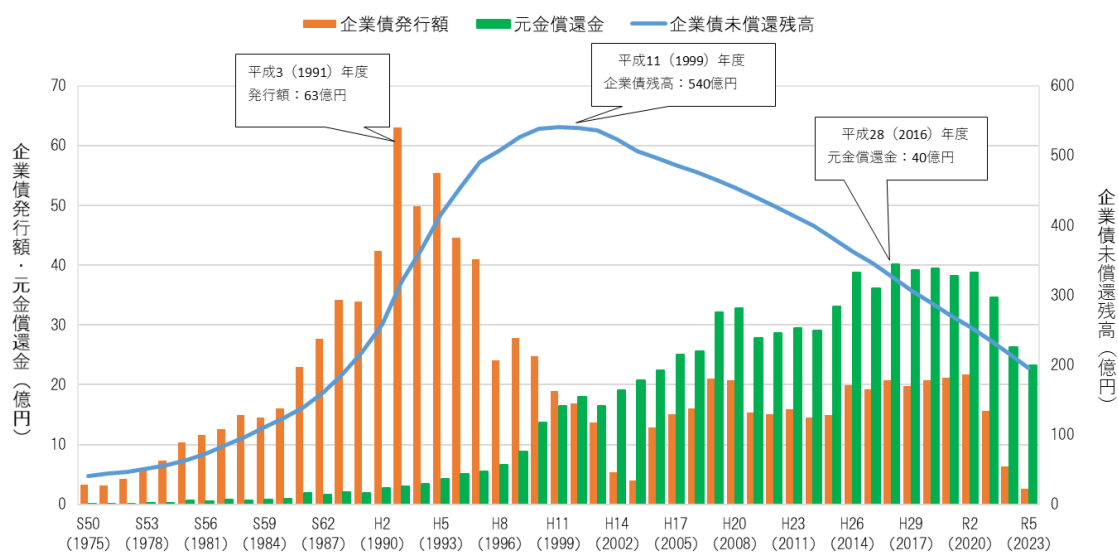


図 2-15 令和 5（2023）年度末現在の企業債推移

表 2.8 利率別での企業債未償還残高（令和 5（2023）年度末現在）

利率	未償還残高 (百万円)	割合
6%以上	0	0.0%
5.00～5.99%	0	0.0%
4.00～4.99%	187	1.0%
3.00～3.99%	189	1.0%
2.00～2.99%	3,268	16.7%
1.00～1.99%	4,928	25.3%
0.01～0.99%	10,898	56.0%
計	19,470	100.0%

4) 企業債償還金と減価償却費の状況

中間検証

- ・昭和後期から平成初期にかけて集中して下水道整備を実施したため、当時発行した企業債の元金償還の負担が重く、資本費平準化債を充当してもなお企業債償還金が減価償却を大きく上回っている状態にあります。不足する企業債元金償還金の財源として一般会計負担金及び一般会計補助金に依存する状況が続いています。
- ・令和 6（2024）年度以降、発行基準の緩和により再度資本費平準化債の発行が可能となることから、一般会計補助金相当額を上限として発行を予定しているため、資本費平準化債の発行が可能な期間においては一般会計補助金は解消される見込みです。

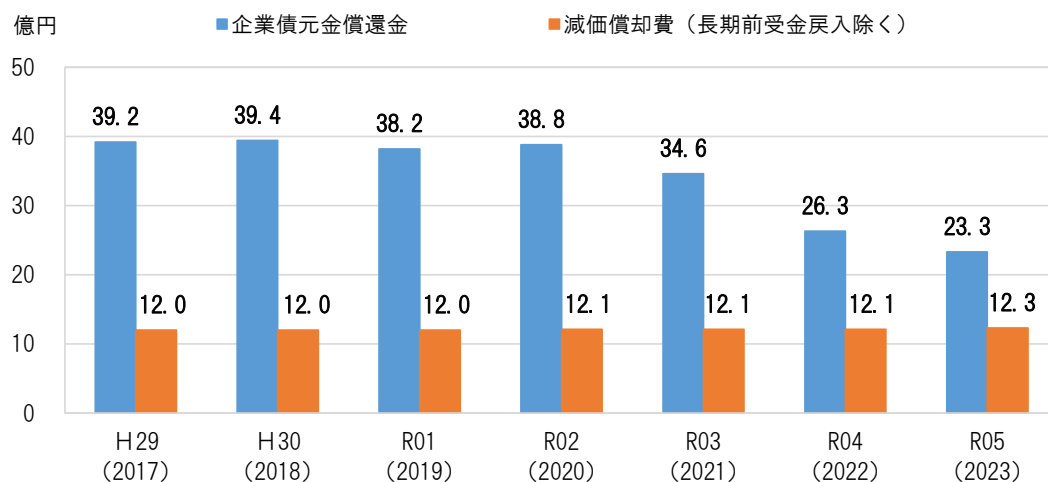


図 2-16 企業債償還金及び減価償却費の推移

5) 現金・預金残高（自己資金）の状況

中間検証

- ・平成 29（2017）年度に地方公営企業法を適用[※]したため、法適用以前は現金・預金（自己資金）を確保していませんでした。
- ・法適用以降においても、企業債の元金償還の負担が重く、財源が不足していることから、現金・預金残高は平成 29（2017）年度以降横ばいとなっています。

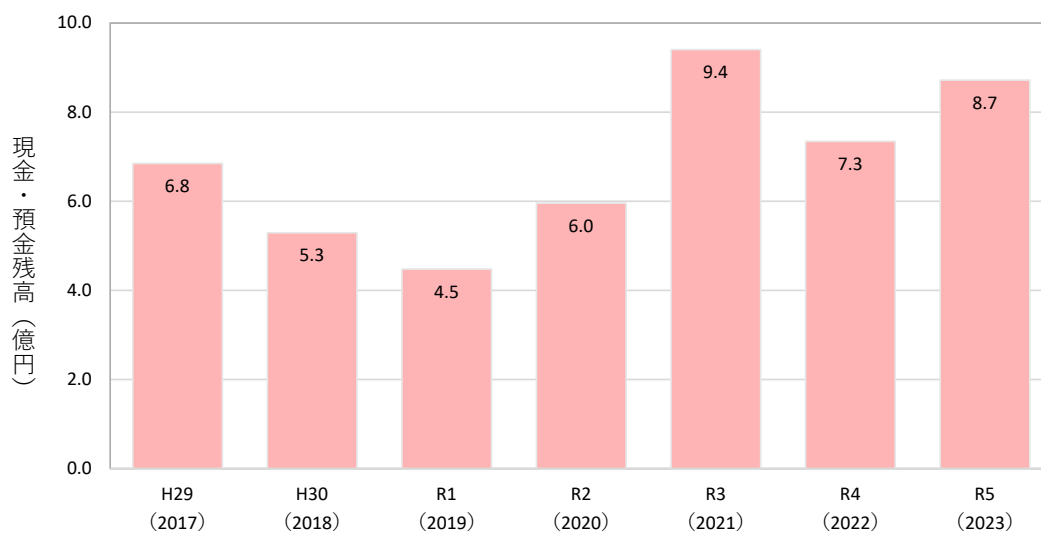


図 2-17 現金・預金残高の推移

(3) 組織の状況

現在の組織図は、図 2-18 に示すとおりで、2 課 2 係で構成されています（主な業務内容は表 2.9 参照）。

職員数については、機構改革による業務効率化や委託拡大などの実施に伴い、年々削減してきましたが、平成 29（2016）年度以降は横ばいとなっています。（図 2-19 参照）。

今後は、職員数が減少する中でも安定的に事業が運営できるよう、民間委託や上下水道部統合によるスケールメリットを活かした事業の合理化を進めるとともに、施設の老朽化対策、ならびに災害、事故などの危機管理体制の強化へ向けて、上下水道事業双方に精通する職員の育成が必要となります。

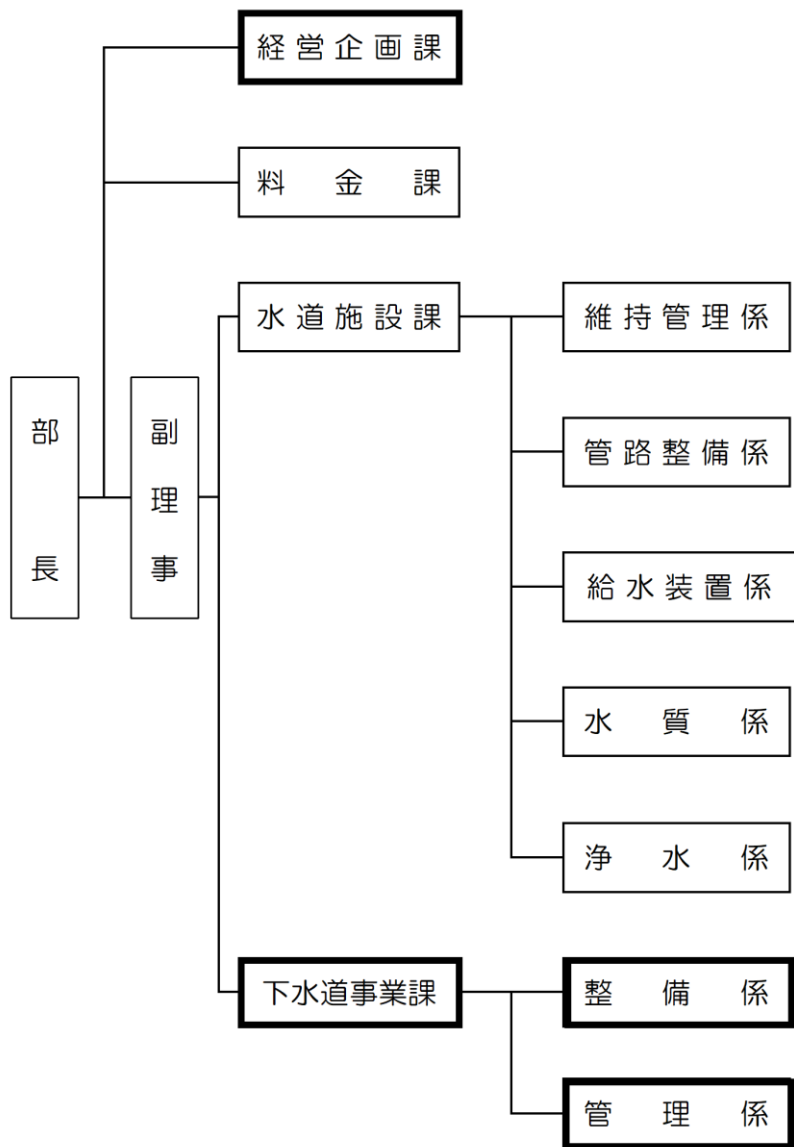


図 2-18 組織図（令和 6（2024）年 4 月 1 日現在）

表 2.9 各課・係の主な業務内容

部	課	係	主な業務内容
上下水道部	経営企画課		・文書や財産の管理 ・統計データの作成 ・部内の人事など ・各事業の企画立案 ・予算や決算などの会計処理 ・工事請負契約や業務委託契約などの手続き ・その他の庶務
	下水道事業課	整備係	・下水道施設の工事に関する計画・設計・施行・監理 ・下水道関係の調査や資料作成
		管理係	・下水道施設の維持管理 ・排水設備※の申請に関する手続き ・水洗便所の普及促進 ・排水設備に係る助成金及び貸付金の手続き ・受益者負担金※の賦課及び徴収

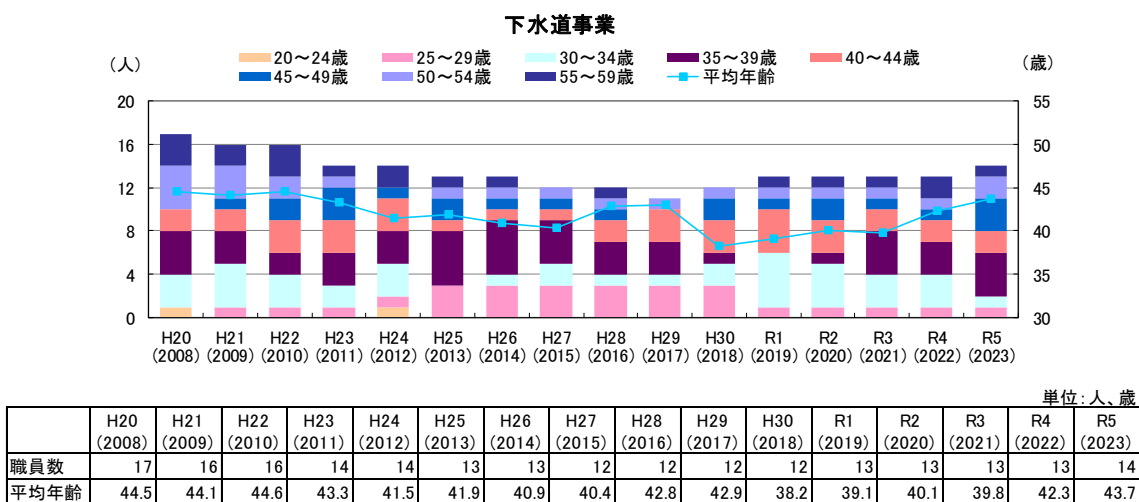


図 2-19 職員年齢構成及び平均年齢の推移

2-1-4. 経営指標の分析

本市の経営状況について、毎年公表している「経営比較分析表」の経営指標などを用いて分析を行います。分析にあたっては、経営資源の要素である「ヒト」、「モノ」、「カネ」の3つの観点で経営の健全性・効率性、老朽化の状況を整理し、類似事業体との比較を行います（表 2.10 参照）。

類似事業体には、処理区域内人口が5万人以上10万人未満で、有収水量密度^{*}が7,500 m³/ha 以上、供用開始から25年以上経過している7事業体（具体的には大阪府池田市、四條畷市、柏原市、京都府城陽市、奈良県橿原市、埼玉県和光市、志木市）を抽出しています。なお、各事業体の公表数値は令和4（2022）年度までとなっているため、本市の令和5（2023）年度と各事業体の令和4（2022）年度との比較になっています（表 2.10 参照）。

表 2.10 類似事業体

都道府県名	事業体	処理区域内 人口（人）	有収水量密度 （m ³ /ha）	供用開始後 年数（年）
大阪府	摂津市	85,781	9,700	48
	池田市	99,707	10,800	53
	柏原市	58,689	10,300	32
	四條畷市	53,578	8,800	36
京都府	城陽市	74,005	8,400	32
奈良県	橿原市	95,889	7,500	52
埼玉県	和光市	81,279	11,200	41
	志木市	76,131	11,500	41

表 2.11 経営資源の要素と対応する経営指標

経営資源	項 目	対応する経営指標
ヒ ト	職員一人当たりの処理水量の効率性	職員一人当たり有収水量
	職員一人当たりの利益状況	職員一人当たり経常利益
モ ノ	処理した汚水の効率性	有収率
	施設全体の老朽化度合い	有形固定資産減価償却率
	管路の経年化の状況	管渠老朽化率
	管路の更新投資の実施状況	管渠改善率
カ ネ	経常損益	経常収支比率 [*]
	使用料水準の適切性	経費回収率
	費用の効率性	汚水処理原価
	支払能力	流動比率
	債務残高	企業債残高対事業規模比率
	累積欠損	累積欠損金比率

(1) 「ヒト」の要素を表す経営指標

1) 職員一人当たりの処理水量の効率性（職員一人当たり有収水量）

職員一人当たり有収水量とは、損益勘定所属職員※一人当たりの生産性について有収水量を基準として把握するための指標であり、この指標が高いほど、下水処理効率と労働生産性が高いことを示しています。

本市では、損益勘定所属職員数が類似事業体と同程度の水準となっています。また、有収水量が大幅に増加する要因が少なく、損益勘定所属職員数が減少していくと、本市の職員一人当たり有収水量は大きくなっていきます。

中間検証

- ・ 年間有収水量に大きな変化は見られませんが、令和元（2019）年度に職員が1名増加したことで、職員一人当たり有収水量は減少しました。
- ・ 本市は、類似事業体と比較して近年は多少高い値となっており、効率よく事業を運営できていることが分かります。

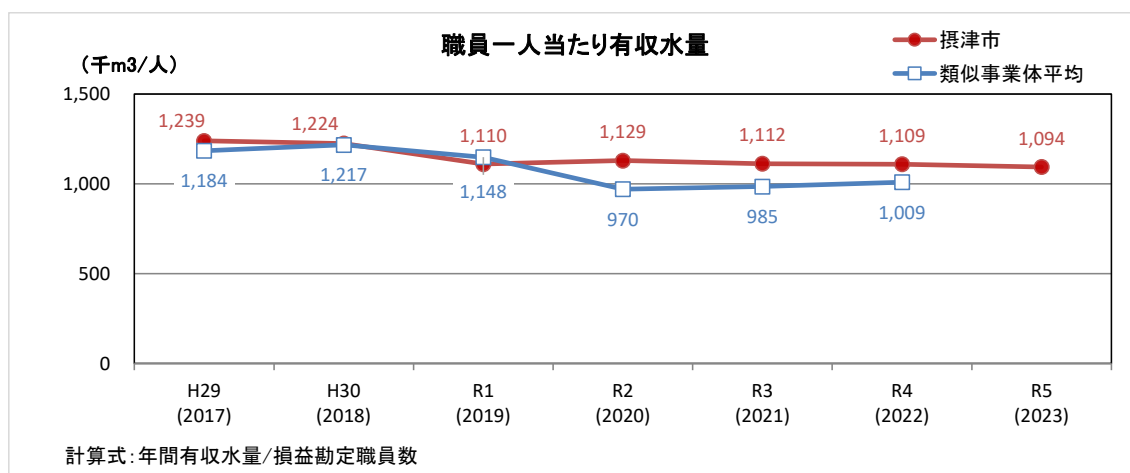


図 2-20 職員一人当たり有収水量の推移

2) 職員一人当たりの利益状況（職員一人当たり経常利益）

職員一人当たり経常利益とは、損益勘定所属職員一人当たりの生産性について経常利益を基準として把握するための指標です。経常利益とは、毎年生み出される通常の利益であるため、本指標を比較することで本市に潜む問題点や力を見ることができます。

本市は、類似事業体と比較して高い利益を確保することができています。

ただし、本市では法定耐用年数*50 年を迎える資産が今後増加していくため、計画的に改築更新を実施するための資金の確保が重要な課題となっています。

中間検証

- ・企業債利息の減少により、営業外費用が減少したことで経常利益は増加傾向にありましたが、令和 5（2023）年度は、流域下水道管理費の増加に伴い営業費用が増加したため、一転、減少に転じました。
- ・本市は、類似事業体と比較して低い値で推移しており、利益確保のための経営努力が必要なことが分かります。

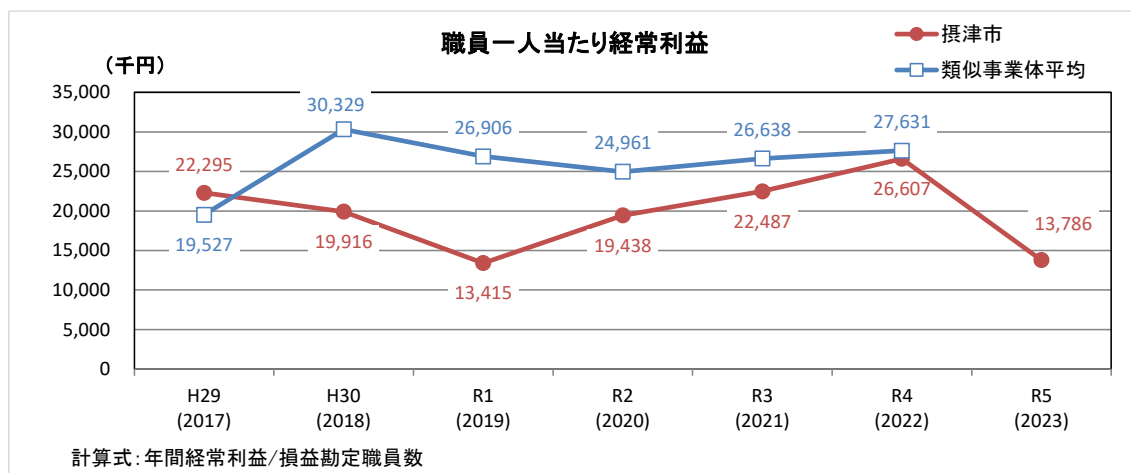


図 2-21 職員一人当たり経常利益の推移

(2) 「モノ」の要素を表す経営指標

1) 処理した汚水の効率性（有収率）

有収率とは、年間汚水処理水量に対する年間有収水量の割合であり、この数値が高いほど利用者が使用した水道等の水が収益につながっていることを示しています。

本市では類似事業体より低いですが、合流式下水道区域を含むことで雨水が一部流入していることも原因と考えられます。これにより維持管理費※が高くなる影響が考えられるため、大阪府の流域下水道や関連市町とも連携した改善が必要です。

中間検証

- ・有収率は、ほぼ横ばいで推移しています。
- ・本市は、類似事業体と比較して低い値で推移していますが、合流式下水道区域を含むため、今後もこの傾向は続くことが想定されます。

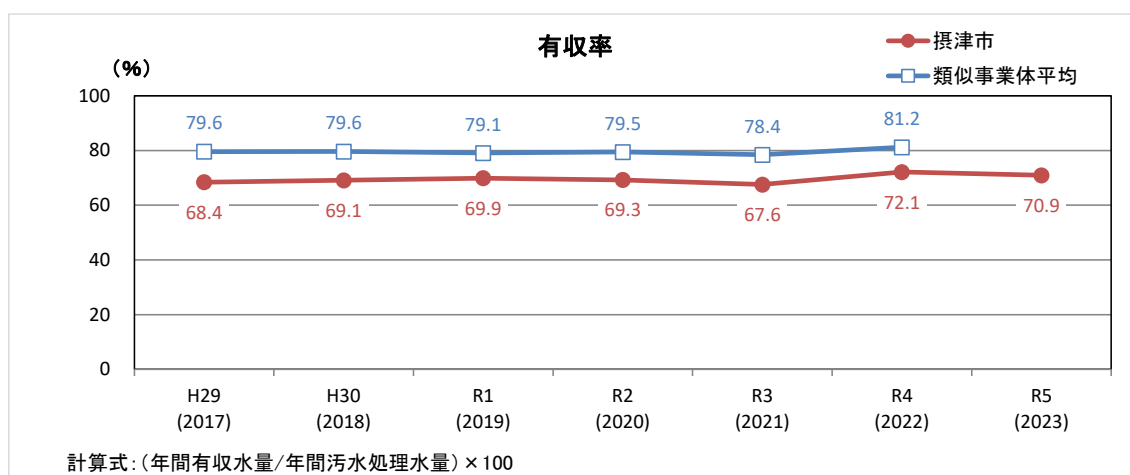


図 2-22 有収率の推移

2) 施設全体の老朽化度合い（有形固定資産減価償却率）

有形固定資産減価償却率とは、有形固定資産※のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標であり、この数値が大きいほど資産の老朽化度合いが進んでいることを示しています。

本市では、法定耐用年数 50 年を経過した管渠がないため、類似事業体に比べて低くなっていますが、今後は増加していきます。

中間検証

- ・平成 29（2017）年度の法適化以降、年々減価償却累計額が増加しているため、右肩上がりとなっています。
- ・本市は、類似事業体と比較して低い値で推移していますが、法定耐用年数を経過した管渠が少ないためであり、今後も数値は上昇を続けるため、類似事業体との差は縮小されるものと想定されます。

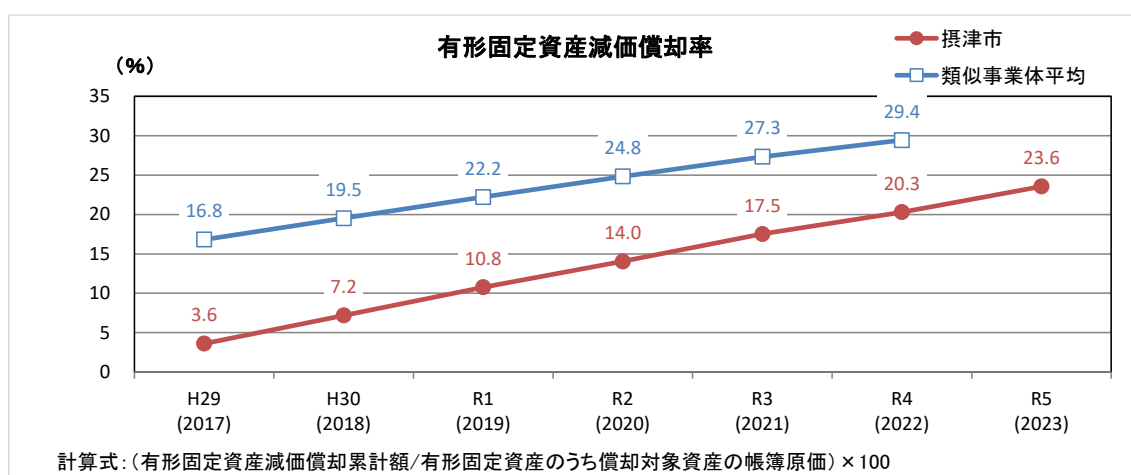


図 2-23 有形固定資産減価償却率の推移

3) 管路の経年化の状況（管渠老朽化率）

管渠老朽化率とは、法定耐用年数 50 年を経過した管渠延長の割合を表す指標であり、管路の老朽化度合いを示しています。

本市は、法定耐用年数 50 年を超過した管渠がないため 0% ですが、今後は増加していくため、計画的な更新計画の立案が必要です。

中間検証

- ・令和 4（2022）年度に初めて法定耐用年数を経過した管渠が発生しました。
- ・本市は、類似事業体と比較して低い値で推移していますが、過去に集中して下水道整備を行ったため、今後は法定耐用年数を経過した管渠が急激に増加し、この差は縮小されると想定されます。

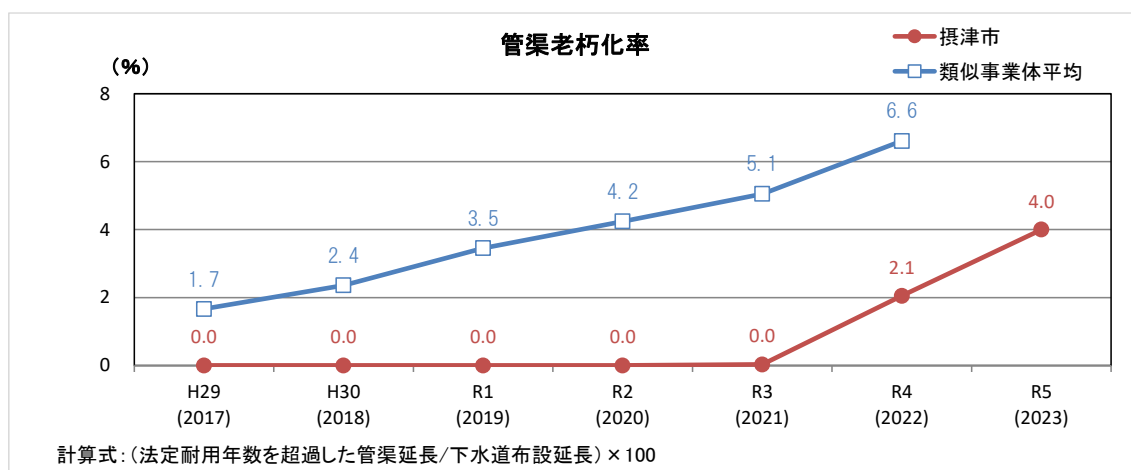


図 2-24 管渠老朽化率の推移

4) 管路の更新投資の実施状況（管渠改善率）

管渠改善率とは、当該年度に更新した管渠延長の割合を表す指標であり、管路の更新ペースや状況を把握できる指標です。

本市では、管路の改善率が類似事業体と比べて低い値となっていますが、法定耐用年数 50 年を超過した管路がなく、改築更新を行っていないため、今後は増加していくことが予測されます。

中間検証

- ・ 主要な管渠を中心に TV カメラ調査を実施した結果、早急に大規模な改築更新や修繕が必要な箇所は発見されませんでした。そのため、部分的な補修での対応を実施しており、低位で推移しています。
- ・ 今後は、SM 計画に基づく計画的な対応が必要となってきます。

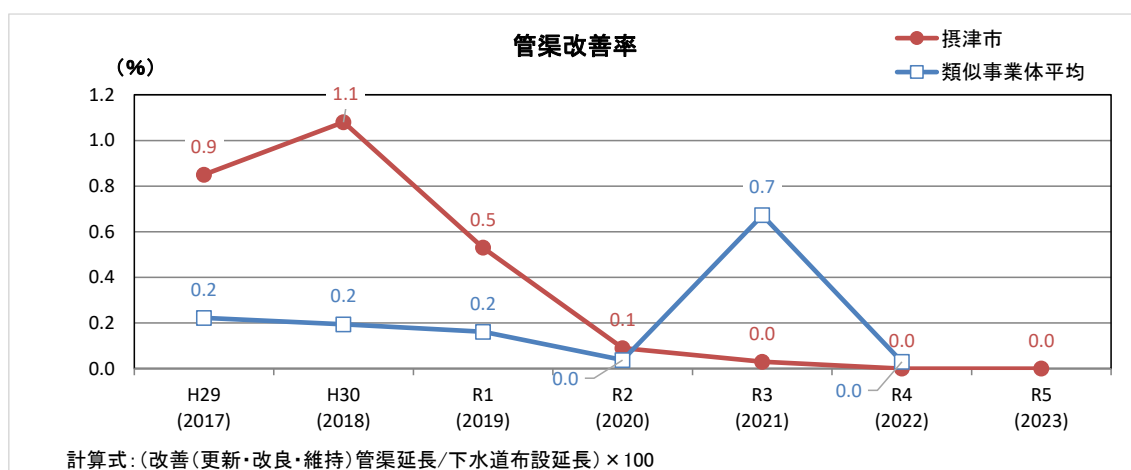


図 2-25 管渠改善率の推移

(3) 「カネ」の要素を表す経営指標

1) 経常損益（経常収支比率）

経常収支比率は、当該年度において、下水道使用料などで維持管理費や支払利息などの費用をどの程度賄えているかを表す指標であり、黒字となるためには100%以上である必要があります。

本市の値は100%以上となっており、類似事業体と同程度の水準であり、現状では特に問題ありません。ただし、今後有収水量が減少すると、収益性が低下するので注意が必要です。

中間検証

- ・ 企業債利息の減少により、営業外費用が減少したことで経常利益は増加傾向にありましたが、令和5（2023）年度は、流域下水道管理費の増加に伴い営業費用が増加したため、一転、減少に転じました。
- ・ 本市は、類似事業体と比較して、同水準の数値で推移しておりますが、流域下水道管理費は今後も高い水準で推移することが想定され、利益確保のための経営努力が必要なことが分かります。

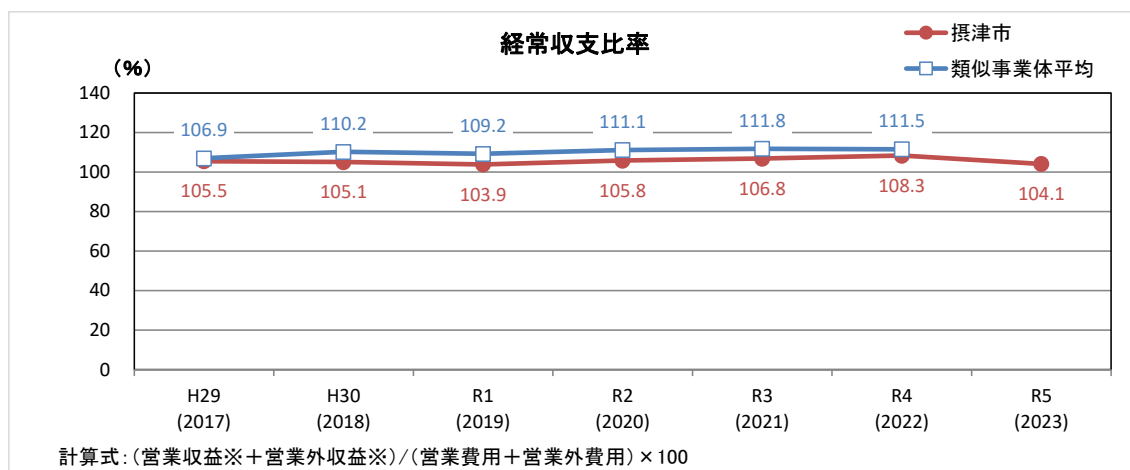


図 2-26 経常収支比率の推移

2) 使用料水準の適切性（経費回収率）

経費回収率※とは、汚水処理にかかる費用が、どの程度下水道使用料で賄えているかを表した指標であり、この指標が100%を下回っていると、汚水処理にかかる費用が下水道使用料以外の収入で賄われていることを意味します。

本市の値は、類似事業体に比べて良好ですが、100%を下回っており、下水道使用料で費用が賄われていない状況にあります。また、水洗化人口減少に伴い下水道使用料も減少することが予測され、今後適正な水準を検討する必要があります。

中間検証

- ・下水道使用料は横ばいから減少傾向で推移していますが、整備当時に発行した企業債の償還ピークが過ぎ企業債利息が減少したことから、汚水処理費※が減少し、経費回収率は令和2（2020）年度以降100%を上回ることができました。
- ・令和5（2023）年度は流域下水道管理費の増加により汚水処理費が上昇し、再度100%を下回る状態となっています。
- ・本市は、類似事業体と比較してほぼ同水準で推移していますが、汚水処理に係る費用を下水道使用料で回収できていない状態となっており、汚水処理費抑制に向けた取組が必要です。

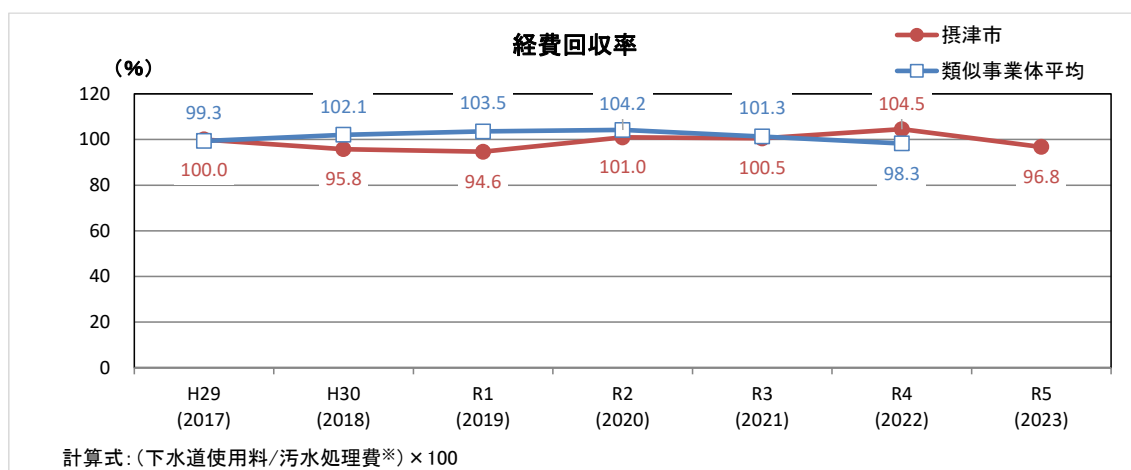


図 2-27 経費回収率の推移

3) 費用の効率性（污水处理原価）

污水处理原価※とは、有収水量 1 m³当たりどれだけの污水处理費用がかかっているかを表す指標です。

本市の値は、類似事業体の値に比べて高い値となっています。

原因としては、減価償却費や企業債利息といった污水資本費が高いことが挙げられます。管路の法定耐用年数経過に伴う減価償却費の減少や企業債発行抑制による企業債利息の減少により、今後は減少していく見込みとなっていますが、改築更新の事業量について計画的な更新計画による投資抑制が必要となっています。

中間検証

- ・年間有収水量に大きな変化は見られません。整備当時に発行した企業債の償還ピークが過ぎ企業債利息が減少したことから、污水处理費は減少傾向にありましたが、令和 5（2023）年度は流域下水道管理費が増加したため再度増加へ転じました。
- ・本市は、類似事業体と比較して、年間有収水量が平均より高いにも関わらず本指標は高い値で推移しています。これは、昭和後期から平成初期にかけて集中して下水道整備を行ったため、法定耐用年数を経過した管渠が少なく、減価償却費が類似事業体と比較して高いためです。
- ・今後法定耐用年数を経過した管渠が急激に増加し、一時的に減価償却費は減少していくものと想定されますが、その後の老朽管の更新においては、SM 計画に基づき効率的に改築更新を行うことで、減価償却費の増加抑制に努める必要があります。

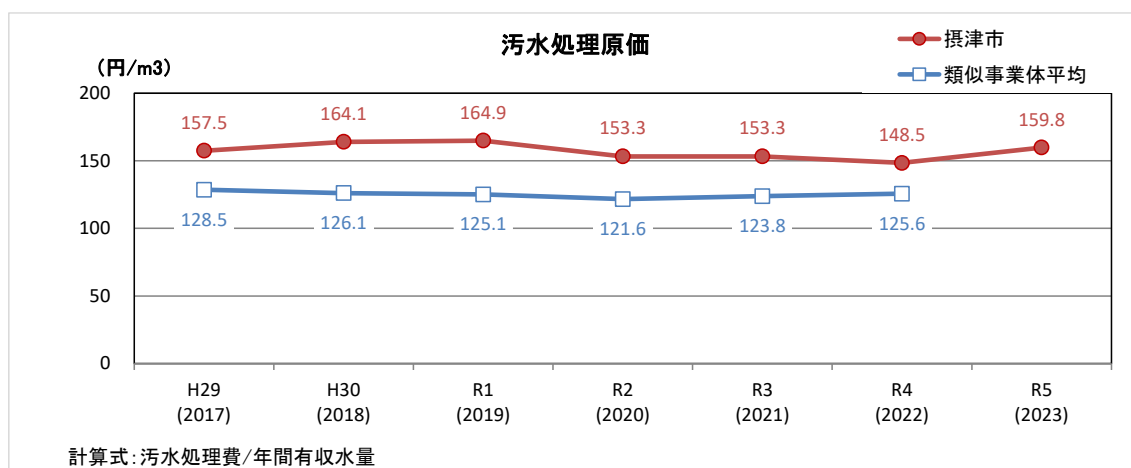


図 2-28 污水处理原価の推移

4) 支払能力（流動比率）

流動比率とは、1年以内に支払うべき債務に対して支払うことができる現金などがある状況を示す指標であり、100%以上であることが必要です。

本市の値は、類似事業体と比べて低い値となっています。企業債が多く残っていることが原因ですが、企業債発行抑制などにより改善していきます。

中間検証

- ・整備当時に発行した企業債の償還ピークを過ぎたことや企業債の発行抑制を継続したことにより、年度ごとの企業債元金償還金は減少傾向にあるものの、依然として毎年度 20 億円以上の元金償還が発生しています。
- ・1年以内償還予定の企業債元金を流動負債に計上するため、流動負債の金額が多額となるため、本市の値は類似事業体より低い値となっています。
- ・企業債の発行抑制を継続し、企業債の元金償還金を減少させる必要があります。

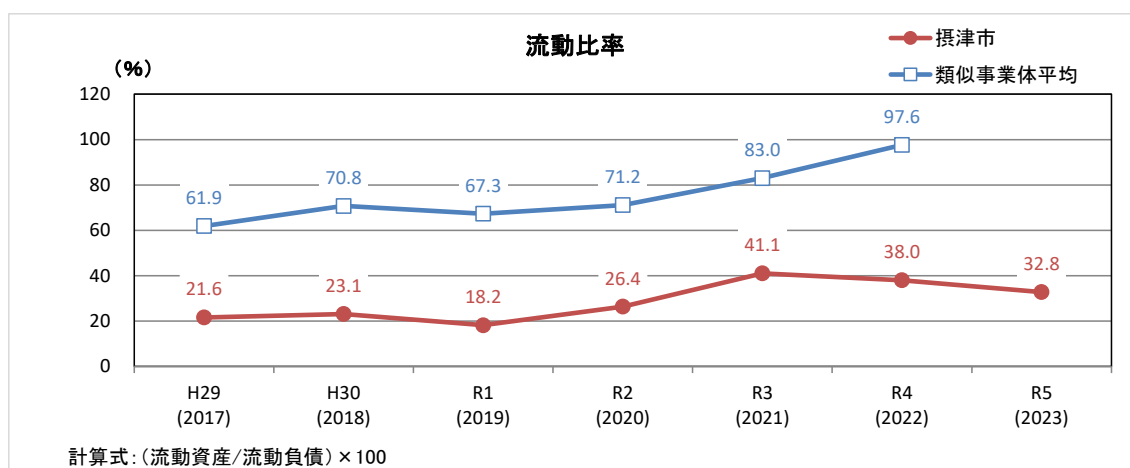


図 2-29 流動比率の推移

5) 債務残高（企業債残高対事業規模比率）

企業債残高対事業規模比率とは、下水道使用料に対する企業債現在高の割合を用いて企業債残高の規模を表す指標です。

本市の値は、類似事業体と比べて低い値ですが高い水準となっています。これは企業債残高が多額であり、下水道使用料に対する企業債の規模が大きいことが原因ですが、今後は企業債発行抑制などにより低くなっていく見込みです。

中間検証

- ・ 企業債の新規発行額を元金償還額以内に抑えることで企業債残高を減少させていることから、数値は減少傾向となっています。
- ・ 本市は、類似事業体と比較して低い値で推移していますが、一般会計より国が定めた基準以上の繰入を行っていたことも一因となっています。

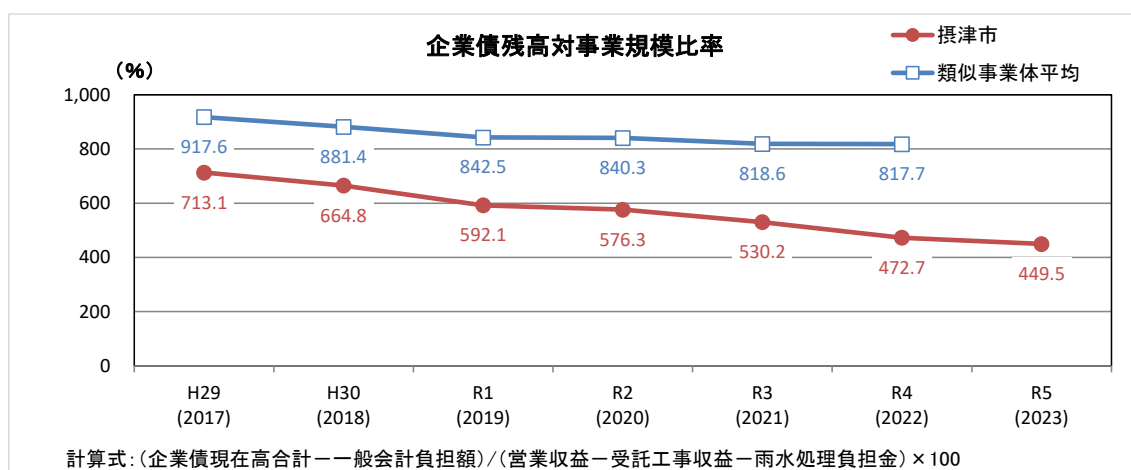


図 2-30 企業債残高対事業規模比率の推移

6) 累積欠損（累積欠損金比率）

累積欠損金比率とは、営業活動により生じた損失を表す指標であり、0%であることが求められる指標です。

本市の値は0%となっており、特に問題はありません。ただし、下水道使用料の減少や改築更新費用、維持管理費の増加により欠損金が発生する可能性があるため、注意が必要です。

中間検証

- ・平成 29（2017）年度の法適化以降、毎年当期純利益を計上しており、累積欠損金は発生しておらず0%を維持しています。
- ・本市は類似事業体と比較して低い値で推移していますが、令和 5（2023）年度は流域下水道管理費が増加したことにより経常利益が減少に転じました。今後も下水道使用料の減少や費用の増加が見込まれているため、欠損金が発生する可能性があることには変わりありません。

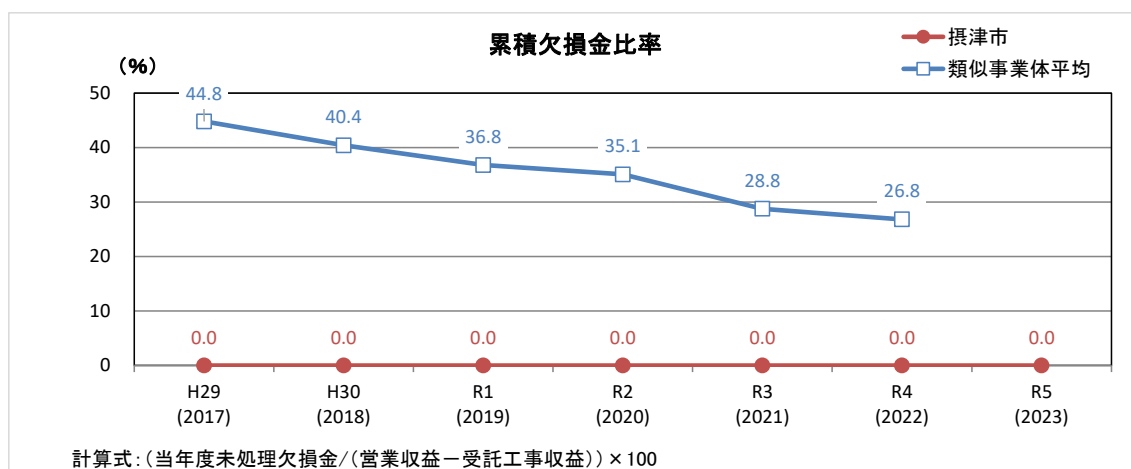


図 2-31 累積欠損金の推移

(4) まとめ

「ヒト」の観点においては、職員一人当たりの処理水量の効率性、職員一人当たりの利益状況は類似事業体と同程度であり、現段階で問題はありません。

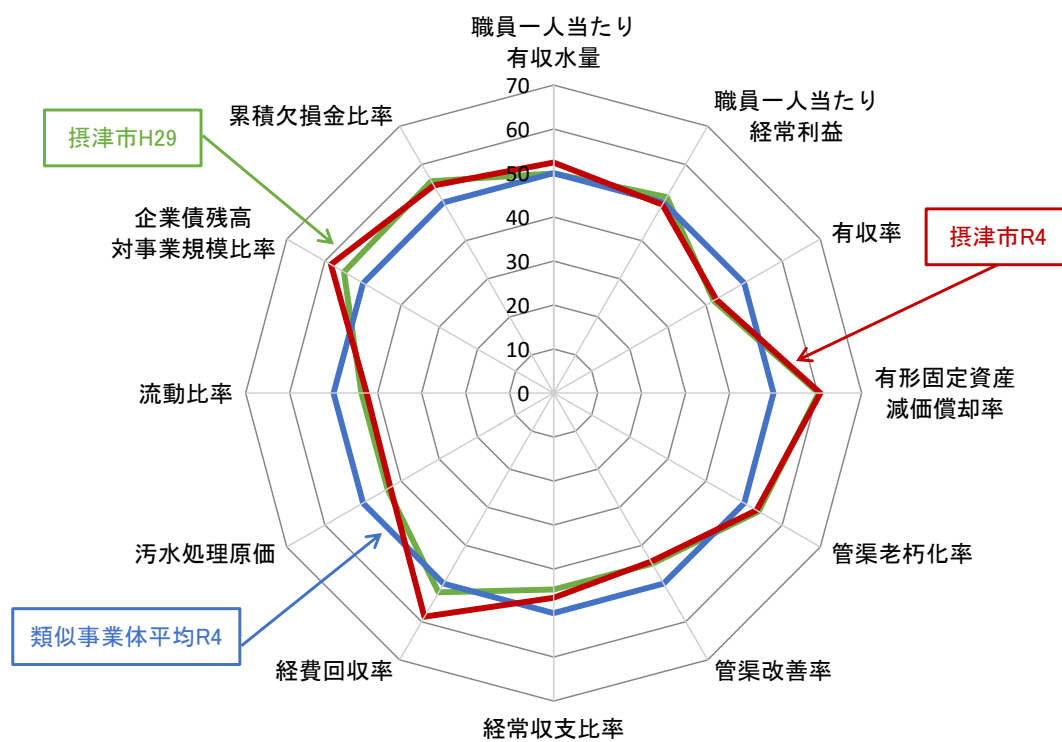
「モノ」の観点においては、有収率に課題があり、改善策を検討する必要があります。また、管路の老朽化は類似事業体に比べて進んでいませんが、更新計画の立案が必要となっています。

「カネ」の観点においては、類似事業体に比べて污水处理原価と流動比率が特に悪くなっています。原因としては、企業債の残高が多額なためであり、それに伴って污水处理費も高くなっていることが課題です。

これらの課題は、今後企業債残高が減少していくため、改善はある程度見込めます。しかし、今後管路の改築更新費用が増加すること、下水道使用料が伸びないことを考慮すると、投資と財政のバランスが取れた投資・財政計画を立案し、実践していく必要があります（図 2-32、表 2.12 参照）。

中間検証

- ・「ヒト」の観点においては、職員一人当たりの利益状況が課題となっています。流域下水道管理費や減価償却費などの費用が増加傾向にある中で、費用削減に向けたさらなる経営努力が必要となっています。
- ・「モノ」の観点においては、依然、有収率に課題があり、改善策を検討する必要があります。本市の場合は、処理区域内に合流地域を含み雨水の流入が発生するため、有収率が低下するものの、雨水以外の不明水削減に向けた大阪府や流域関連市町との連携強化が必要であるなど、課題は多くあります。
- ・「カネ」の観点においては、債務残高や支払能力、経常損益に課題があります。企業債の元金償還のピークは過ぎましたが、依然として企業債残高が多額であり、年度ごとの元金償還の負担が重い状況に変わりはありません。今後、管路の改築更新費用の増加や下水道使用料の減少が見込まれる中で、バランスが取れた投資・財政計画の立案、実践が求められています。



※類似事業体平均を 50 とした時の偏差値で表示

図 2-32 経営指標による分析結果のまとめ

表 2.12 経営指標による分析結果のまとめ

経営資源	項目	対応する経営指標	実績値		摂津市の偏差値		分析・評価
			摂津市 R4 (2022)	類似事業体平均 R4 (2022)	摂津市 H29 (2017)	摂津市 R4 (2022)	
ヒ ト	職員一人当たりの処理水量の効率性	職員一人当たり有収水量	1,109千m ³ /人	1,009千m ³ /人	 49.9	 52.4	類似事業体と比較して高い数値ではあるが、有収水量は今後減少する見込み
	職員一人当たりの利益状況	職員一人当たり経常利益	26,607千円	27,631千円	 51.5	 49.5	物価高騰の影響もあり悪化しており、今後も経営努力が必要
モ ノ	処理した汚水の効率性	有収率	72.10%	81.16%	 42.0	 42.6	不明水量が類似事業体と比較して低い水準となっているが、引き続き対策が必要
	施設全体の老朽化度合い	有形固定資産減価償却率	20.30%	29.44%	 60.2	 60.6	法定耐用年数50年を経過した管渠が今後増えてくるため、ストックマネジメント計画に基づく計画的な対応が必要
	管路の経年化の状況	管渠老朽化率	2.05%	6.61%	 53.8	 53.2	管渠の法定耐用年数50年を経過した管渠が少ないため、類似事業体と比較して低い数値となっている
	管路の更新投資の実施状況	管渠改善率	0.00%	0.03%	 44.8	 44.3	法定耐用年数50年を経過した管渠が今後増えてくるため、ストックマネジメント計画に基づく計画的な対応が必要
カ ネ	経常損益	経常収支比率	108.32%	111.52%	 44.7	 46.5	経常利益は黒字を確保できているが、類似事業体と比較して利益水準は低い
	使用料水準の適切性	経費回収率	104.52%	98.27%	 52.3	 58.7	企業債償還のピークを過ぎたことで、汚水処理にかかる費用を使用料で賄うことができるようになった
	費用の効率性	汚水処理原価	148.45円/m ³	125.63円/m ³	 43.6	 42.8	汚水資本費(減価償却費、企業債利息)が高いため、類似事業体と比較して高い数値となっている
	支払能力	流動比率	38.00%	97.63%	 43.7	 42.5	流動負債における企業債の金額が大きいため、類似事業体と比較して低い数値となっている
	債務残高	企業債残高対事業規模比率	472.65%	817.65%	 55.0	 58.4	償還のピークは過ぎたものの、企業債残高が多額であるため、使用料に対する企業債の規模は大きい
	累積欠損	累積欠損金比率	0.00%	26.84%	 55.6	 54.5	累積欠損金が発生していないため、0となっている

※偏差値は、50点より高いと類似事業体平均よりも評価が高く、50点未満であれば評価が低い。
仮に55点以上を  45点以上55点未満を  45点未満を  で表示する。

2-2. 基本方針

本市下水道ビジョンにおける将来像を踏まえ、以下を経営の基本理念及び基本方針として、事業運営を行っていきます。

摂津市下水道ビジョン 将来像

『公共下水道により快適な生活ができるまちにします！』

経営戦略＜基本理念＞

ストックマネジメント手法に基づく健全な経営の実現

＜基本方針＞

①施設総量の最適化

- ・将来の人口、有収水量の見通しを踏まえた下水道整備の実施

②ライフサイクルコストの最適化（投資の平準化）

- ・ストックマネジメント計画の策定
- ・計画に基づいた管路の点検、調査、修繕及び管路の改築更新
- ・年度別費用の平準化

③民間の資金・ノウハウなどの活用

- ・民間事業者の資金やノウハウなどの活用
- ・効果的・効率的に行うことが望める業務における官民連携手法※の検討

④適切な財源の確保

- ・各種経費節減
- ・世代間の負担公平性などを勘案した適切な財源確保

2-2-1. 施設総量の最適化

将来の人口及び有収水量の見通しを踏まえ、適切な下水道整備を行うとともに、下水道ビジョンに掲げる下水道人口普及率、雨水面積整備率*を目指します。

2-2-2. ライフサイクルコストの最適化（投資の平準化）

SM計画を策定し、計画に基づいた管路の点検、調査、修繕及び管路の改築更新を行うことで、年度別の費用についても平準化を図るなど、ライフサイクルコストの最適化を進めます。

2-2-3. 民間の資金・ノウハウなどの活用

民間事業者の資金やノウハウなどを活用することによって、管路の整備、維持管理、改築更新などを、より効果的・効率的に行うことが望めるものについては、官民連携手法の導入について検討します。

2-2-4. 適切な財源の確保

下水道整備に充てる財源だけでなく、今後発生する改築更新に要する財源の確保を進めるとともに、各種経費節減に努めてもなお不足する財源については、世代間の負担公平性なども勘案して、適切な財源確保を進めます。

2-3. 投資・財政計画

2-3-1. 投資・財政計画の考え方

本計画では、基本理念に示したとおり、ストックマネジメント手法を用いて今後の投資や財政のあり方を見通します。そのうえで計画期間内における具体的な投資計画と財政計画の均衡について検討し、その結果を投資財政計画とします（図 2-33 参照）。

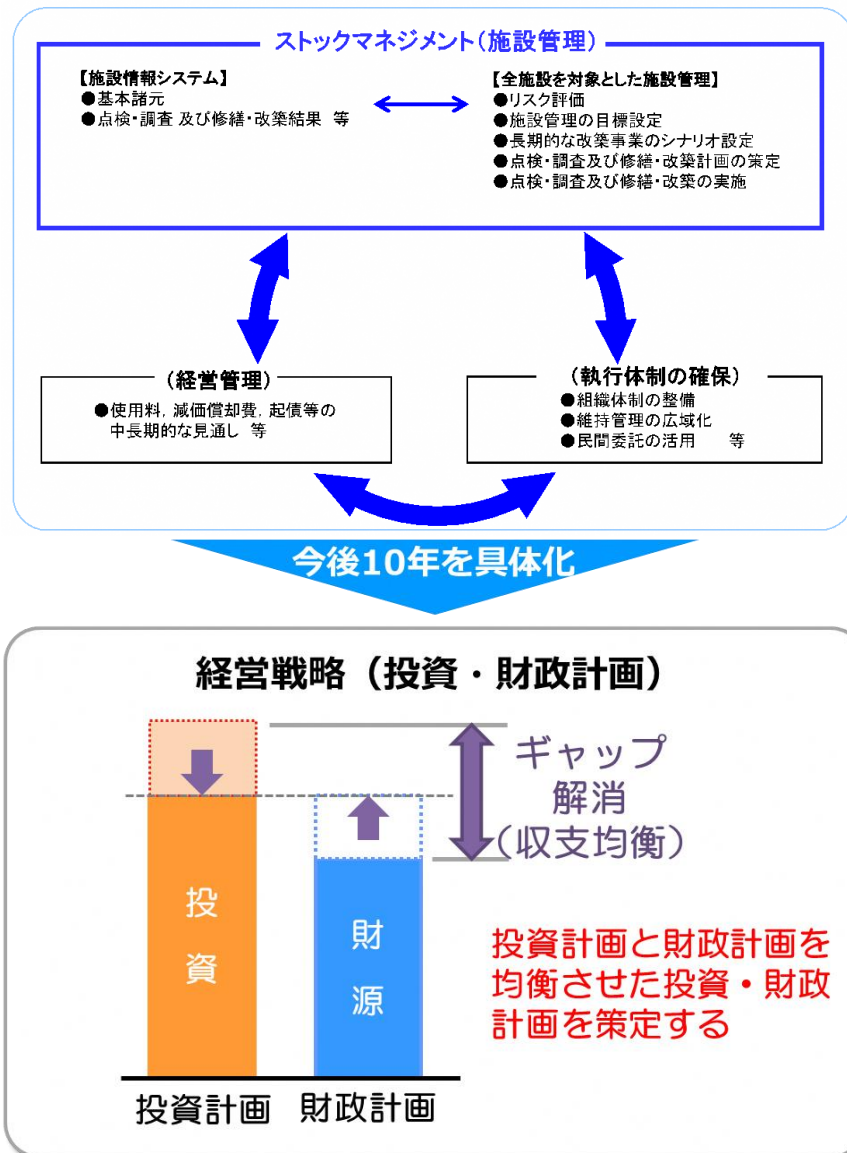


図 2-33 投資財政計画の考え方（イメージ）

2-3-2. 中長期的な見通し

(1) 中長期的な更新需要の見通し

【管路施設】

国土交通省が平成 27（2015）年 11 月に公表した「下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン-2015 年版-」に基づく健全度予測によると、令和 6（2024）年度において本市の全管渠のうち約 29.4%が何らかの対策が必要となる緊急度Ⅰ、Ⅱであるとの診断が出ています。さらに、今後は過去に集中的に整備を行った管渠の老朽化が進むため、それらの対策を実施しなかった場合、令和 22（2040）年度には緊急度Ⅰ、Ⅱの管渠の割合が 50.3%まで増加すると想定されます。

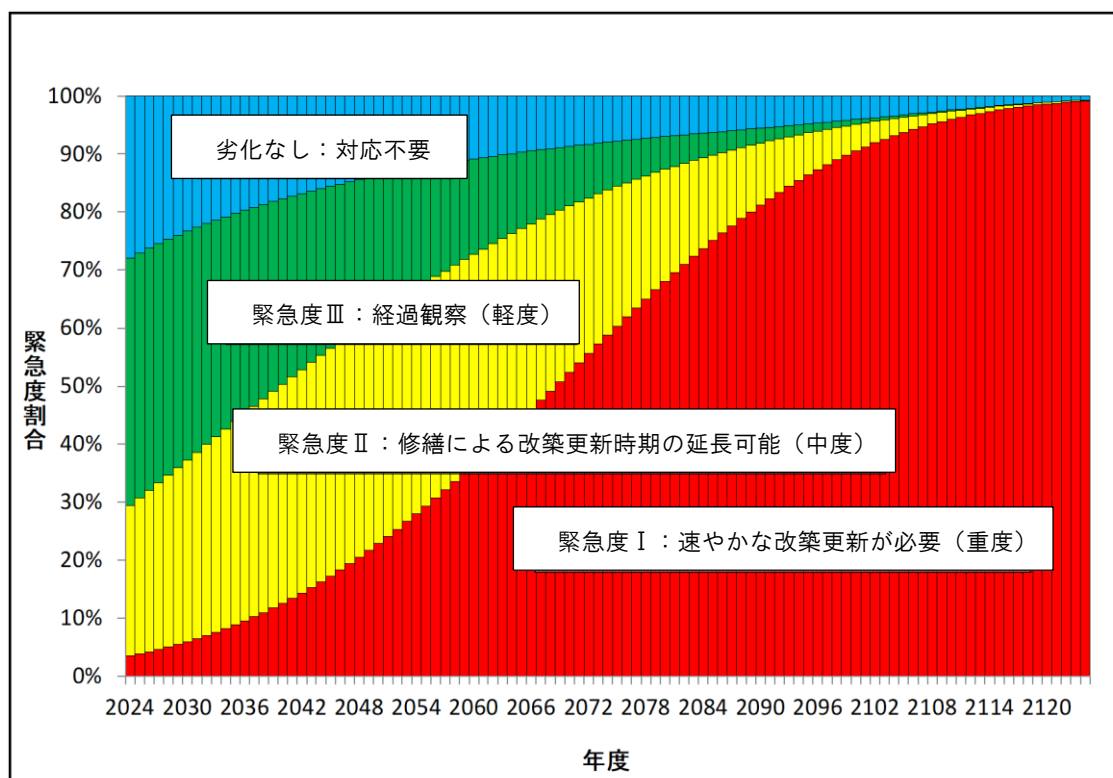


図 2-34 対策を実施しなかった場合の本市の管渠の緊急度推移

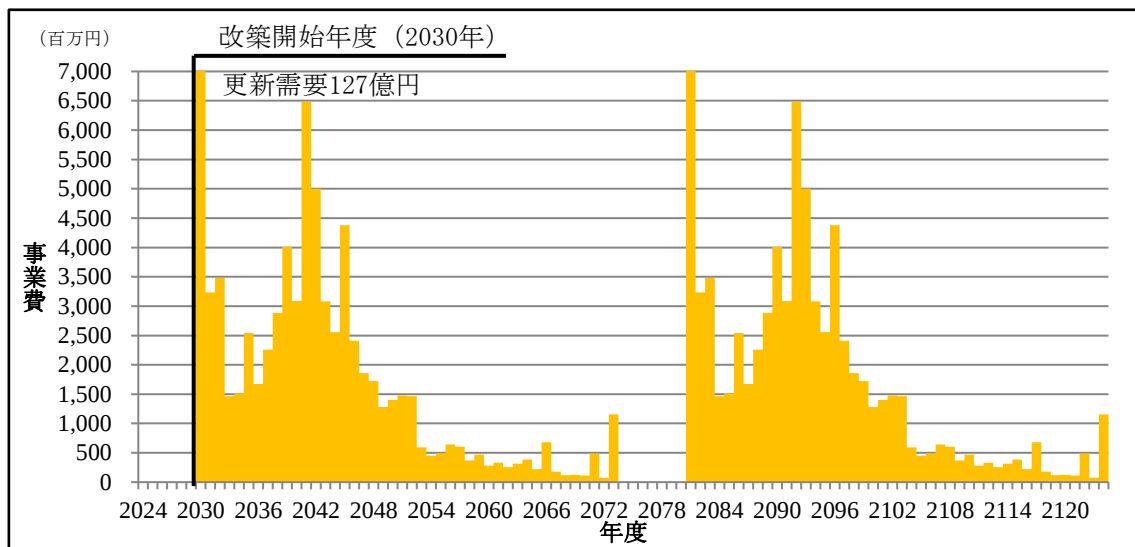
注）全国の平均的な劣化進行状況より予測した結果

表 2.13 緊急度の区分

区分		対応の基準	劣化状況
緊急度Ⅰ	重度	速やかな改築更新が必要	腐食、たるみ、破損、クラック、ずれ、浸入水※などによる重度の劣化損傷
緊急度Ⅱ	中度	修繕による改築更新時期の延長可能	腐食、たるみ、破損、クラック、ずれ、浸入水などによる中度の劣化損傷
緊急度Ⅲ	軽度	経過観察	腐食、たるみ、破損、クラック、ずれ、浸入水などによる軽度の劣化損傷
劣化なし	—	対応不要	腐食、たるみ、破損、クラック、ずれ、浸入水などによる劣化がみられない

それらの診断結果を踏まえ、令和 6 (2024) 年度に行った SM 計画の中間見直しにおいて、「法定耐用年数で更新する場合」、「施設の点検、調査結果やリスク評価を踏まえた最適シナリオ」の 2 ケースを検討しました。法定耐用年数で管渠を更新する場合は、予測開始当初に更新しなければならない施設が集中し、更新開始年度である令和 12 (2030) 年度に約 127 億円の更新需要に対応する必要がある、また期間中 (100 年間) の総事業費は 1,607 億円となります。加えて、過去に集中的に整備を行った管渠の更新需要が集中する令和 22 (2040) 年度頃には、1 年あたり最大約 65 億円の事業費が必要となります (図 2-35 参照)。この金額は令和 5 (2023) 年度の 1 年あたり事業費約 5 億円と比較すると、約 13 倍の規模となるため、現状の経営状況及び職員体制ではこれらの更新需要に対応することは困難です。

施設の点検、調査結果やリスク評価を踏まえた最適シナリオでの更新を行う場合は、令和 12 (2030) 年度から 5.0 億円/年、令和 22 (2040) 年度から 8.0 億円/年、令和 32 (2050) 年度から 12.0 億円/年で管路の改築更新を行うこととします (図 2-36 参照)。この場合、1 年あたりの事業費を最大 12 億円で平準化することができ、期間中の総事業費も約 1,030 億円に抑えられ、期間全体で約 36%の支出削減効果があります。また、年あたりの緊急度Ⅰの割合についても 10%未満に抑制することが可能です (図 2-37 参照)。

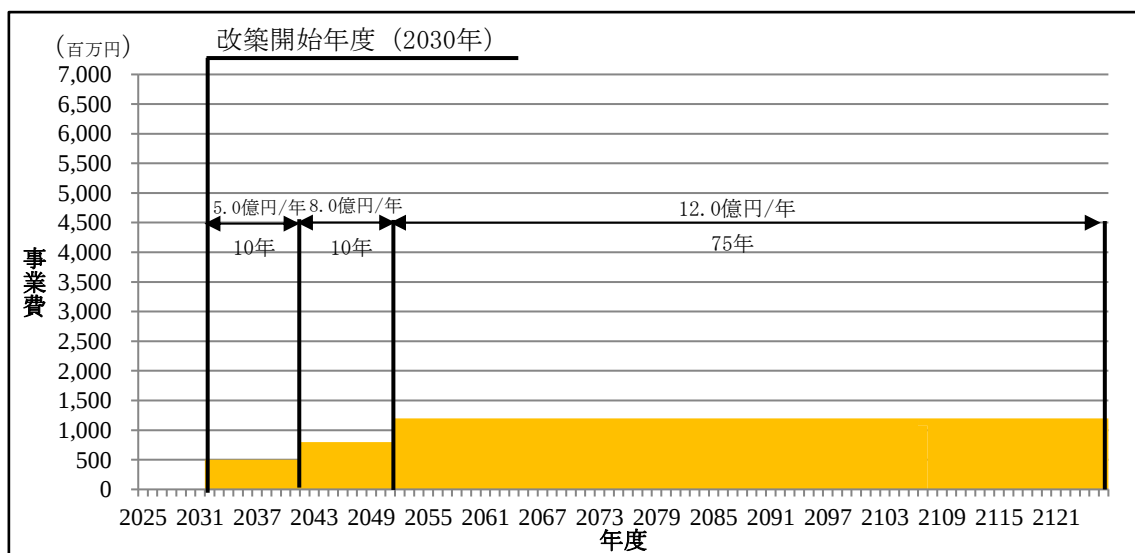


(単位：億円)

	R6-R15 (2024-2033)	R16-R25 (2034-2043)	R26-R35 (2044-2053)	R36-R45 (2054-2063)	R46-R55 (2064-2073)	R56-R65 (2074-2083)	R66-R75 (2084-2093)	R76-R85 (2094-2103)	R86-R95 (2104-2113)	R96-R106 (2114-2124)
管路	209	325	191	42	35	194	309	216	45	39

図 2-35 改築費用の推移 (法定耐用年数で更新)

36%削減



(単位：億円)

	R6-R15 (2024-2033)	R16-R25 (2034-2043)	R26-R35 (2044-2053)	R36-R45 (2054-2063)	R46-R55 (2064-2073)	R56-R65 (2074-2083)	R66-R75 (2084-2093)	R76-R85 (2094-2103)	R86-R95 (2104-2113)	R96-R106 (2114-2124)
管路	20	62	96	120	120	120	120	120	120	132

図 2-36 改築費用の推移 (最適シナリオ)

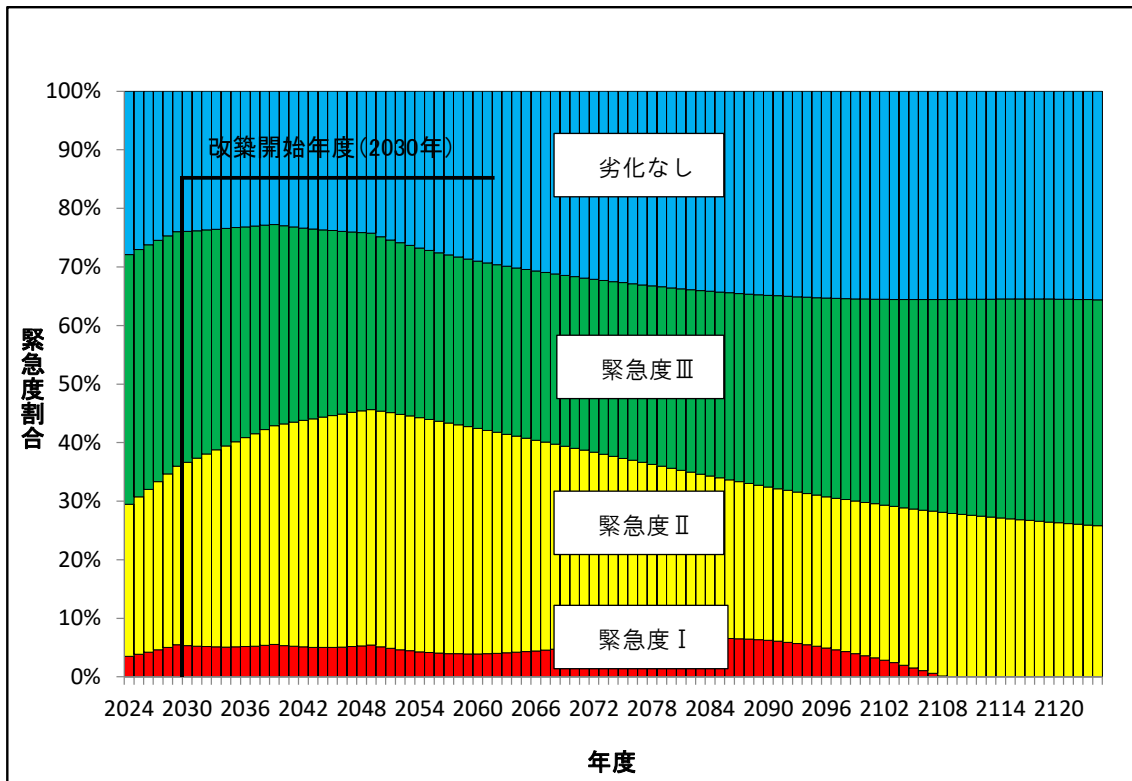


図 2-37 最適シナリオにて改築を実施した場合の本市の管渠の緊急度推移

直近 10 年分の投資額

(単位 : km、百万円)

		R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)	R16 (2034)
管路	延長	0	0	0	0	0	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2
	金額	0	0	0	0	0	500	500	500	500	500

【マンホールポンプ場】

図 2-38 は、マンホールポンプ場の年数経過による健全度の予測を示したものです。

マンホールポンプ場は、ポンプ本体である汚水ポンプ設備、ポンプ制御盤などの負荷設備、水位計などの計測設備及び非常通報装置などの監視制御設備により構成されます。

現在、市内 8 か所に設置したマンホールポンプ場のうち、4 か所のマンホールポンプ場の設備の一部が、標準耐用年数を超過している状態であり、機能停止などの重大な事象が発生する恐れがあります。

SM 計画においては、各設備の目標耐用年数を設定し、目標耐用年数を超過した施設から順に 0～9 百万円/年の更新を行うこととします。この場合、推定健全度 1 の割合を 0、推定健全度 2 の割合を低く抑えることが可能となります。

表 2.14 各設備の目標耐用年数

設備名	対象機器	標準耐用年数（年）	目標耐用年数（年）
汚水ポンプ設備	ポンプ本体	15	32
負荷設備	ポンプ制御盤	15	24
計測設備	水位計	10	17
監視制御設備	非常通報装置	7	12

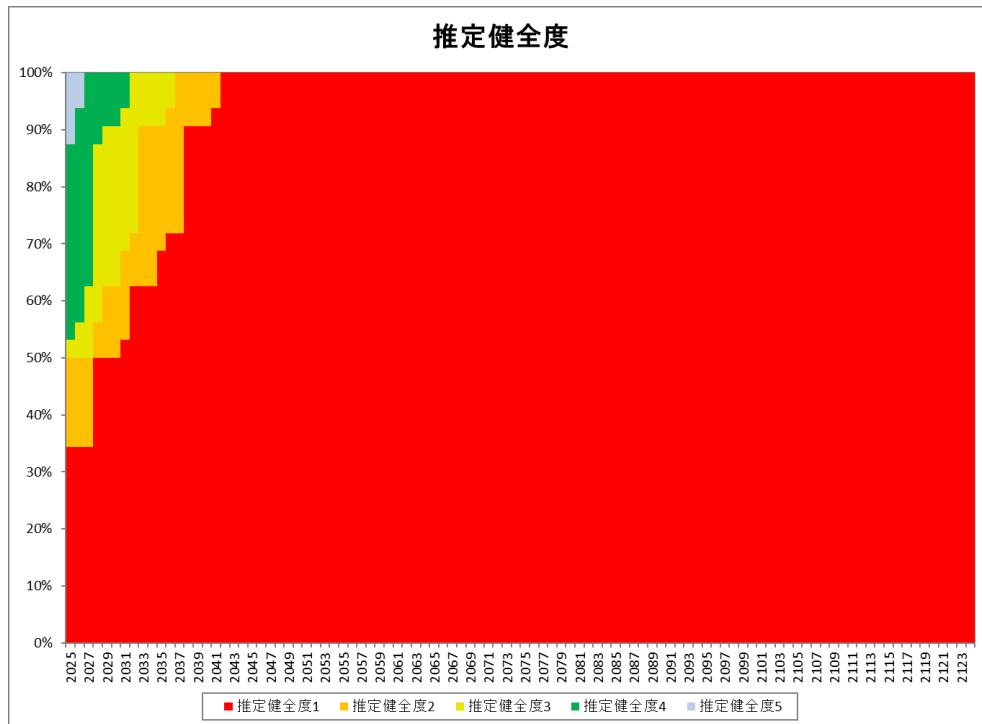


図 2-38 対策を実施しなかった場合の本市のマンホールポンプ場の健全度推移

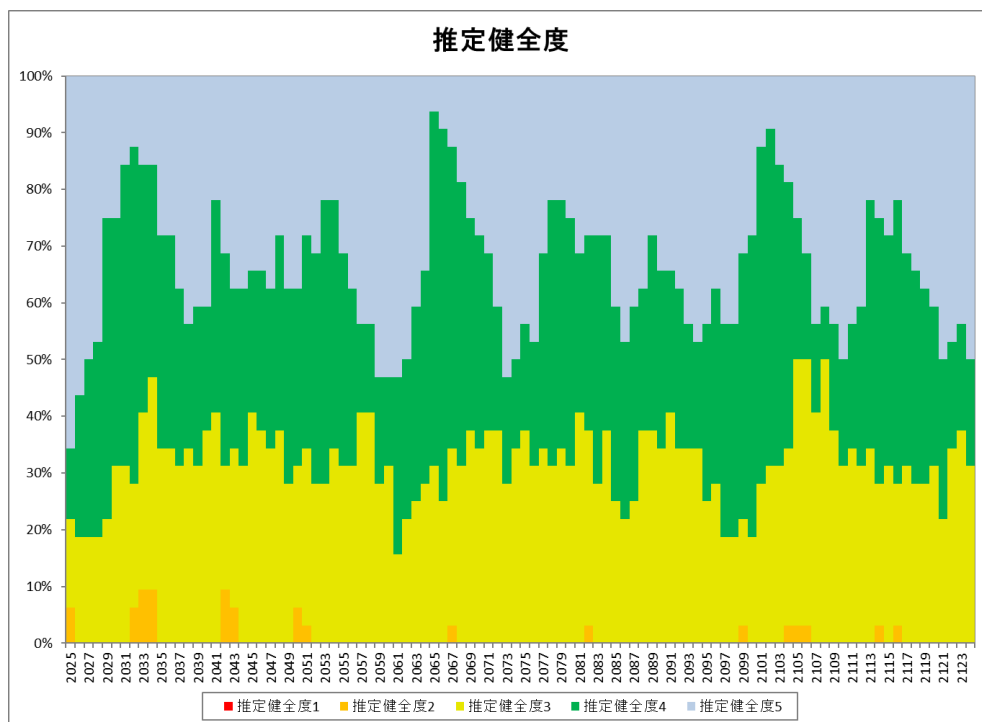


図 2-39 目標耐用年数かつ上限投資額 9 百万円/年で改築する場合の
本市のマンホールポンプ場の健全度推移

表 2.15 健全度の区分

判定区分	目標耐用年数 超過率	運転状態
5 (健全度 4.1～5.0)	3 分の 1 未満	設置当初の状態で機能上問題ない。
4 (健全度 3.1～4.0)	3 分の 1 以上、 3 分の 2 未満	設備として安全運転ができ、機能上問題ないが、劣化の兆候が現れ始めた状態。
3 (健全度 2.1～3.0)	3 分の 2 以上、 3 分の 3 未満	設備として劣化が進行しているが、機能は確保できる状態。機能回復が可能。
2 (健全度 1.1～2.0)	3 分の 3 以上、 3 分の 4 未満	設備として機能が発揮できない状態。機能回復が困難。
1 (健全度 1.0)	3 分の 4 以上	動かない。機能停止。

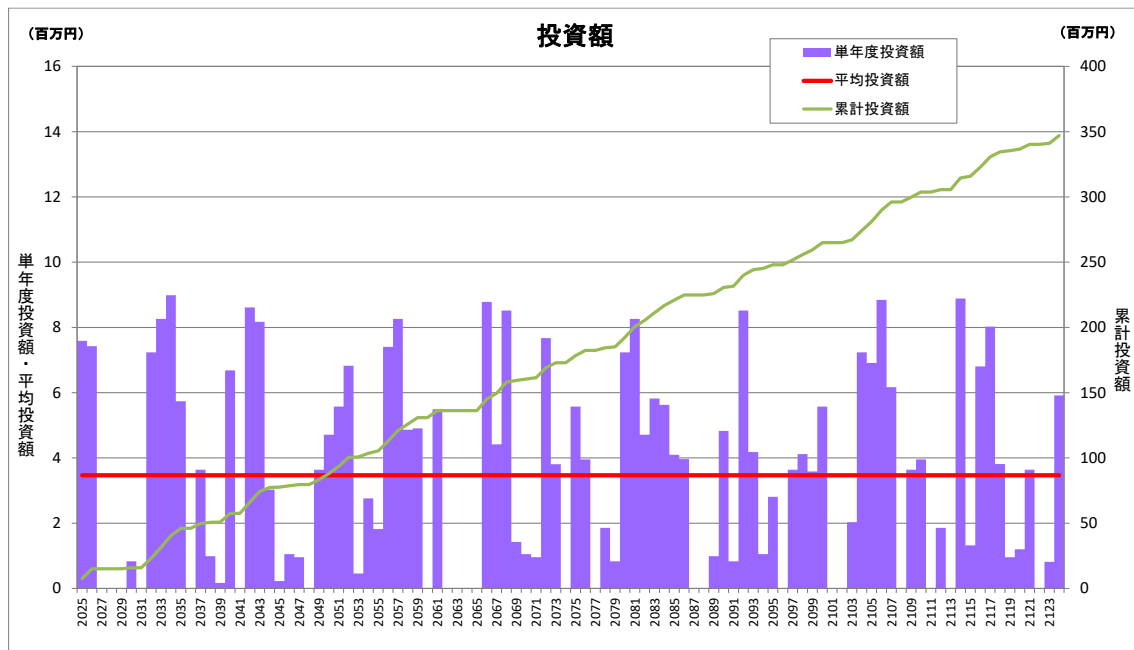


図 2-40 目標耐用年数かつ上限投資額 9 百万円/年で改築する場合の
本市のマンホールポンプ場の投資額の推移

直近 10 年分の投資額

(単位：百万円)

	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)	R16 (2034)
マンホール ポンプ場	8	7	0	0	0	1	0	7	8	9

2-3-3. 今後 10 年間の計画

(1) 投資計画について

下水道事業は、大きく汚水事業と雨水事業に分かれます。

汚水事業における事業内容としては、「未普及対策」、「老朽化対策」及び「地震対策」を予定しています。

雨水事業における事業内容としては、令和 4（2022）年度に工事が完了し供用を開始した「東別府雨水幹線周辺の雨水整備」、「老朽化対策」及び「地震対策」を予定しています。

未普及対策については、現行計画同様に現在整備を進めている市街化調整区域※（鳥飼八町における人口密集地域）や、市内に点在する下水道未整備区域について、市民からの要望、周辺の環境、工事施工可否及び費用対効果などを踏まえて優先度を設定し、優先度の高い路線より整備を進めます。

老朽化対策については、令和 2（2020）年度に策定した SM 計画に基づき、管渠及びマンホールポンプの点検・調査、修繕・改築を実施します。

地震対策については、令和 5（2023）年度に策定した摂津市下水道総合地震対策計画に基づき、最重要路線の耐震診断やマンホールトイレの設置を進めます。

その他は、大阪府への流域下水道建設負担金の支払いを計上しています(表 2.16 参照)。

表 2.16 計画期間における概算事業費

事業内容			事業費概算（税込） 令和7～令和10年度
汚水事業	未普及対策	・市街化調整区域の汚水整備 ・下水道未整備区域の汚水整備	約 140百万円
	老朽化対策	・ストックマネジメント計画に基づく点検・調査 ・異常個所の改築、修繕	約 172百万円
	地震対策	・耐震診断 ・マンホールトイレ設置	約 263百万円
	小計		575百万円
雨水事業	幹線周辺の雨水整備	・東別府雨水幹線周辺の雨水整備	約 700百万円
	老朽化対策	・ストックマネジメント計画に基づく点検・調査 ・異常個所の改築、修繕	約 220百万円
	地震対策	・耐震診断	約 14百万円
	小計		934百万円
その他		・安威川流域下水道建設負担金	約 953百万円
合 計			2,462百万円

※老朽化対策及び地震対策は、現行経営戦略においては事業費を見込んでいない。

(2) 投資計画に対する財源の考え方について

下水道事業における財源は、大きく「国庫補助金」「負担金」「企業債」「その他」があります。

国庫補助金は、補助事業で実施できるものについて事業費の 1/2 を見込んでいます。

負担金は、受益者負担金及びマンホールトイレ整備にかかる一般会計からの工事負担金を見込んでいます。

企業債は、下水道整備の財源として公共下水道事業債、大阪府の安威川流域下水道建設負担金の財源として流域下水道事業債、過去に発行した公共下水道事業債及び流域下水道事業債の元金償還金と減価償却費の差額分の資本費平準化債を発行します。

企業債の発行額は、公共下水道事業債は事業費より国庫補助金、工事負担金を除いたもの、流域下水道事業債は安威川流域下水道建設負担金と同額、資本費平準化債は元金償還金より減価償却費を除いたもので、一般会計補助金相当額を上限に発行を予定しています。

その他は、一般会計繰入金や下水道独自財源を見込んでいます（表 2.17 参照）。

一般会計からの繰入金は、一般会計が負担すべきとされている経費について繰り出すもの（基準内繰入金）で、国においてその基準が定められています（表 2.18 参照）。

しかし、本市においては集中的に下水道整備をした時期に発行した企業債が償還のピークを迎えており、企業債の元金償還金を損益勘定留保資金で賄うことができず、財源が不足する汚水分に対しては国の定めた基準以上の繰り出し（基準外繰入金）を行っている状態でした。令和 6（2024）年度以降は、資本費平準化債が再度発行可能となり、発行可能となる令和 6（2024）年度から令和 9（2027）年度までは基準外繰入金は発生しない見込みです。

一般会計繰入金の財源は主に税金であるため、「雨水公費・汚水私費」の原則や地方公営企業の独立採算の考え方を踏まえると、一般会計からの基準外繰入金に頼らない経営基盤の強化が必要です。

表 2.17 計画期間における財源予定額

財源内訳		事業費概算（税込） 令和7～令和10年度
国庫補助金	老朽化対策、地震対策、幹線周辺の雨水整備に充当	約 621百万円
工事負担金	地震対策に充当	約 126百万円
企業債	未普及対策、老朽化対策、その他に充当	約 1,447百万円
その他	一般会計繰入金や下水道独自財源	約 268百万円
合 計		2,462百万円

表 2.18 一般会計繰入金の区分

予算 区分	予算目	国の定める基準	説明
収 益 的 収 入	雨水処理負担金	雨水処理に要する経費	雨水処理に要する維持管理費、資本費(減価償却費、企業債利息)
	一般会計負担金	分流式下水道等に要する経費	分流式下水道に要する資本費(減価償却費、企業債利息)
		流域下水道の建設に要する経費	流域下水道の建設負担金に対して発行した企業債利息の一部
		下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費	水質規制に要する経費
		水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費	水洗便所の排水設備事務に要する経費の一部
		高度処理に要する経費	高度処理に要する経費の一部
		地方公営企業職員の児童手当に要する経費	地方公営企業職員の児童手当に要する経費の一部
		※ 臨時財政特例債の償還に要する経費	臨時財政特例債の企業債利息
資 本 的 支 出	一般会計負担金	雨水処理に要する経費	雨水分の元金償還金
		流域下水道の建設に要する経費	流域下水道の建設負担金に対して発行した元金償還金の一部
		臨時財政特例債の償還に要する経費	臨時財政特例債の元金償還金
	一般会計補助金	—	汚水分の元金償還金

(3) 財政計画について

1) シミュレーションにおける計算条件

財政計画に用いるシミュレーションの計算条件は、表 2.19 に示すとおりです。

表 2.19 財政シミュレーションの計算条件 (1/2)

種別	区分	項目	設定
業務量		年間有収水量	「2-1-1.水需要の状況」で使用した予測
収益的 収支	収入	下水道使用料	年間有収水量×下水道使用料単価
		雨水処理負担金 一般会計負担金	「2-3-3.今後 10 年間の計画 (2) 投資計画に対する財源の考え方について」にて試算した数値
		長期前受金戻入	取得済資産の予定額+新規取得資産分 ※新規取得分は耐用年数を「管渠」50 年で計算
		受託事業収益	収益的支出の受託事業費と同額を計上
		市役所本庁舎施設 使用負担金	令和 6 (2024) 年度予算値で一定
		企業債利息負担金	既存資産に対する起債の企業債利息に応じて算出
		安威川流域下水道 負担金精算返戻金	令和元 (2019) ～令和 5 (2023) 年度決算値の 平均値で一定
	支出	人件費	退職者が出た場合補充があるとして職員数一定 費用は令和 6 (2024) 年度予算値で一定
		維持管理費	以下の費用を、令和 6 (2024) 年度予算値で一定 管渠費、受託事業費、普及促進費、業務費、総係 費、流域下水道管理費
		減価償却費	取得済資産の予定額+新規取得分 ※新規取得分は耐用年数を「管渠」50 年で計算
		支払利息	発行済企業債の予定額+新規発行分 ※新規発行分は次のとおりとする 公共下水道事業債、流域下水道事業債 …年利率 2.4%、 償還期間 40 年 (据置 5 年)、元金均等返済 資本費平準化債 …年利率 1.7%、 償還期間 20 年 (据置 3 年)、元金均等返済
		その他	令和 6 (2024) 年度予算値で一定

※消費税は 10%と設定する。

※物価上昇は見込まない。

表 2.19 財政シミュレーションの計算条件 (2/2)

種別	区分	項目	設定
資本的 収支	収入	企業債 国庫補助金 工事負担金	「2-3-3.今後 10 年間の計画 (2) 投資計画に対する財源の考え方について」にて試算した数値
		企業債元金償還 負担金	既存資産に対する起債の企業債元金償還金に 応じて算出
		受益者負担金	令和 6 (2024) 年度予算値で一定
		一般会計負担金 一般会計補助金	「2-3-3.今後 10 年間の計画 (2) 投資計画に対する財源の考え方について」にて試算した数値
	支出	人件費	退職者が出た場合補充があるとして職員数一定 費用は令和 6 (2024) 年度予算値で一定
		事業費	「2-3-3.今後 10 年間の計画 (1) 投資計画について」にて試算した数値
		企業債元金 償還金	発行済企業債の予定額+新規発行分 ※新規発行分は次のとおりとする 公共下水道事業債、流域下水道事業債 …年利率 2.4%、 償還期間 40 年 (据置 5 年)、元金均等返済 資本費平準化債 …年利率 1.7%、 償還期間 20 年 (据置 3 年)、元金均等返済
		その他	令和 6 (2024) 年度予算値で一定

※消費税は 10%と設定する。

※物価上昇は見込まない。

2) 財政シミュレーションの結果

収益的収入、収益的支出ともに、実績よりも今後の予測は増加しています。収益的収入については、受託事業収益の増加が見込まれています。収益的支出については、受託事業費、流域下水道管理費及び減価償却費の増加によるものです。令和 10（2028）年度までの計画期間内では黒字を確保できる見込みではありますが、人口減少に伴う下水道使用料の減少が続く中で、流域下水道管理費及び減価償却費は増加していくものと想定され、費用は増加する見込みです。

また、企業債元金償還金は減少するものの、依然として年 10 億円を超える償還を行っており、負担は大きいものとなっています（図 2-41 参照）。

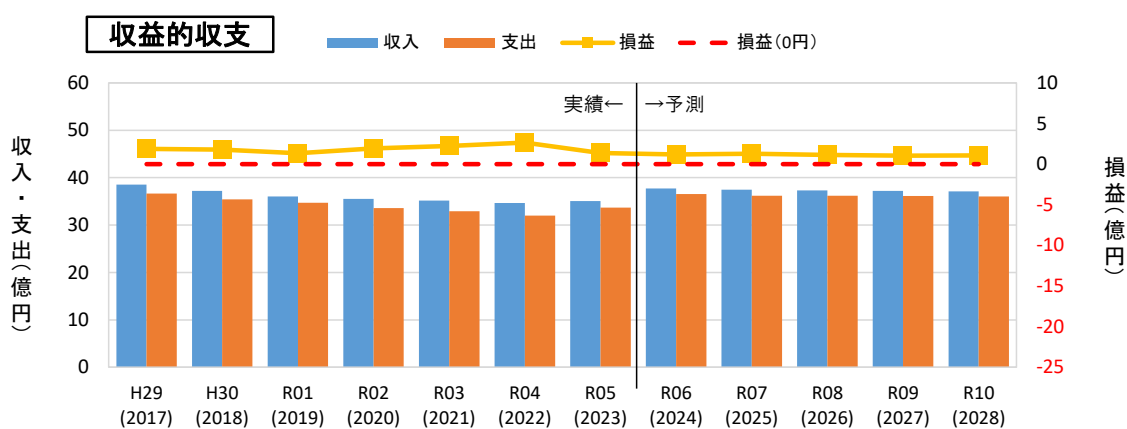


図 2-41 収益的収支のシミュレーション結果（税抜金額）

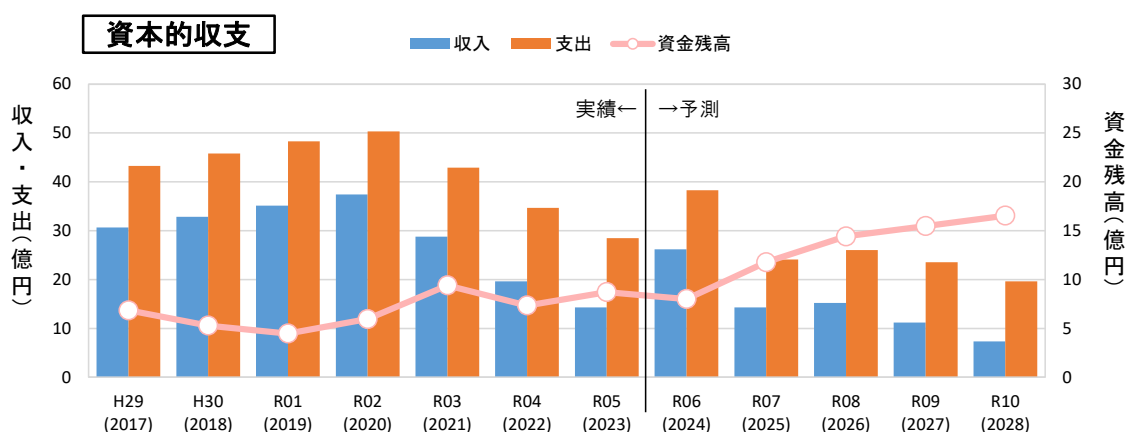


図 2-42 資本的収支のシミュレーション結果（税込金額）

(4) まとめ

下水道使用料単価は、令和 5（2023）年度において下水道使用料収入の約 30%を占め、単価水準の高い大口需要家からの使用料収入が減少となったため、現行計画と比較して減少しましたが、今回の中間見直しにおける水需要予測に基づく有収水量で推移した場合で、計画期間中において下水道使用料の料金改定を行うことなく、収益的収支の黒字を確保できる見込みです（図 2-41 参照）。ただし、流域下水道管理費及び減価償却費が現行計画より増加したことにより収益的収支の黒字額が減少したこと、利益処分により減債積立金※を積み立てし、企業債元金償還金に充当する基準外繰入金の抑制を進めたことにより、自己資金残高は当初想定よりもかなり低い予測となっています（図 2-44 参照）。

元金償還金は借入時の償還計画に基づいて償還を行っており、現行計画との差はありませんが、令和 6（2024）年度以降、資本費平準化債が再度発行できるようになったことと、事業内容の見直しに伴う新規投資分の発行額が増加したことで、企業債未償還残高は当初想定より高くなっており、令和 10（2028）年度で約 140 億円となっています（図 2-45 参照）。

しかしながら、元金償還金（資本費平準化債を除く）と減価償却費（長期前受金戻入を除く）を比較すると、元金償還金が上回る状態が続きます。減価償却費は、損益勘定留保資金として元金償還金や将来の改築更新費用の財源となるため、元金償還金が増価償却費を上回っている状態では、将来の改築更新費用の財源を確保できないことになります（図 2-46 参照）。これまでは、元金償還金の財源不足を埋めるために一般会計から基準外繰入を行っていましたが、令和 6（2024）年度から資本費平準化債の発行基準が変更となったことで再度発行が可能となったことから、発行が可能な期間である令和 6（2024）年度から令和 9（2027）年度までの間は基準外繰入金が 0 円となる見込みです（図 2-47 参照）。

なお、再度資本費平準化債の発行が不可となる令和 10（2028）年度においては基準外繰入金が発生する見込みであり、基準外繰入金解消に向けて利益処分による減債積立金の活用などを検討する必要があります。

下水道使用料単価の推移

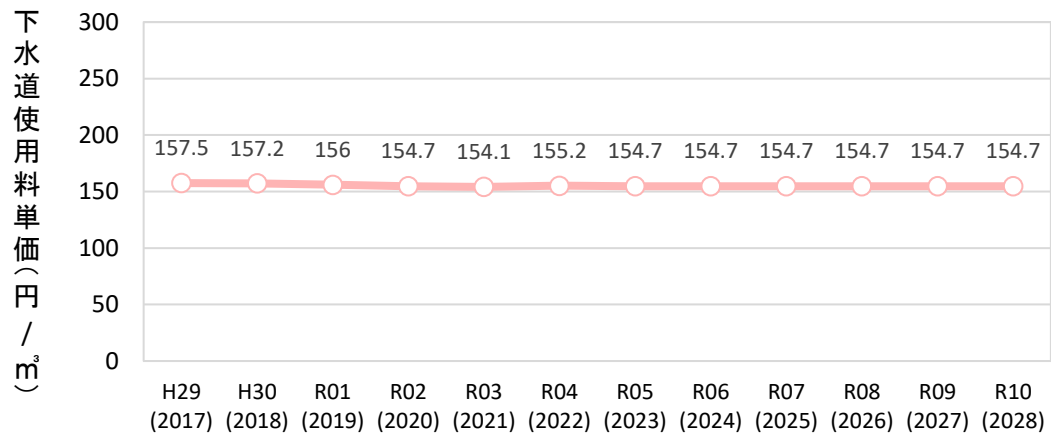
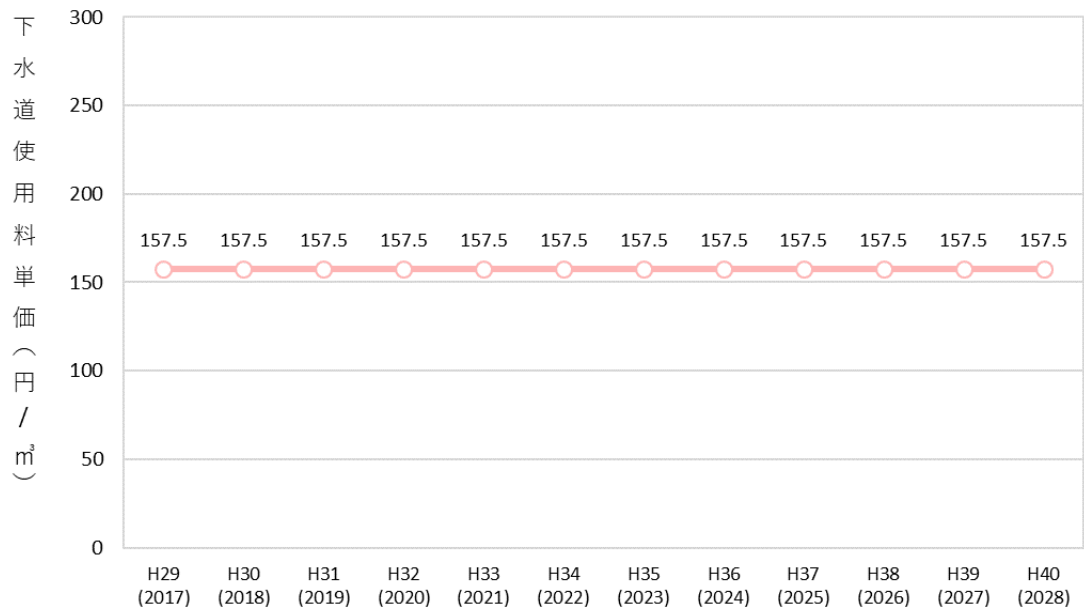


図 2-43 財政シミュレーションの結果（下水道使用料単価の推移）

自己資金（現金・預金）残高の推移

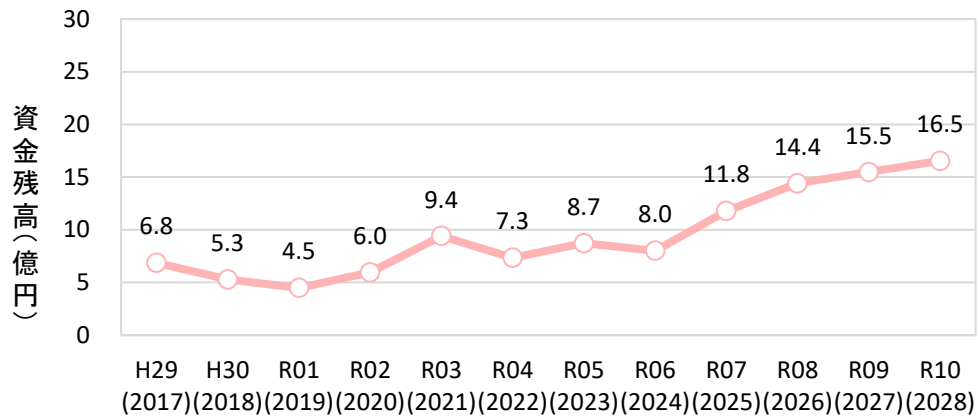
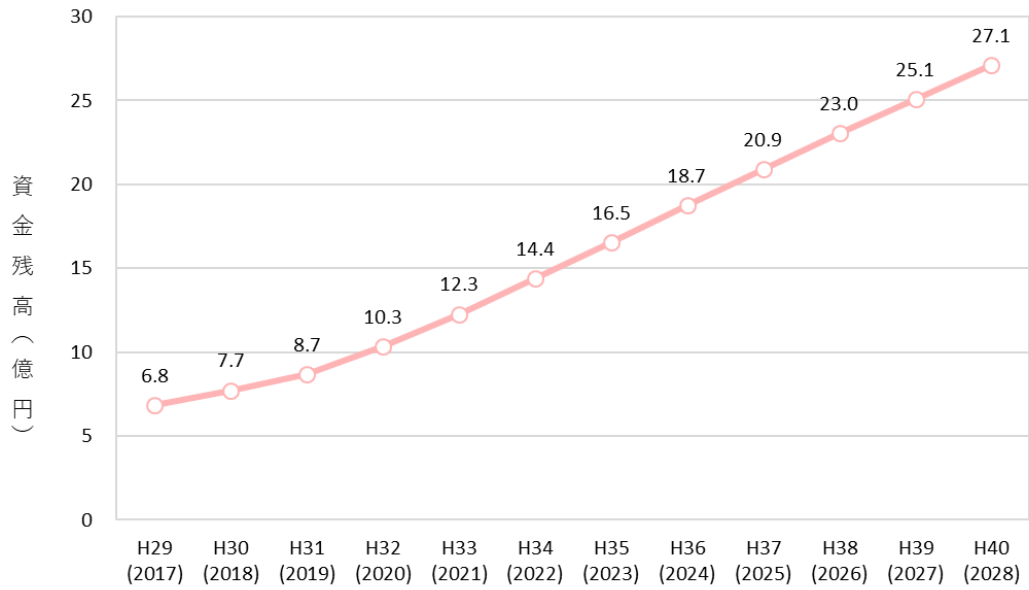


図 2-44 財政シミュレーションの結果（資金残高の推移）

企業債の推移

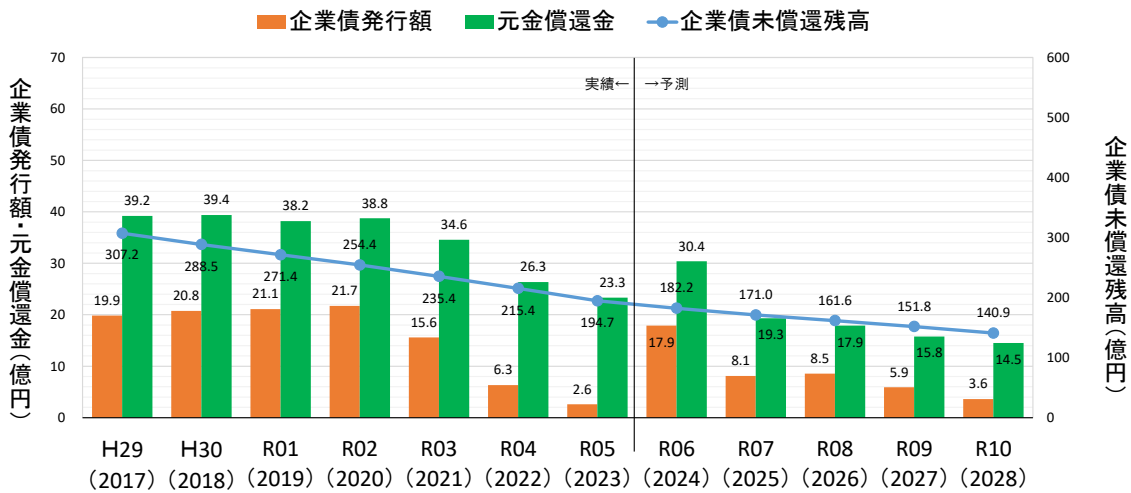
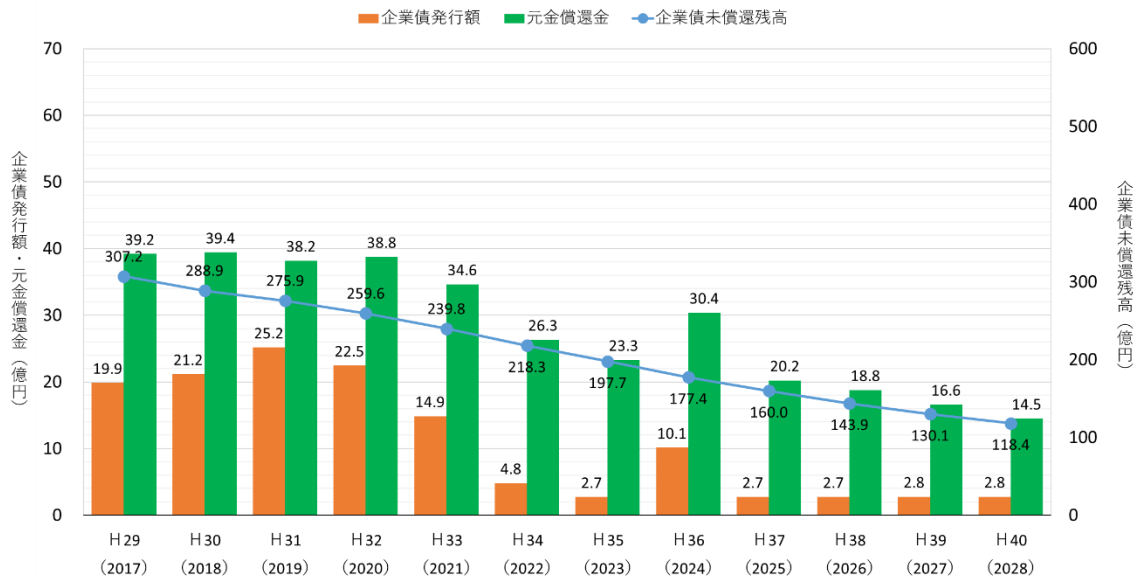


図 2-45 財政シミュレーションの結果（企業債の推移）

企業債元金償還金と減価償却費の推移

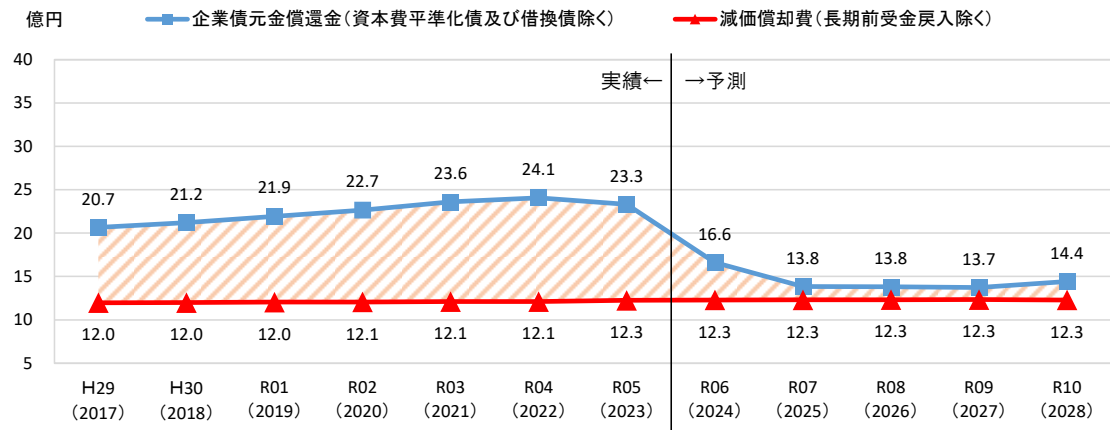
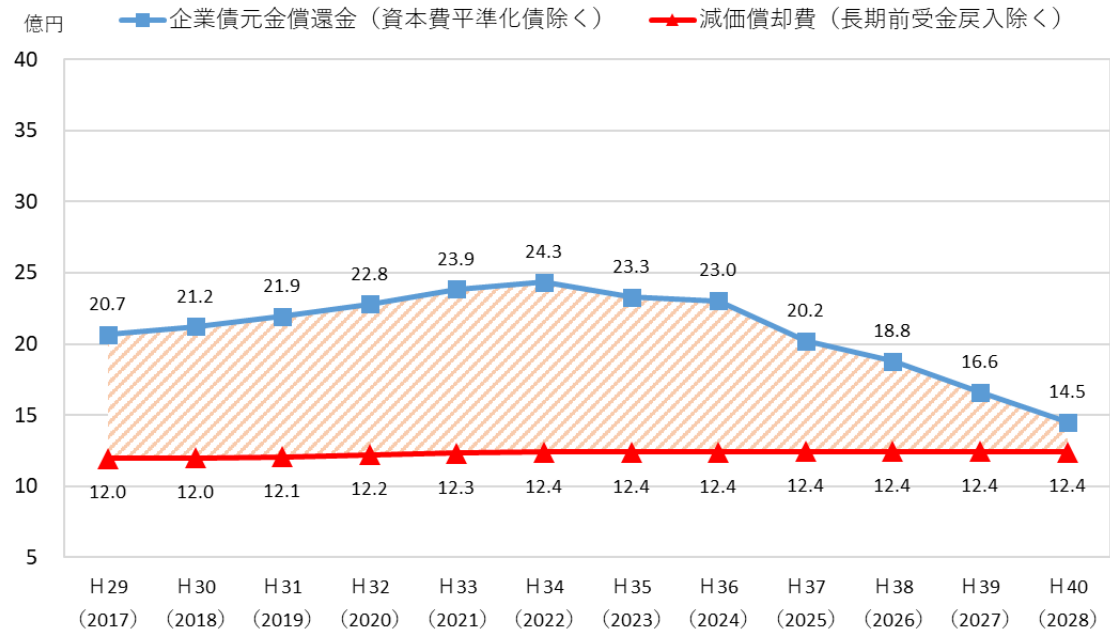


図 2-46 財政シミュレーションの結果（企業債元金償還金と減価償却費の推移）

一般会計繰入金の推移

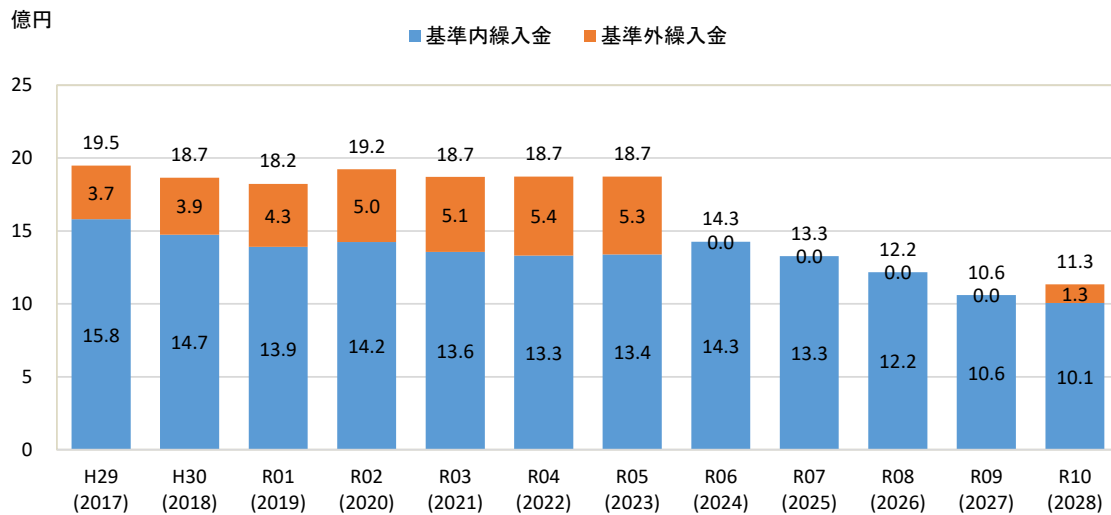
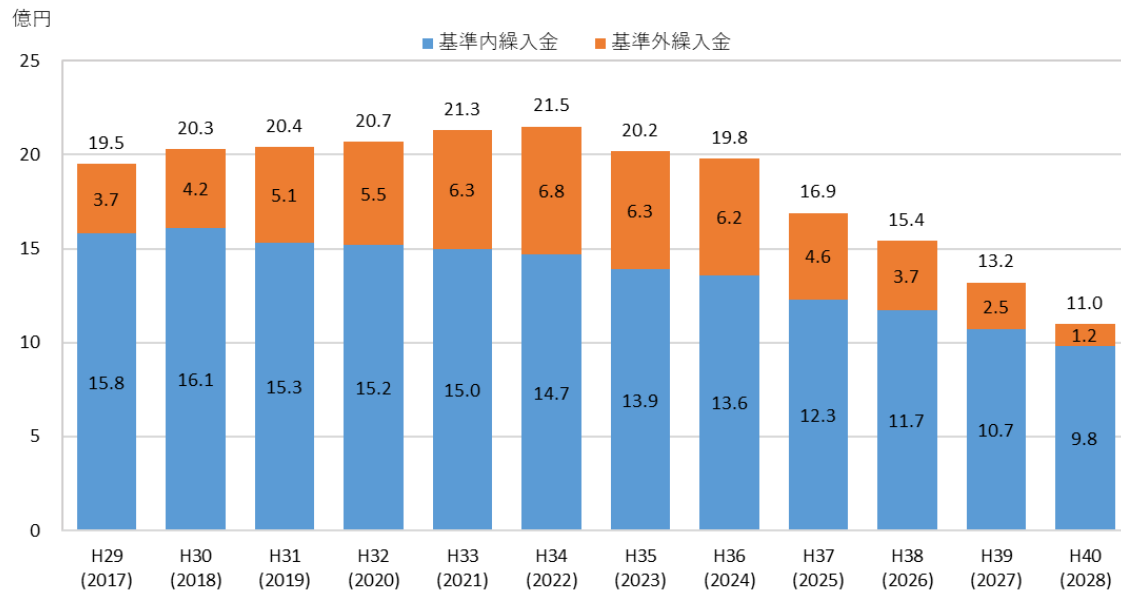


図 2-47 財政シミュレーションの結果（一般会計繰入金の推移）

表 2.20 財政計画の点検と進捗管理に用いる指標の推移

経営 資源	項 目	対応する経営指標	単位	現状 H29 (2017)	中期 R5 (2023)	後期 R10 (2028)
ヒ ト	職員一人当たりの 処理水量の効率性	職員一人当たり 有収水量	(千 m^3 /人)	1,239	1,094	1,077
	職員一人当たりの 利益状況	職員一人当たり 経常利益	(千円/人)	22,295	13,786	3,642
モ ノ	処理した汚水の 効率性	有収率	(%)	68.94	70.93	70.00
	施設全体の 老朽化度合い	有形固定資産 減価償却率	(%)	3.61	23.56	42.57
	管路の経年化の状況	管渠老朽化率	(%)	0.00	4.00	12.25
	管路の更新投資の 実施状況	管渠改善率	(%)	0.01	0.00	0.00
力 ネ	経常損益	経常収支比率	(%)	105.50	104.09	100.99
	使用料水準の適切性	経費回収率	(%)	94.10	96.76	94.17
	費用の効率性	汚水処理原価	(円/ m^3)	167.34	159.83	164.27
	支払能力	流動比率	(%)	21.64	32.79	99.89
	債務残高	企業債残高対 事業規模比率	(%)	713.06	449.47	330.25
	累積欠損	累積欠損金比率	(%)	0.00	0.00	0.00

3. 全体のまとめ

「2-3-3. 今後 10 年間の計画」を基にした財政シミュレーションの結果では、経営戦略上の計画期間である令和 10（2028）年度までは収益的収支の黒字を確保しつつ、約 14 億円の自己資金を確保でき、また企業債残高についても、約 140 億円まで減少させることができる試算となりました。

一方で、元金償還金が減価償却費を上回る状態が続き、元金償還金の財源不足を埋める必要があることには変わりありません。令和 6（2024）年度から資本費平準化債の発行基準が変更となり再度発行が可能となったことから、発行可能期間である令和 6（2024）年度から令和 9（2027）年度までの間は基準外繰入金が 0 円となる見込みですが、発行不可となる令和 10（2028）年度は基準外繰入金が発生する見込みです。

また、流域下水道管理費及び減価償却費が高い水準で推移することから、汚水処理原価が使用料単価を上回る状況となり、経費回収率が 100%を下回る見込みです。ビジョンに定める数値目標を達成するためには、費用の削減などさらなる経営努力が必要です。

さらに、「2-3-2. 中長期的な見通し」で示したとおり、管路の修繕・改築費用として令和 12（2030）年度以降は年間約 5 億円、令和 22（2040）年度以降は年間 8 億円、令和 32（2050）年度以降は年間 12 億円の改築更新費用が必要となり、今後の財源確保は厳しい状況が予想されています。

本市では、令和 2（2020）年度に SM 計画を策定し、今後本格的に老朽化を迎える下水道施設に対しての、具体的な行動計画ができたところです。これからは、本計画に基づく点検・調査、改築・修繕を実施することで、適切な管理を行っていきます。

人口減少に伴う下水道使用料の減少が続く状況が想定される中、効率的な改築更新により減価償却費の上昇を抑制するとともに、ビジョンの実現化方策に示すウォーター PPP※の導入検討やデジタル化の取組を含む業務効率化を行うなど、最大限の経営努力を続けることで、市民一人ひとりが持続可能な幸福を目指すことができる「ウェルビーイング※」を踏まえた事業運営を検討してまいります。

4. 附属資料（経営戦略様式）

区 分	年 度	(税抜、単位：千円、%)											
		平成29年度 2017年度 (決算)	平成30年度 2018年度 (決算)	令和元年度 2019年度 (決算)	令和2年度 2020年度 (決算)	令和3年度 2021年度 (決算)	令和4年度 2022年度 (決算)	令和5年度 (決算)	令和6年度 (予算)	令和7年度 2025年度	令和8年度 2026年度	令和9年度 2027年度	令和10年度 2028年度
収入	1. 料 業 収 益 (A)	2,710,959	2,659,023	2,589,461	2,600,479	2,512,669	2,492,418	2,520,946	2,763,357	2,749,926	2,736,383	2,725,409	2,714,599
	(1) 営 業 収 益 (B)	1,756,303	1,731,588	1,732,208	1,747,210	1,712,789	1,720,876	1,691,306	1,693,035	1,694,545	1,683,636	1,673,636	1,666,364
益	(2) 受 託 工 事 収 益 (C)	33,564	17,431	9,411	9,093	11,225	14,463	19,102	261,004	254,464	254,464	254,464	254,464
	(3) そ の 他 収 益 (D)	921,092	910,004	847,842	844,176	788,655	757,079	810,538	811,318	800,917	798,283	797,309	793,771
の	2. 営 業 外 収 益 (E)	1,140,949	1,060,295	1,014,814	950,581	1,003,899	973,336	984,018	1,010,329	995,930	993,853	996,340	996,683
	(1) 補 助 金 (F)	392,766			37,732	31,640	27,021	29,992	28,621	30,931	32,465	34,331	35,130
収 入	(2) 他 会 計 補 助 金 (G)	196,383	101,197	78,391	37,732	31,640	27,021	29,992	28,621	30,931	32,465	34,331	35,130
	(3) 長 期 前 受 金 (H)	66,907	79,877	53,748	28,460	31,218	43,931	31,218	60,093	45,631	45,618	45,607	45,599
の	(4) そ の 他 収 益 (I)	3,851,908	3,719,318	3,604,275	3,561,060	3,516,568	3,465,754	3,504,964	3,773,686	3,745,856	3,721,749	3,712,282	3,711,282
	1. 職 員 給 与 (J)	2,911,229	2,911,958	2,953,932	2,939,699	2,960,473	2,922,202	3,140,266	3,455,815	3,394,792	3,392,854	3,394,384	3,389,176
的	(2) 職 員 給 与 (K)	75,276	64,470	84,361	81,975	86,057	88,997	88,901	100,962	100,961	100,961	100,961	100,961
	基 本 給 与 (L)	35,059	32,085	36,893	37,416	37,931	22,846	39,084	49,778	44,896	44,896	44,896	44,896
収 入	退 職 給 与 (M)	3,329	2,141	4,068	3,668	4,328	5,103	7,709	6,005	6,005	6,005	6,005	6,005
	そ の 他 (N)	36,888	30,244	43,400	40,891	43,798	59,048	42,108	45,179	50,060	50,060	50,060	50,060
の	(3) 経 営 費 (O)	760,912	769,188	782,975	767,521	763,087	721,885	903,237	1,204,844	1,143,398	1,143,398	1,143,398	1,143,398
	動 修 費 (P)												
支 出	材 料 費 (Q)	45,624	36,526	43,622	29,355	27,487	101,061	27,545	20,913	250,751	250,751	250,751	250,751
	そ の 他 (R)	9,998	6,835	14,469	11,237	11,568	18,098	13,172	8,810	8,764	8,764	8,764	8,764
支 出	(3) 減 価 償 却 費 (S)	705,290	725,827	724,884	726,929	724,032	604,726	862,520	1,175,121	883,883	883,883	883,883	883,883
	2. 営 業 外 収 益 (T)	2,075,041	2,078,300	2,086,596	2,090,203	2,111,329	2,113,320	2,148,128	2,150,009	2,150,433	2,148,295	2,150,025	2,144,817
支 出	(1) 支 払 金 (U)	740,021	628,111	516,198	416,979	331,227	277,487	226,841	199,854	223,471	223,868	221,796	215,456
	(2) 支 払 金 (V)	729,555	613,673	505,025	402,687	318,690	252,541	211,067	180,772	177,844	171,917	170,459	167,970
支 出	他 収 入 (W)	10,466	14,438	11,173	14,292	12,577	24,946	15,774	19,082	45,627	51,951	51,337	47,486
	(3) 支 払 金 (X)	3,651,250	3,540,069	3,470,130	3,356,678	3,291,700	3,199,689	3,367,107	3,655,669	3,616,522	3,616,522	3,616,522	3,604,632
支 出	常 損 失 (Y)	200,658	179,249	134,145	194,382	224,868	266,065	137,857	118,017	127,593	113,714	105,569	106,650
	別 損 失 (Z)												
持 続 的 経 営 活 動 による収入	別 損 失 (A)-(B)	12,822											
	持 続 的 経 営 活 動 による収入	△ 12,822											
流 入	繰上 金 (A)-(B)	188,036	179,249	134,145	194,382	224,868	266,065	137,857	118,017	127,593	113,714	105,569	106,650
	繰上 金 (A)-(B)	188,036	179,249	134,145	194,382	224,868	266,065	137,857	118,017	127,593	113,714	105,569	106,650
流 入	繰上 金 (A)-(B)	188,036	179,249	134,145	194,382	224,868	266,065	137,857	118,017	127,593	113,714	105,569	106,650
	繰上 金 (A)-(B)	188,036	179,249	134,145	194,382	224,868	266,065	137,857	118,017	127,593	113,714	105,569	106,650
流 入	繰上 金 (A)-(B)	188,036	179,249	134,145	194,382	224,868	266,065	137,857	118,017	127,593	113,714	105,569	106,650
	繰上 金 (A)-(B)	188,036	179,249	134,145	194,382	224,868	266,065	137,857	118,017	127,593	113,714	105,569	106,650
流 入	繰上 金 (A)-(B)	188,036	179,249	134,145	194,382	224,868	266,065	137,857	118,017	127,593	113,714	105,569	106,650
	繰上 金 (A)-(B)	188,036	179,249	134,145	194,382	224,868	266,065	137,857	118,017	127,593	113,714	105,569	106,650
流 入	繰上 金 (A)-(B)	188,036	179,249	134,145	194,382	224,868	266,065	137,857	118,017	127,593	113,714	105,569	106,650
	繰上 金 (A)-(B)	188,036	179,249	134,145	194,382	224,868	266,065	137,857	118,017	127,593	113,714	105,569	106,650
流 入	繰上 金 (A)-(B)	188,036	179,249	134,145	194,382	224,868	266,065	137,857	118,017	127,593	113,714	105,569	106,650
	繰上 金 (A)-(B)	188,036	179,249	134,145	194,382	224,868	266,065	137,857	118,017	127,593	113,714	105,569	106,650
流 入	繰上 金 (A)-(B)	188,036	179,249	134,145	194,382	224,868	266,065	137,857	118,017	127,593	113,714	105,569	106,650
	繰上 金 (A)-(B)	188,036	179,249	134,145	194,382	224,868	266,065	137,857	118,017	127,593	113,714	105,569	106,650
流 入	繰上 金 (A)-(B)	188,036	179,249	134,145	194,382	224,868	266,065	137,857	118,017	127,593	113,714	105,569	106,650
	繰上 金 (A)-(B)	188,036	179,249	134,145	194,382	224,868	266,065	137,857	118,017	127,593	113,714	105,569	106,650
流 入	繰上 金 (A)-(B)	188,036	179,249	134,145	194,382	224,868	266,065	137,857	118,017	127,593	113,714	105,569	106,650
	繰上 金 (A)-(B)	188,036	179,249	134,145	194,382	224,868	266,065	137,857	118,017	127,593	113,714	105,569	106,650
流 入	繰上 金 (A)-(B)	188,036	179,249	134,145	194,382	224,868	266,065	137,857	118,017	127,593	113,714	105,569	106,650
	繰上 金 (A)-(B)	188,036	179,249	134,145	194,382	224,868	266,065	137,857	118,017	127,593	113,714	105,569	106,650
流 入	繰上 金 (A)-(B)	188,036	179,249	134,145	194,382	224,868	266,065	137,857	118,017	127,593	113,714	105,569	106,650
	繰上 金 (A)-(B)	188,036	179,249	134,145	194,382	224,868	266,065	137,857	118,017	127,593	113,714	105,569	106,650
流 入	繰上 金 (A)-(B)	188,036	179,249	134,145	194,382	224,868	266,065	137,857	118,017	127,593	113,714	105,569	106,650
	繰上 金 (A)-(B)	188,036	179,249	134,145	194,382	224,868	266,065	137,857	118,017	127,593	113,714	105,569	106,650
流 入	繰上 金 (A)-(B)	188,036	179,249	134,145	194,382	224,868	266,065	137,857	118,017	127,593	113,714	105,569	106,650
	繰上 金 (A)-(B)	188,036	179,249	134,145	194,382	224,868	266,065	137,857	118,017	127,593	113,714	105,569	106,650
流 入	繰上 金 (A)-(B)	188,036	179,249	134,145	194,382	224,868	266,065	137,857	118,017	127,593	113,714	105,569	106,650
	繰上 金 (A)-(B)	188,036	179,249	134,145	194,382	224,868	266,065	137,857	118,017	127,593	113,714	105,569	106,650
流 入	繰上 金 (A)-(B)	188,036	179,249	134,145	194,382	224,868	266,065	137,857	118,017	127,593	113,714	105,569	106,650
	繰上 金 (A)-(B)	188,036	179,249	134,145	194,382	224,868	266,065	137,857	118,017	127,593	113,714	105,569	106,650
流 入	繰上 金 (A)-(B)	188,036	179,249	134,145	194,382	224,868	266,065	137,857	118,017	127,593	113,714	105,569	106,650
	繰上 金 (A)-(B)	188,036	179,249	134,145	194,382	224,868	266,065	137,857	118,017	127,593	113,714	105,569	106,650
流 入	繰上 金 (A)-(B)	188,036	179,249	134,145	194,382	224,868	266,065	137,857	118,017	127,593	113,714	105,569	106,650
	繰上 金 (A)-(B)	188,036	179,249	134,145	194,382	224,868	266,065	137,857	118,017	127,593	113,714	105,569	106,650
流 入	繰上 金 (A)-(B)	188,036	179,249	134,145	194,382	224,868	266,065	137,857	118,017	127,593	113,714	105,569	106,650
	繰上 金 (A)-(B)	188,036	179,249	134,145	194,382	224,868	266,065	137,857	118,017	127,593	113,714	105,569	106,650
流 入	繰上 金 (A)-(B)	188,036	179,249	134,145	194,382	224,868	266,065	137,857	118,017	127,593	113,714	105,569	106,650
	繰上 金 (A)-(B)	188,036	179,249	134,145	194,382	224,868	266,065	137,857	118,017	127,593	113,714	105,569	106,650
流 入	繰上 金 (A)-(B)	188,036	179,249	134,145	194,382	224,868	266,065	137,857	118,017	127,593	113,714	105,569	106,650
	繰上 金 (A)-(B)	188,036	179,249	134,145	194,382	224,868	266,065	137,857	118,017	127,593	113,714	105,569	106,650
流 入	繰上 金 (A)-(B)	188,036	179,249	134,145	194,382	224,868	266,065	137,857	118,017	127,593	113,714	105,569	106,650
	繰上 金 (A)-(B)	188,036	179,249	134,145	194,382	224,868	266,065	137,857	118,017	127,593	113,714	105,569	106,650
流 入	繰上 金 (A)-(B)	188,036	179,249	134,145	194,382	224,868	266,065	137,857	118,017	127,593	113,714	105,569	106,650
	繰上 金 (A)-(B)	188,036	179,249	134,145	194,382	224,868	266,065	137,857	118,017	127,593	113,714	105,569	106,650
流 入	繰上 金 (A)-(B)	188,036	179,249	134,145	194,382	224,868	266,065	137,857	118,017	127,593	113,714	105,569	106,650
	繰上 金 (A)-(B)	188,036	179,249	134,145	194,382	224,868	266,065	137,857	118,017	127,593	113,714	105,569	106,650
流 入	繰上 金 (A)-(B)	188,036	179,249	134,145	194,382	224,868							

区 分		年 度										(税込、単位：千円)	
資 本 的 収 入	資 本 的 収 入	平成29年度 2017年度 (決算)	平成30年度 2018年度 (決算)	令和元年度 2019年度 (決算)	令和2年度 2020年度 (決算)	令和3年度 2021年度 (決算)	令和4年度 2022年度 (決算)	令和5年度 2023年度 (決算)	令和6年度 2024年度 (予算)	令和7年度 2025年度	令和8年度 2026年度	令和9年度 2027年度	令和10年度 2028年度
		1. 企業 うち資本費平 価化債 権	2. 他 会社計出資 金	3. 他 会社計補助 金	4. 他 会社計負担 金	5. 他 会社計借入 金	6. 国(都道府県) 補助金	7. 固定資産 売却代金	8. 工事 費	9. その他 の計	(A)のうち翌年度へ繰り越さ れる支出の財源充当額	(B)	(C)
資本的収入	資本的収入	1,985,300	2,075,800	2,110,600	2,173,000	1,558,900	631,200	260,500	1,789,800	810,300	854,200	590,700	360,100
		1,855,300	1,818,500	1,625,000	1,609,300	1,097,100	225,500	0	1,375,700	547,200	409,200	204,800	7,700
資本的収入	資本的収入	367,356	390,608	432,711	499,986	514,530	542,696	532,777	0	0	0	0	0
		464,025	464,301	465,141	542,254	536,962	548,623	500,987	588,900	496,858	387,444	229,475	178,134
資本的収入	資本的収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		128,100	191,000	387,000	406,000	260,765	229,000	108,900	194,800	76,800	235,300	247,700	60,400
資本的収入	資本的収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		94,687	146,721	108,628	120,799	93	10,133	1,414	34,765	38,775	39,875	47,300	0
資本的収入	資本的収入	24,669	17,718	11,191	93	9,007	10,133	1,414	9,119	6,492	6,502	6,232	6,240
		3,064,137	3,286,148	3,515,271	3,742,132	2,880,164	1,961,652	1,431,345	2,617,474	1,429,225	1,523,321	1,121,407	732,858
資本的収入	資本的収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		3,064,137	3,286,148	3,515,271	3,742,132	2,880,164	1,961,652	1,431,345	2,617,474	1,429,225	1,523,321	1,121,407	732,858
資本的収入	資本的収入	402,965	640,661	1,011,401	1,158,759	833,991	834,315	514,512	788,619	477,608	814,548	776,905	509,813
		21,820	20,600	19,835	20,105	17,074	25,796	27,455	28,847	28,847	28,847	28,847	28,847
資本的収入	資本的収入	3,920,549	3,940,108	3,819,383	3,875,021	3,457,619	2,634,042	2,330,804	3,038,919	1,931,582	1,790,198	1,577,025	1,450,808
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本的収入	資本的収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本的収入	資本的収入	0	246	0	0	300	0	0	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
		4,323,514	4,581,015	4,830,784	5,033,780	4,291,910	3,488,357	2,845,316	3,828,638	2,410,290	2,605,846	2,355,030	1,961,721
資本的収入	資本的収入	1,259,377	1,294,867	1,315,513	1,291,648	1,411,746	1,506,705	1,413,971	1,211,164	981,065	1,082,525	1,233,623	1,228,863
		1,197,381	1,284,867	1,110,089	1,151,648	1,208,854	1,285,715	1,153,971	1,211,164	1,231,065	1,232,525	1,233,623	1,228,863
資本的収入	資本的収入	10,000	10,000	200,000	140,000	200,000	220,000	260,000	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本的収入	資本的収入	159,377	0	5,424	0	2,892	990	0	0	0	0	0	0
		1,366,758	1,294,867	1,315,513	1,291,648	1,411,746	1,506,705	1,413,971	1,211,164	1,231,065	1,232,525	1,233,623	1,228,863
資本的収入	資本的収入	△ 107,381	0	0	0	0	0	0	0	△ 250,000	△ 150,000	0	0
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本的収入	資本的収入	30,716,853	28,852,544	27,143,761	25,441,740	23,543,021	21,540,179	19,469,875	18,220,756	17,099,474	16,163,476	15,177,151	14,086,443
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

○他会計繰入金

区 分		年 度										(税込、単位：千円)	
収 益 的 収 入	収 益 的 収 入	平成29年度 2017年度 (決算)	平成30年度 2018年度 (決算)	令和元年度 2019年度 (決算)	令和2年度 2020年度 (決算)	令和3年度 2021年度 (決算)	令和4年度 2022年度 (決算)	令和5年度 2023年度 (決算)	令和6年度 2024年度 (予算)	令和7年度 2025年度	令和8年度 2026年度	令和9年度 2027年度	令和10年度 2028年度
		1,116,621	1,010,360	925,485	880,924	819,168	782,309	838,133	837,731	830,439	829,339	830,231	827,492
資本的収入	資本的収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		831,381	854,909	897,952	1,042,240	1,051,492	1,091,319	1,033,764	588,900	496,858	387,444	229,475	306,118
資本的収入	資本的収入	464,025	464,301	465,141	542,254	536,962	548,623	500,987	588,900	496,858	387,444	229,475	178,134
		367,356	390,608	432,711	499,986	514,530	542,696	532,777	0	0	0	0	127,984
資本的収入	資本的収入	1,948,002	1,865,269	1,823,337	1,923,164	1,870,660	1,873,628	1,871,897	1,426,721	1,327,297	1,216,783	1,059,706	1,133,610
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

5. 経費回収率向上に向けたロードマップ

「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進について」（令和 2 年 7 月 21 日付国水企第 34 号）に基づき、業績目標及び経費回収率向上に向けたロードマップを以下に示します。

■業績目標

公共下水道において、経費回収率（公費負担分除く）100%以上を維持します。

■経費回収率向上に向けたロードマップ

項目			R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)
経営戦略	H29 策定											
収入増加に向けた取組	使用料の見直し	取組	●現行下水道使用料の在り方の検討									
		実施時期	随時									
	接続率の向上	取組	●市街化調整区域、下水道未整備区域の計画的な整備 ●水洗化への啓発活動									
		実施時期	随時									
	お客様サービスの向上	取組	●デジタル化推進によるお客様サービスの向上									
		実施時期	随時									
支出削減に向けた取組	汚水処理原価削減	取組	●ストックマネジメント計画に基づく点検、調査 ●不明水浸入箇所の改築更新 ●排水設備検査体制の強化									
		実施時期	随時									
	計画の見直し	取組	●経営戦略の実行及びPDCAサイクルを通じた見直し									
		実施時期	随時									
	その他	取組	●業務効率化施策の検討 ●官民連携手法の導入可能性の検討 ●出前講座や環境フェスティバルを通じた下水道啓発活動									
		実施時期	随時									

6. 資料編（用語集）

うすいせいび
雨水整備（P. 1）

雨水を流すための下水道管渠を整備すること。

けいえいせんりやく
経営戦略（P. 1）

各公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画。その中心となる「投資・財政計画」は、施設・設備に関する投資の見通しを試算した計画（投資試算）と、財源の見通しを試算した計画（財源試算）を構成要素とし、投資以外の経費も含めた上で、収入と支出が均衡するよう調整した中長期の収支計画となっている。

ごうりゅうしきげすいどう
合流式下水道（P. 1）

汚水の流れる管と雨水の流れる管を一つの管で排除する方式。

ぶんりゅうしきげすいどう
分流式下水道（P. 1）

汚水の流れる管と雨水の流れる管が分かれており、汚水と雨水を別々に排除する方式。

かんきょ
管渠（P. 1）

下水を収集し、排除するための施設で、合流管渠、汚水管渠、雨水管渠、水路の総称。

ぎょうせい くいきないじんこう
行政区域内人口（P. 1）

本市に住民票の登録のある人口のこと。

しより くいきないじんこう
処理区域内人口（P. 1）

下水道（合流、分流汚水）が使える区域内の人口。

げすいどうじんこうふきゅうりつ
下水道人口普及率（P. 1）

行政区域内人口に対する下水道を利用できる人の割合のことで、下水道がどのくらい普及しているかを示す指標。

すいせんべんじょせっちずみじんこう

水洗便所設置済人口 (P. 1)

水洗便所を利用し、公共下水道に接続している人口。

すいせんかりつ

水洗化率 (P. 1)

処理区域内人口に対する、水洗便所を利用し、公共下水道に接続している人口の割合。

こうえいきぎょうかいけい

公営企業会計 (P. 1)

地方公営企業法の財務規定などの適用を行い、建設に係る経理と管理運営に係る経理の分離、発生主義の経理による期間損益計算の導入や複式簿記を採用すること。これにより、事業の財政状態や経営状況を明確化することができる。

複式簿記は、ひとつの取引によって生じる価値の増加と他の価値の減少の両面を記帳する簿記法。例えば物品購入の場合、物品の増加と現金の減少が各々記帳される。資産や債権債務の変動を管理できる。

かんろしせつ

管路施設 (P. 12)

管渠、マンホール、吐口、ます、取付け管などの総称であり、汚水や雨水を収集し、ポンプ場処理場または放流先まで流下させる役割を有する。

かいちくこうしん

改築更新 (P. 1)

改築：施設の全部または一部の再建設あるいは取り替えを行うこと。

更新：耐用年数に達した施設や設備について再建設あるいは取り替えを行うこと。

こうきょうげすいどう

公共下水道 (P. 1)

市街地における下水を排除し、又は処理するために市町村が管理する下水道で終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するもの。生活排水の他、産業排水や雨水も対象としている。

ぴーでぃーしーえー

P D C A サイクル (P. 2)

生産管理や品質管理などの管理業務を計画通りに進めるための管理方法の一種で、計画、実行、評価、改善を繰り返すことでより良いものを目指す実践方法 (plan-do-check-act cycle)。

しんげすいどう
新下水道ビジョン (P. 3)

下水道の使命、長期ビジョンと各主体の役割を示した「下水道の使命と長期ビジョン」と、長期ビジョンを実現するために今後 10 年程度の目標及び具体的な施策を示した「下水道長期ビジョン実現に向けた中期計画」を掲げるもので、下水道政策研究委員会の審議を経て、国土交通省が平成 26（2014）年 7 月に策定・公表している。

おすいせいび
汚水整備 (P. 6)

汚水を流すための下水道管渠を整備すること。

がいせい
概成 (P. 6)

ほぼ完成していること。

げすいどうしやうりやう
下水道使用料 (P. 7)

下水道の維持管理費の経費に充てるため、地方公共団体が条例に基づき下水道使用者から徴収する使用料。水量に応じて徴収される。

おすい
汚水 (P. 7)

一般家庭、事業所、工場などから生活、営業並びに生産活動によって排出される排水のこと。

ゆうしゆうすいりやう
有収水量 (P. 7)

下水道で処理した汚水などのうち、下水道使用料収入の対象となる排水量のこと。

ごうりゆうくいき
合流区域 (P. 7)

合流式下水道で処理を行う区域のこと。

としげすいろ
都市下水路 (P. 9)

公共下水道事業を実施していない市町村において、市街地の雨水を排除し、すみやかに河川などに排水する施設。市街地の浸水の解消を図ることを目的としている。

こうきょうげすいどうじぎょう

公共下水道事業 (P. 9)

主として市街地における下水を排除する下水道で、市町村が建設し、管理している。終末処理場を有するものを「単独公共下水道」、終末処理場を有せず流域下水道に接続するものを「流域関連公共下水道」と呼んでいる。

げすいしゅりじょう

下水処理場 (P. 9)

下水を最終的に処理して河川その他の公共の水域または海域に放流するために、下水道の施設として設けられる処理施設及びこれを補完する施設のこと。

じぎょうけいかく

事業計画 (P. 9)

全体計画に定められた計画を実施するための年次ごとに定められた計画。

ぜんたいけいかく

全体計画 (P. 9)

下水道で整備すると定めた区域について、計画フレームを設定し、幹線管渠、ポンプ場及び処理場等の根幹的施設について、ルートや主要施設の能力の検討、施設計画等を行う。

しゅりくいき

処理区域 (P. 10)

下水道（合流、分流汚水）が使える区域。

はいすいくいき

排水区域 (P. 11)

下水道（分流雨水）が使える区域。

きょうようかいし

供用開始 (P. 12)

下水道が使用可能になった状態のこと。

けいかく

ストックマネジメント計画 (P. 12)

下水道事業の役割を踏まえ、持続可能な下水道事業の実施を図るため、下水道施設を計画的かつ効率的に管理するための計画。具体的には、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、中長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理するための計画。

テレビ ちょうさ
TVカメラ調査 (P. 12)

管渠内に TV カメラを入れ、主に老朽化した管渠を重点的に腐食、破損、クラックなどの劣化状況、浸水状況、管渠の上下のたるみ、堆積物などの有無を把握する調査のこと。

しゅうぜん
修繕 (P. 12)

施設の機能が維持されるよう部分的に補強、取り替えなどにより修復すること。

しゅうよう かんきょ
主要な管渠 (P. 14)

当該管渠の下水を集める（流す）面積が 20ha 以上の下水道管渠のこと。

リスクマトリクス (P. 14)

リスク管理のうちリスク評価で利用する手法の 1 つで、リスクを図表化で整理する手法。例えば、縦軸に「発生確率」を、横軸に「被害規模」をとっている分布図。

きんきゅうど
緊急度 (P. 15)

施設の状態を段階別に区分して、施設を改築更新する緊急性をランク分けしたもの。

スパン (P. 15)

マンホールとマンホールを結ぶ管路施設の区間のこと。

しゅうえきてきしゅうし
収益的収支 (P. 19)

事業の管理運営に伴って発生する収入とこれに対応する支出のこと。

げんかしょうきやくひ
減価償却費 (P. 19)

最短 2 年以上の長期間にわたって使用できる固定資産の取得に要した支出を、その取得年度には全額を支出費用とはせずに、取得資産の耐用年数の間に少しずつ費用化していく会計処理のことで、企業会計特有の概念。

りゅういきげすいどう
流域下水道 (P. 19)

都道府県が管理する下水道で、2 以上の市町村の区域における下水を排除し、終末処理場を有するもの。

りゅういきげすいどうか ん り ひ
流域下水道管理費 (P. 19)

流域下水道の維持管理費の一部を、関連する各市町村が分担して負担する金銭のこと。
これらの負担金を流域下水道に支払うことで、流域下水道を使用する権利が得られる。

きぎょうさい
企業債 (P. 19)

下水道管の整備など、建設改良費などの財源として借り入れる借入金のこと。

しょうかん
償還 (P. 19)

施設の建設時などに国や金融機関など外部から調達（借入）した金銭を債権者に対して返済すること。

たかいけいふたんきん
他会計負担金 (P. 19)

一般会計から下水道事業に繰り入れられる「基準内繰入」と「基準外繰入」のうち、「基準内繰入」に該当するもの。

えいぎょうしゅうえき
営業収益 (P.20)

地方公共団体の主たる営業活動から生じる収益のこと。

えいぎょうがいしゅうえき
営業外収益 (P. 20)

金融財務活動その他主たる営業活動以外の原因から生じる収益のこと。

ちようきまえうけきんれいにゆう
長期前受金戻入 (P. 20)

固定資産取得の財源となった国庫補助金、負担金など外部からもらった金銭について、減価償却に見合った額を収益化した会計処理上の収益のこと。

しほんてきしゅうし
資本的収支 (P. 22)

施設などの建設改良および企業債の元金償還に関する収入および支出のこと。

がんきんしょうかんきん
元金償還金 (P. 22)

企業債を借り入れた際の返済額のうち、元金部分の返済額のこと。
元金とは利子を含まない直接借りた金額のことである。

しほんひへいじゅんかさい

資本費平準化債 (P. 22)

資金不足を補うための借入制度。この制度により施設の利用期間で企業債の償還額を平準化させ、利用者負担の世代間不公平を軽減させることができる。

そんえきかんじょうりゆうほしきん

損益勘定留保資金 (P. 22)

減価償却費や資産減耗費などは、過去に支出した建設費を費用化したものであり、その年度に現金の支出はない。したがって、その金額分は黒字経営である限り、確実に現金として公営企業内に留保されることになり、これを損益勘定留保資金（内部留保資金）という。

この損益勘定留保資金があることにより、将来施設が使用に耐えられなくなり、施設を更新しなければならなくなったときの財源が確保されることになる。

たかいけいほじょきん

他会計補助金 (P. 22)

一般会計から下水道事業に繰り入れられる「基準内繰入」と「基準外繰入」のうち、「基準外繰入」に該当するもの。

くりいれ

繰入 (P. 22)

他会計より資金を繰り入れること。(例 一般会計繰入金：市の会計には一般会計と特別会計があり、特別会計は特定の事業の収入をその事業の支出に充てる会計で、一般会計とは切り離して考える。一般会計繰入金とは特別会計の財源として、一般会計から繰り入れる資金のこと。)

けんせつかいりょうひ

建設改良費 (P. 22)

固定資産の取得、機能を高めるもの、あるいは当該資産の耐用年数を延長させるための費用。

こっこほじょきん

国庫補助金 (P. 22)

下水道事業の財源として、法令に基づき国から補助される資金。

きじゅんがいくりいれ
基準外繰入 (P. 23)

一般会計繰入金は下水道事業のために繰り入れられる資金のことであり、「基準内繰入金」と「基準外繰入金」がある。「基準外繰入金」は、独立採算制の原則に基づき一般会計で負担すべき経費とされている「基準内繰入金」では賄えない分を、赤字補填として繰り入れることである。

きぎょうさいみしょうかんばんだか
企業債未償還残高 (P. 24)

企業債による借入金の残高（利息は含めない）をいう。

ちほうこうえいきぎょうほう てきょう
地方公営企業法の適用 ※地方公営企業法を適用 (P. 26)

地方公営企業法の財務規定などの適用を行い、建設に係る経理と管理運営に係る経理の分離、発生主義の経理による期間損益計算の導入や複式簿記を採用すること。これにより、事業の財政状態や経営状況を明確化することができる。

はいすいせつぴ
排水設備 (P. 28)

汚水を公共下水道に流出させるために必要な排水管、その他の排水施設で、土地、建物などの所有者および管理者が設置するもの。

じゅえきしやふたんきん
受益者負担金 (P. 28)

公共下水道事業に必要な経費に充てるため、下水道の恩恵を受ける市民が一定限度内で負担する金銭。

ゆうしゅうすいりょうみつど
有収水量密度 (P. 29)

地理的条件別分類の基準となる指標で、商業施設や事業所等の立地状況も含めた地理的条件を表す指標。

けいじょうしゅうしひりつ
経常収支比率 (P. 29)

下水道使用料収入や一般会計からの繰入金などの収益で、維持管理費や支払利息などの費用をどの程度賄えているかを表す指標。

そんえきかんじょうしょくいん

損益勘定職員 (P. 30)

主として営業活動に従事するため、給与が予算の収益的支出に計上される職員を損益勘定所属職員という。一方、主として建設改良に従事するため、給与が予算の資本的支出に計上される職員を資本勘定所属職員という。

ほうていたいようねんすう

法定耐用年数 (P. 31)

本来の用途に使用できると思われる推定年数であり、実際に使用できる期間ではない。下水道では国からの通知により設定されている。なお、標準耐用年数や法定耐用年数、目標耐用年数などがある。

いじかんりひ

維持管理費 (P. 32)

日常の下水道施設の維持管理に要する費用のこと。具体的には、人件費、委託料、施設補修費、管渠清掃費などで構成される。

ゆうけいこていしきん

有形固定資産 (P. 32)

固定資産のうち物としての実体をもつもので、これには、土地のように年月の経過によってその価値が減少しないもの、建物、構築物、機械などのように損耗などによって価値が減少していく償却資産、建設途上の未完成施設のように完成するまで償却が行われない建設仮勘定がある。

けいひかいしゅうりつ

経費回収率 (P. 37)

汚水処理に要する費用を下水道使用料によってどれくらい回収できているかを示す割合で経營的には数値が高い方が望ましい。

おすいしよりひ

汚水処理費 (P. 37)

汚水処理に要した費用のことであり、維持管理費と資本費に分けられる。

おすいしよりげんか

汚水処理原価 (P. 38)

有収水量 1m³あたりの汚水処理費用のこと。

汚水処理原価 (円/m³) = 汚水処理費 ÷ 有収水量

かんみんれんけいしゅほう

官民連携手法 (P. 45)

官民連携は公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを活用し、効率化や公共サービスの向上を目指す手法のこと。

うすいめんせきせいびりつ

雨水面積整備率 (P. 46)

雨水を流すための下水道管渠を整備する計画が立てられている区域の面積のうち、既に整備が完了している区域の面積の割合のことで、雨水整備がどのくらい進んでいるかを示す指標。

しんにゆうすい

浸入水 (P. 49)

下水道管渠内に、下水以外の雨水、地下水など、管渠の継手部、マンホールの蓋穴などから浸入してくる水。

しがいにかちょうせいいくいき

市街化調整区域 (P. 55)

無秩序な開発とならないよう市街化を抑制し、人が住むためのまちづくりを行う予定のない区域であり、市が決定する。

りんじざいせいとくれいさい

臨時財政特例債 (P. 57)

地方債の一種であり、昭和 60（1985）年度から平成 4（1992）年度の間における暫定措置としての投資的経費に係る国庫補助負担率引き下げに伴い、その対象事業の補助率差相当額として許可された地方債である。

げんさいつみたてきん

減債積立金 (P. 60)

公営企業債の償還に要する資金に充てるため、議会の議決を経て積立てている資金のこと。

ピーピーピー

ウォーター P P P (P. 68)

水道、下水道、工業用水道分野において、公共施設等運営事業に段階的に移行するための官民連携方式として、長期契約で管理と更新を一体的にマネジメントする方式。

ウェルビーイング (P. 68)

ウェルビーイング (Well-being) とは、身体的・精神的・社会的に満たされた状態を表す概念であり、もともとは Well (よい) と Being (状態) を組み合わせた言葉である。ウェルビーイングは一時的なものではなく、良好な様子が持続しているというニュアンスを含んでいる。